

第二期 五泉市子ども・子育て 支援事業計画

2020

令和2年度



2024

令和6年度

令和2（2020）年3月
五泉市

はじめに



本市は、平成 29 年 4 月にまちづくりの目標となる将来像を「ずっと五泉。～次の一步を、ともに未来へ～」とした、第 2 次五泉市総合計画をスタートしており、市民の皆さまが夢と希望を持ち、豊かさを感じながら、ずっと五泉市で暮らすことができるようにとの思いを込め、まちづくりに取り組んでまいりました。

子ども・子育て施策においては、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間を 1 期とする子ども・子育て支援事業計画を策定しさまざまな取り組みを行ってきたところであります。

しかし、この間も人口減少や少子高齢化により、家族形態の変化、就労の多様化、地域社会のつながりの希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化し、保育ニーズは多様化しています。また、子育てに不安感や負担感を感じる家庭も少なくありません。

このような、子育て支援ニーズの高まりやさらなる支援施策の充実に向け、すべての子どもと子育て家庭を地域で支えるため、令和 2 年度から 5 年間を計画期間とする「第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「あなたも わたしも みんなも 豊かな子育て 育むごせん」を基本理念に掲げ、質の高い乳幼児期の教育・保育サービスの充実や、地域のニーズに応じた子ども・子育て施策を推進するとともに、安心して子どもを生み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境を実現してまいります。市民の皆さまのご理解のもと、計画の推進を図ってまいりますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました五泉市子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査で貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和 2 年 3 月

五泉市長 伊藤 勝美

目 次

第1章 計画概要

1. 計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の対象.....	4
5. 計画策定体制	5

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 人口・世帯.....	9
2. 出生の状況.....	11
3. 児童数の状況	12
4. 婚姻・離婚の状況	15
5. 就労の状況.....	17
6. 教育・保育事業の状況	18

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1. 基本方針.....	23
2. 基本目標.....	23
3. 制度の概要.....	24

第4章 事業計画

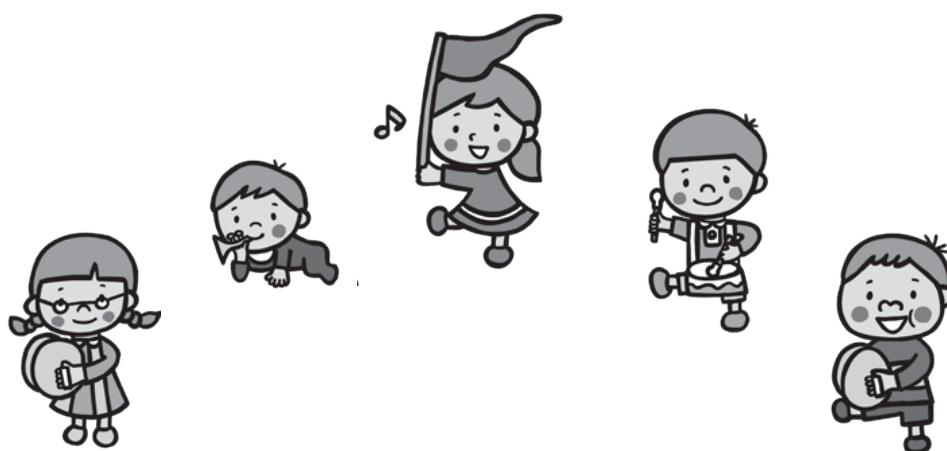
1. 乳幼児期の学校教育・保育の提供体制の整備	31
2. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備	45
3. 乳幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の整備	59
4. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用	60
5. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携	61
6. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図れるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	63

第5章 推進体制

1. 関係機関等との連携	67
2. 本計画の点検・評価・見直し	67

付属資料

1. 子ども・子育て会議条例	71
2. 子ども・子育て会議委員名簿	73
3. 子ども・子育て支援事業計画策定経過	74
4. 市民ニーズ調査結果	75
5. 用語の解説.....	104



第1章

計画概要

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国では、急速に進行する少子高齢化や核家族化の進行、地域社会における人間関係の希薄化、共働き家庭の増加など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化を受け、平成24（2012）年8月に「子ども子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定しました。そして、平成27（2015）年から本格実施した「子ども・子育て支援新制度」のもと、質の高い学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

また、近年、大きな社会問題化となっている子どもをとりまく貧困や虐待など、社会全体として対策を図るべき課題もあります。すべての子どもとその家庭が安心して、子育てすることができる環境づくりを一層推進する必要があります。

今後は一層、保育ニーズの多様化や増加、女性就業率の上昇が見込まれることから、平成29（2017）年6月に公表された「子育て安心プラン」では、女性就業率80%にも対応できる保育の受け皿を整備することとしています。また、同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、子育て世代や子どもに政策資源を大規模に投入することとし、これを受けて、令和元（2019）年10月1日より「幼児教育・保育の無償化」が実施されました。

こうした背景の中、本市は、平成27（2015）年3月に次世代育成支援対策推進計画の内容を一部移行し「五泉市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第一期計画」という）」を策定しました。＜あなたも わたしも みんなも 豊かな子育て 育むごせん＞を基本理念に掲げ、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、地域子育て拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を推進してきました。

第一期計画が令和元年度をもって終了することから、本市の現状と課題を見直し、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とした「第二期五泉市子ども子育て支援計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

五泉市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく計画です。

本計画は、上位計画である「第2次五泉市総合計画」及び関連計画である「五泉市母子保健計画」との事業連携を図り、「第2次五泉市障がい者計画」、「第5期五泉市障がい福祉計画・第1期五泉市障がい児福祉計画」、「ごせん男女共同参画推進計画」との間に調和と整合性を図り策定します。

本計画が就学前の教育・保育の量の拡大や質の向上などを行う「教育・保育サービスの利用量と、そのための施設や体制の需給計画」を掲げ、「五泉市母子保健計画」においては思春期、妊娠期、出産後の親子の健やかな発達など切れ目のない支援を進めております。

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育ての現状

第3章

子ども・子育て支援の方針

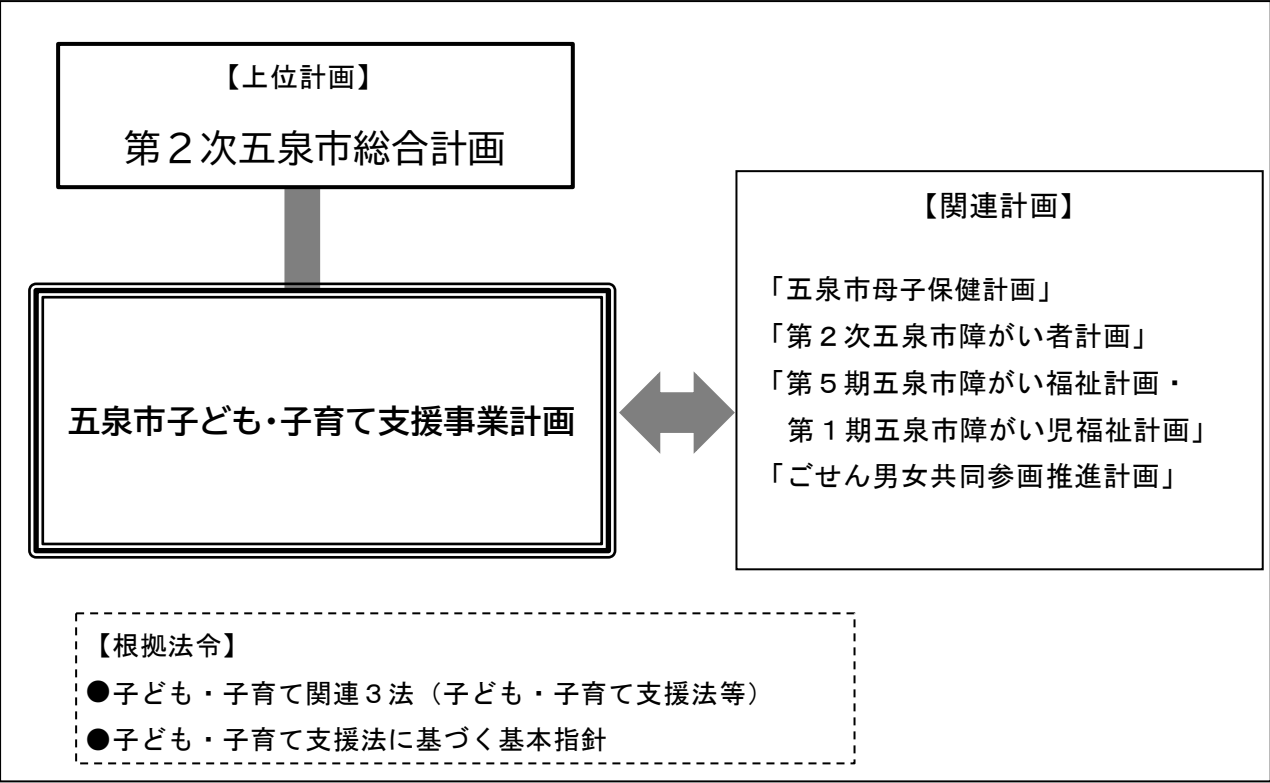
第4章

事業計画

第5章

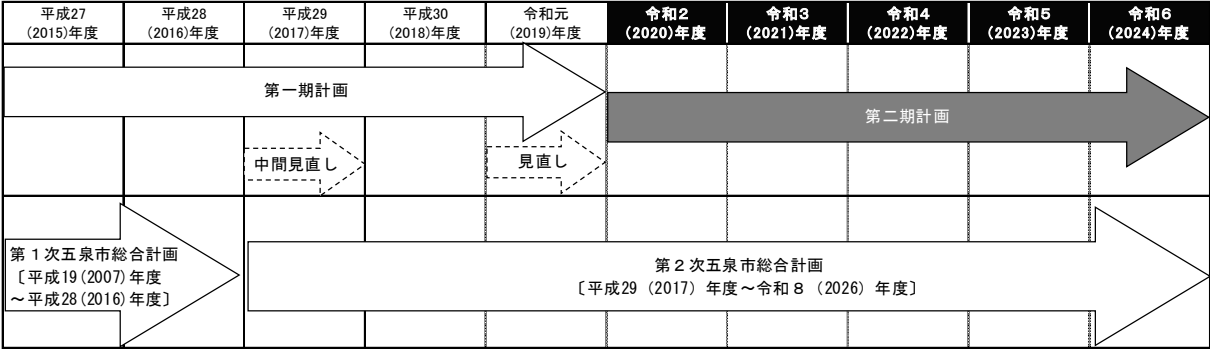
推進体制

付属資料



3. 計画の期間

令和元（2019）年度に計画策定を行い、令和2（2020）年度を初年度とし、令和6（2024）年までの5年間を計画期間とします。



4. 計画の対象

すべての子どもと子育てにかかわる家族や地域住民、事業主とし、「子ども」とは、「児童福祉法」第4条に基づき、18歳までを対象とします。

5. 計画策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては「五泉市子ども・子育て会議条例〔平成 25（2013）年五泉市条例第 18 号〕」に基づき、有識者や教育・保育の関係者、市民の代表等による五泉市子ども・子育て会議を設置し、審議を行いました。

(2) 住民意見の反映

①市民ニーズ調査の実施

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、平成 30（2018）年 12 月から平成 31（2019）年 1 月、0～6 歳の就学前児童及び小学 1～6 年生児童の保護者を対象とした市民ニーズ調査を実施しました。

調査結果の概要は、「付属資料 4. 市民ニーズ調査結果」を参照ください。

②パブリックコメントの実施

本計画（案）を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

第1章

計画概要

第2章

子ども・子育て
を取り巻く現状

第3章

子ども・子育て
支援の方針・基本的な考え方

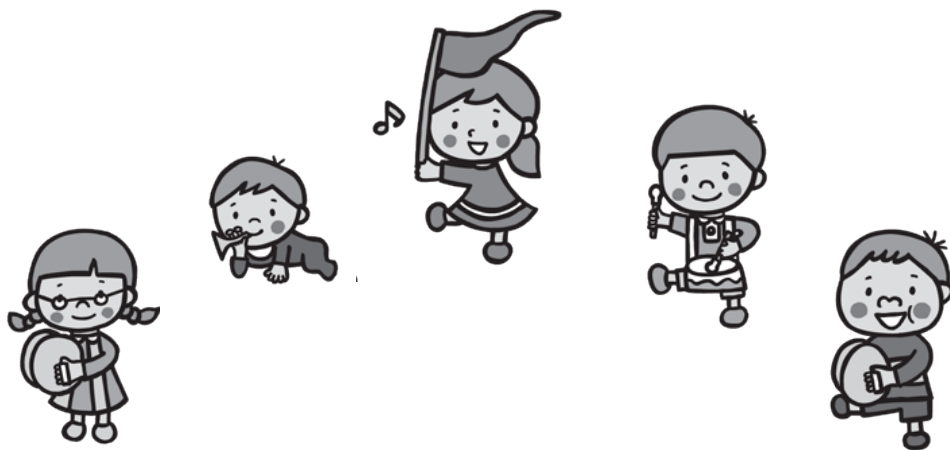
第4章

事業計画

第5章

推進体制

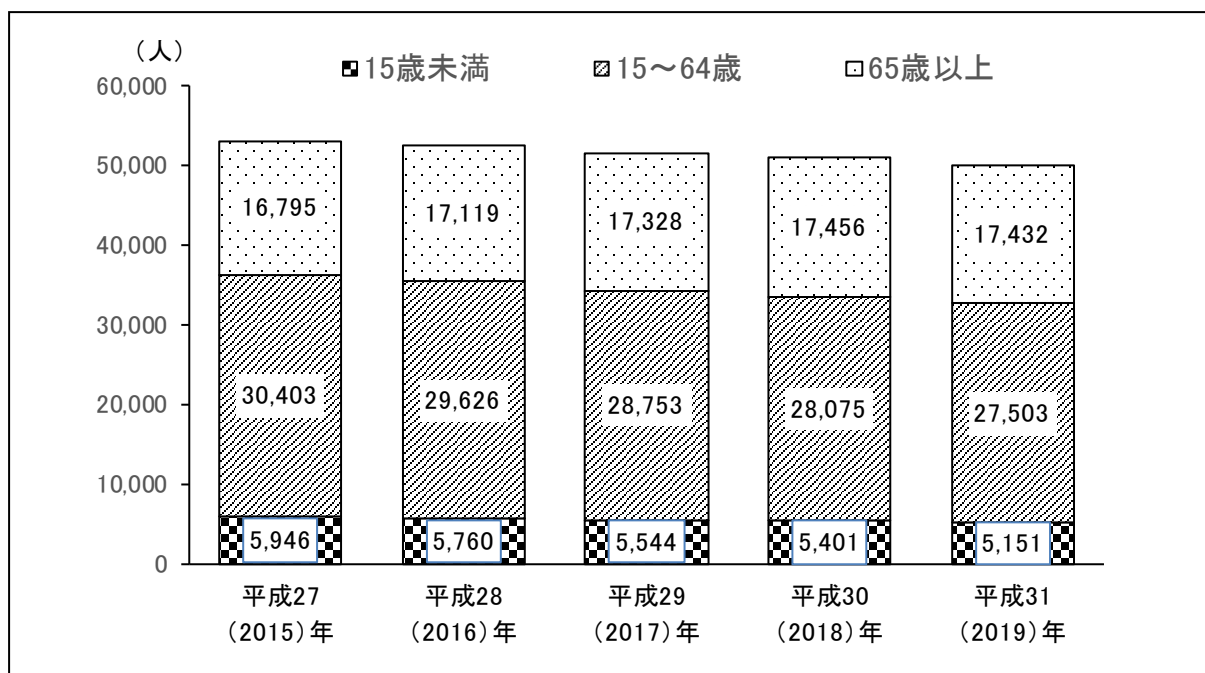
付属資料



第2章

子ども・子育て を取り巻く現状

1. 人口・世帯



	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	平成 31 (2019) 年
総人口	53,144	52,505	51,625	50,932	50,086
年少人口 (0～14 歳)	5,946	5,760	5,544	5,401	5,151
年少人口割合	11.2%	11.0%	10.7%	10.6%	10.3%

資料：市民課（各年3月末現在）、単位：人

本市の人口は、徐々に減少を続けており、平成 30（2018）年には、51,000 人を割り込みました。また、15 歳未満の年少人口及び 15～64 歳の生産年齢人口が年々減少しており、総人口に占める割合も低下しています。反面、65 歳以上の人口は増加傾向がみられ、少子・高齢化が進行していることが分かります。

	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	平成 31 (2019) 年
総人口	53,144	52,505	51,625	50,932	50,086
世帯数	18,626	18,759	18,764	18,847	18,833
1 世帯あたり人員	2.85	2.80	2.75	2.70	2.66

資料：市民課（各年3月末現在）、単位：人

本市の世帯数は、年々増加しています。総人口は減少していますので、1 世帯あたりの人員は減少する傾向にあります。世帯分離・核家族化の進行がうかがえます。

第1章

計画概要

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

第3章

子ども・子育て支援の方針

第4章

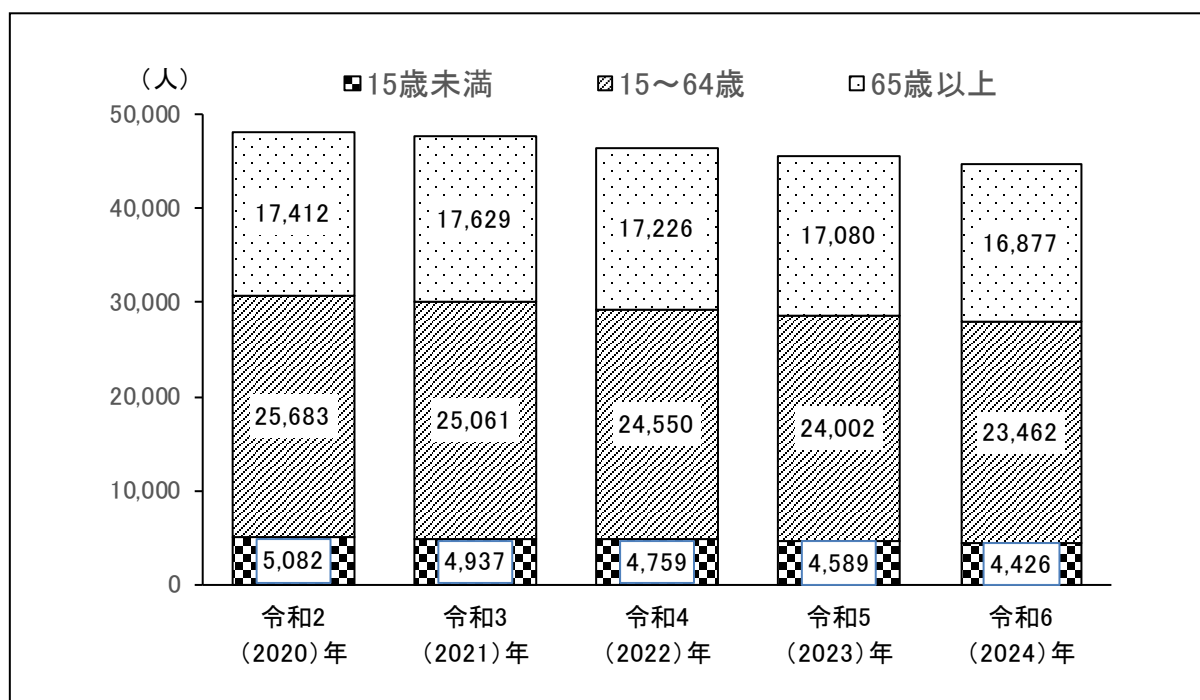
事業計画

第5章

推進体制

付属資料

■ 推計人口（各年3月31日）



資料：厚生労働省「将来人口推計のためのワークシート」、単位：人

推計方法：平成27（2015）年～31（2019）年（各3月31日現在）の住民基本台帳人口を使用して「コーホート変化率法」による推計を行った。

「コーホート変化率法」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団

（コーホート）について、過去における実績人口の動勢（増減）から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
総人口	48,177	47,627	46,535	45,671	44,765
年少人口（0～14歳）	5,082	4,937	4,759	4,589	4,426
年少人口割合	10.5%	10.4%	10.2%	10.0%	9.9%

各年3月31日「見込み」、単位：人

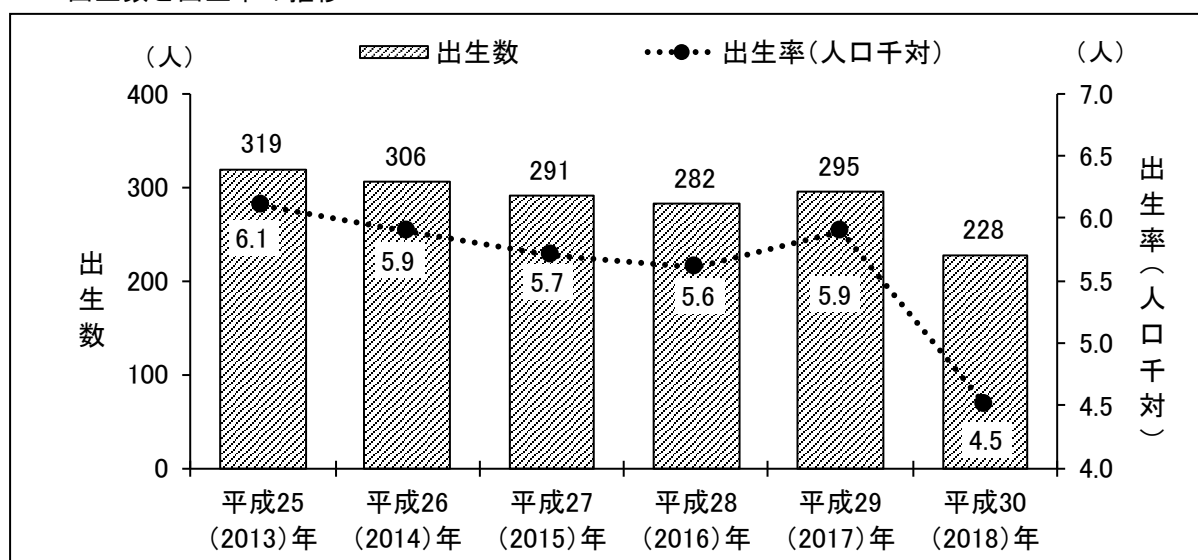
令和2（2020）年から令和6（2024）年までの人口の推計をみると、総人口は年々減少する傾向にあり、令和6（2024）年には44,765人と45,000人を割り込む見込みです。

また、15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は年々減少し、65歳以上の高齢者人口がほぼ横ばいのため今後、急激な人口減少が危惧されています。

2. 出生の状況

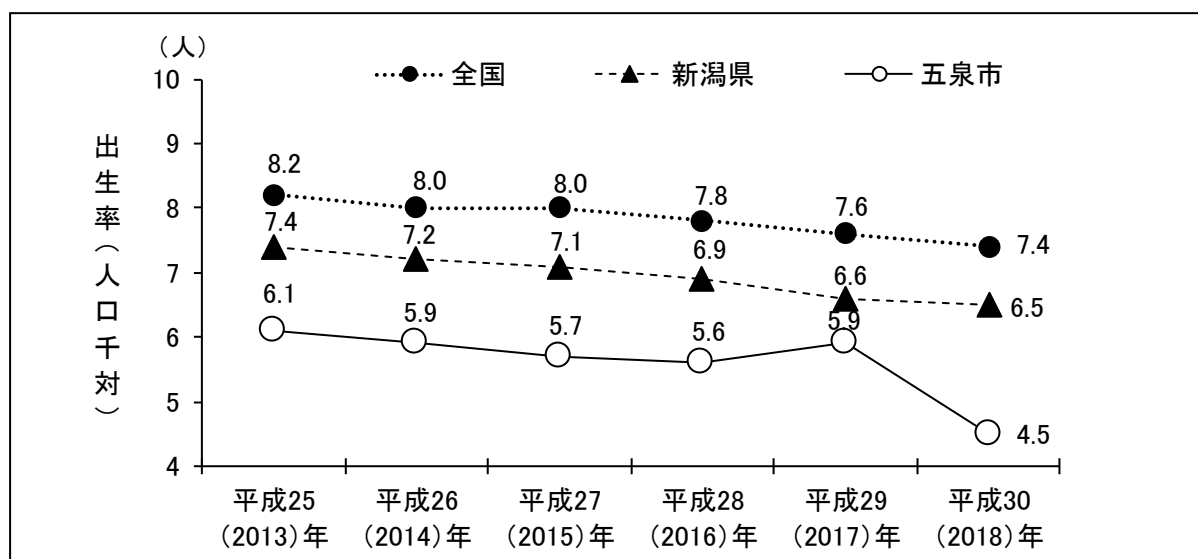
本市における出生数は、平成 26（2014）年から平成 29（2017）年までは、概ね 300 人前後で推移し、出生率は、6.0（人）前後で推移しております。しかし、平成 30（2018）年には 230 人を割り込みました。出生率は 4.5（人）へ低下しています。なお、全国及び新潟県の平均よりも低くなっています。

出生数と出生率の推移



資料：県「健康・福祉の現況」「母子保健の現況」

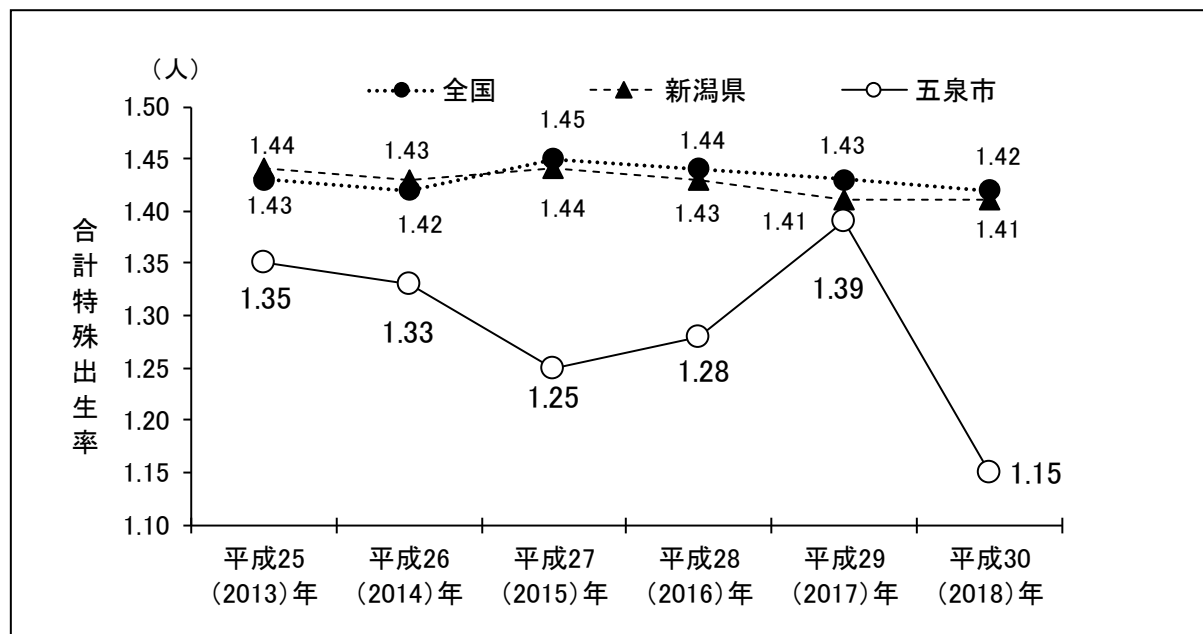
出生率の推移（全国／新潟県／五泉市）



資料：県「人口動態統計の概況」

本市の合計特殊出生率は、平成 25（2013）年以降、全国及び新潟県の平均よりも低い水準で推移しています。

合計特殊出生率の推移（全国／新潟県／五泉市）



資料：県「人口動態統計の概況」

注）合計特殊出生率：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

3. 児童数の状況

本市の 6 歳未満の児童数は、減少傾向にあり、令和 2（2020）年以降も減少が続く見通しとなっています。

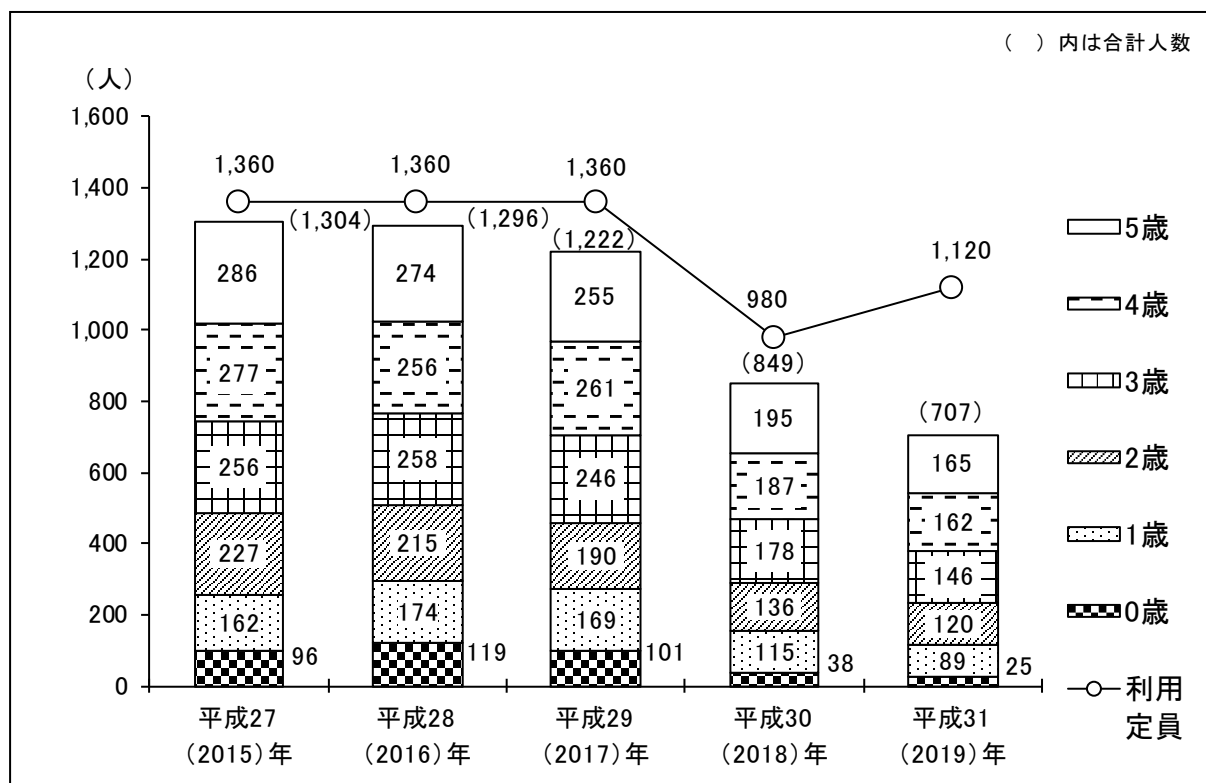
6 歳未満の児童数（各年 3 月 31 日）

	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	平成 31 (2019) 年	推計値				
				令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年	令和 4 (2022) 年	令和 5 (2023) 年	令和 6 (2024) 年
6 歳未満・計	1,917	1,868	1,743	1,681	1,620	1,556	1,492	1,424
0 歳	276	277	224	251	241	229	219	214
1 歳	297	292	275	228	256	246	234	224
2 歳	314	307	304	293	233	262	252	240
3 歳	330	314	292	294	293	233	262	252
4 歳	349	329	320	304	294	293	233	262
5 歳	351	349	328	311	303	293	292	232

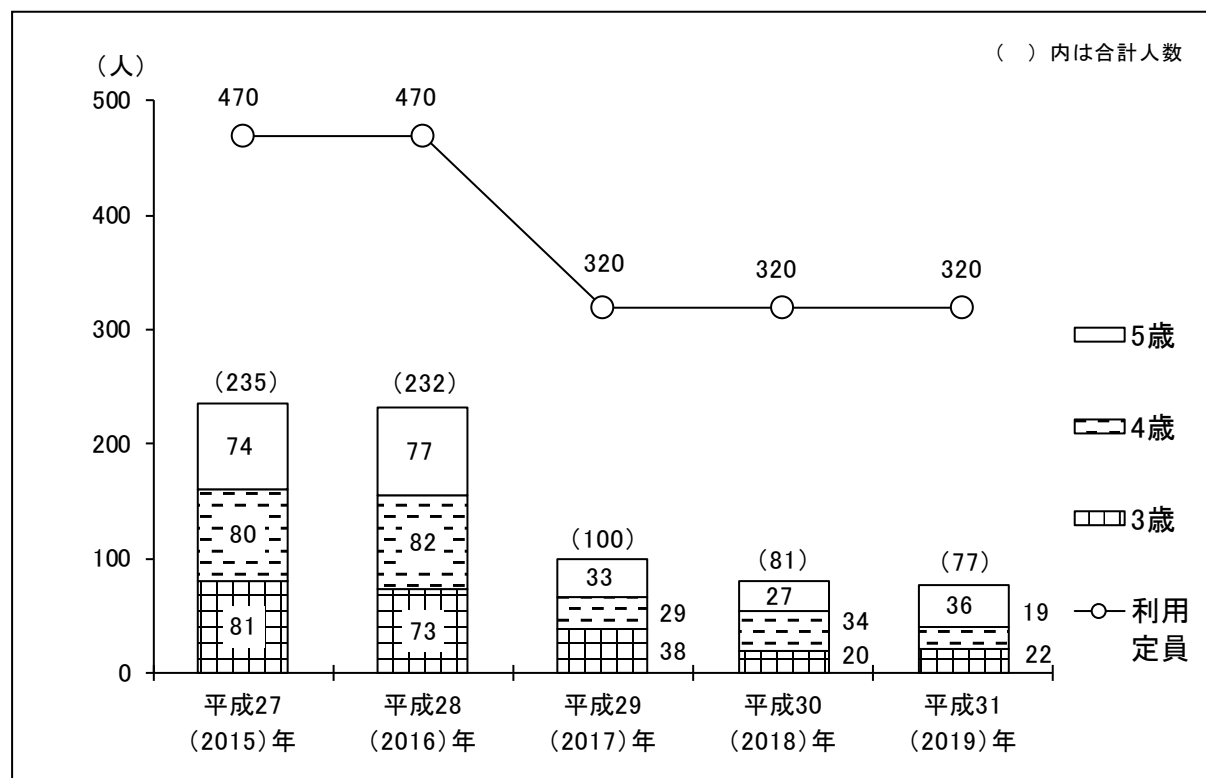
資料：市民課、厚生労働省「将来人口推計のためのワークシート」、単位：人

なお、令和 2（2020）年以後の推計値にあたっては、五泉市の現況を鑑み、前述の推計を準じて、行っています。

保育園児童数の推移（各年4月1日現在）



幼稚園児童数の推移（各年5月1日現在）



第1章

計画概要

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

第3章

子ども・子育て支援の方針

第4章

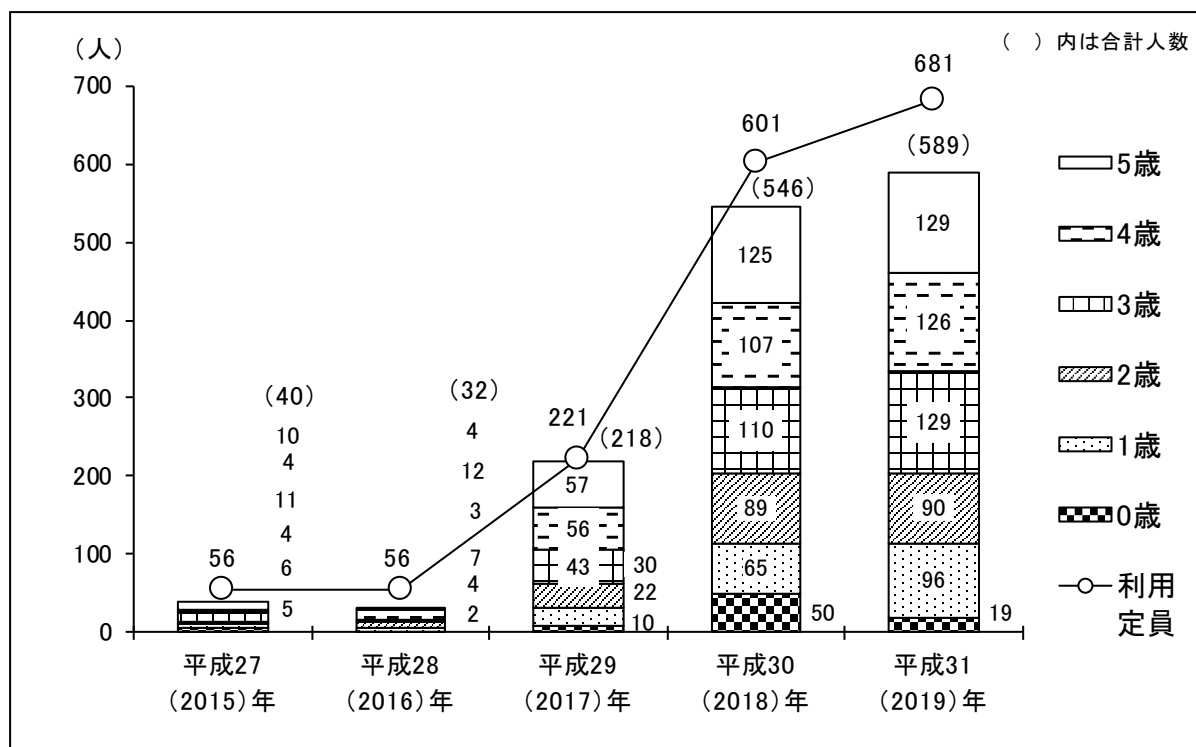
事業計画

第5章

推進体制

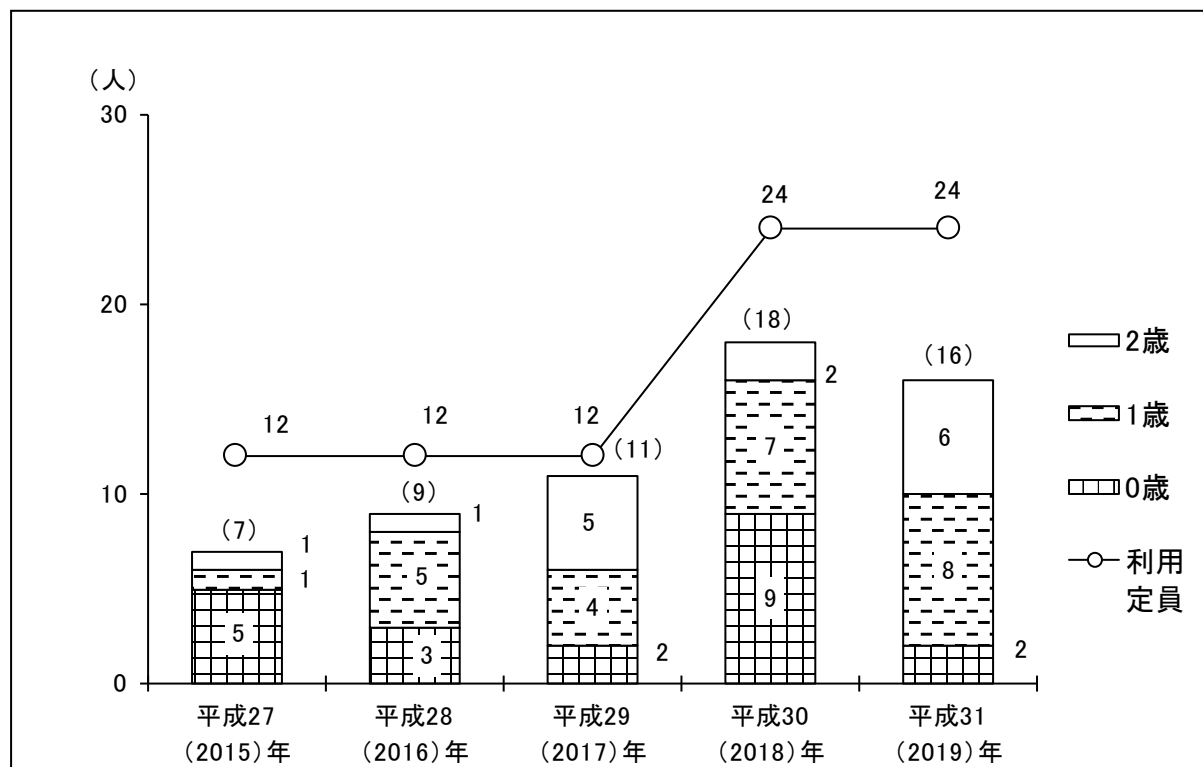
付属資料

認定こども園児童数の推移（各年4月1日現在）



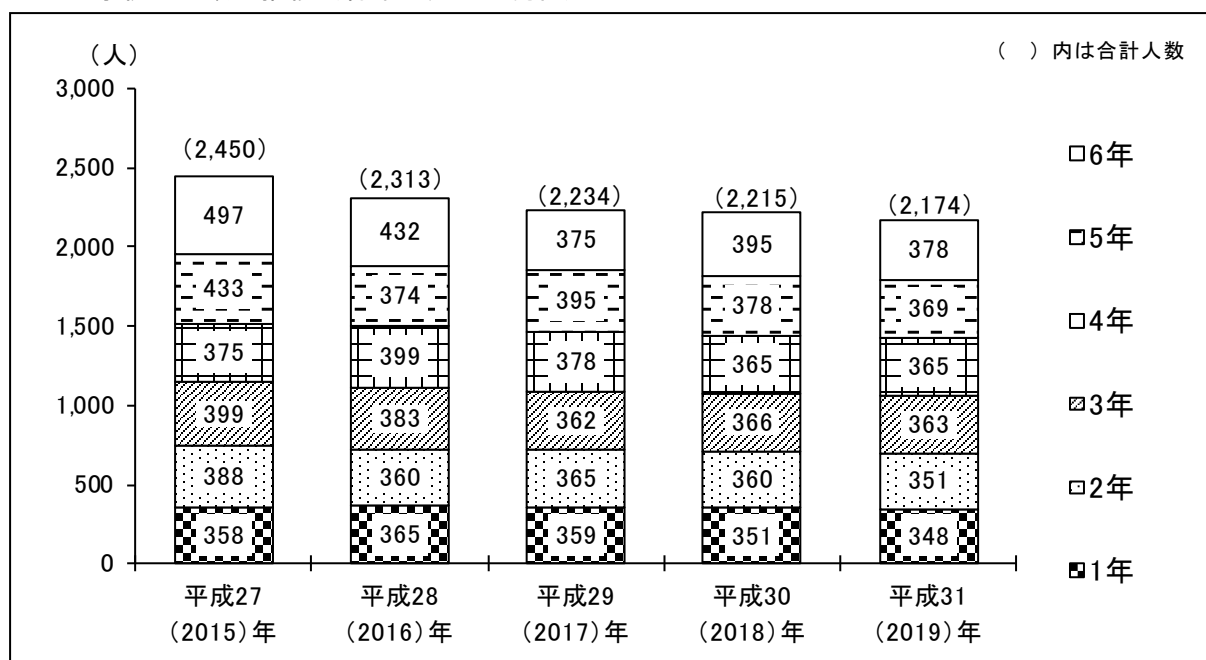
資料：こども課

小規模保育所児童数の推移（各年4月1日現在）



資料：こども課

小学校児童数の推移（各年5月1日現在）

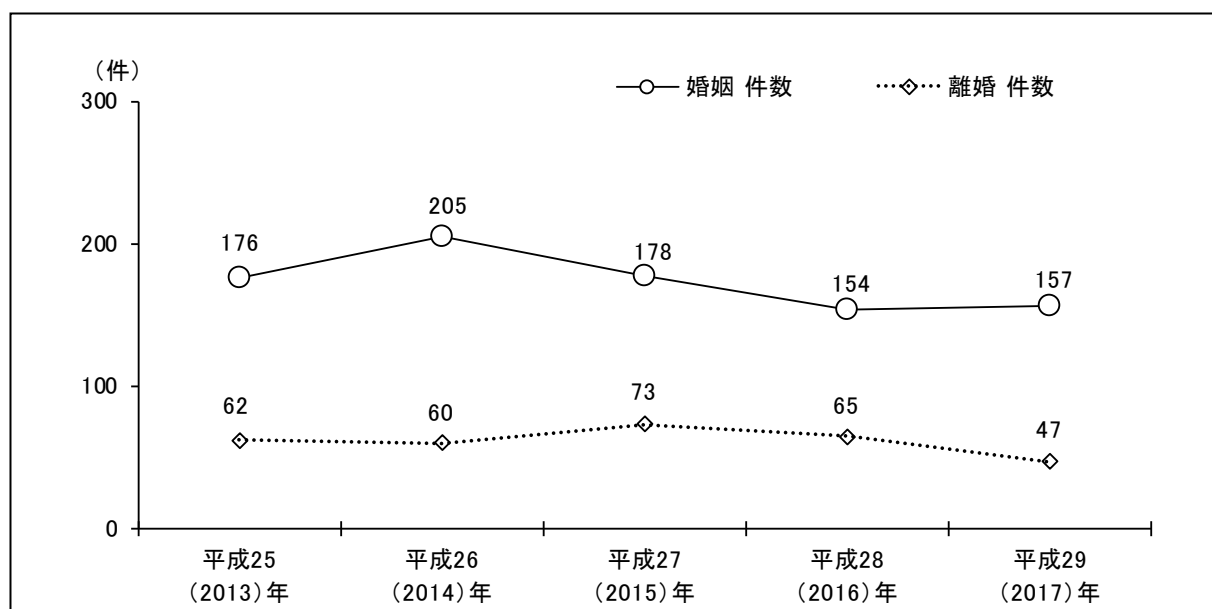


資料：学校教育課

4. 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻件数は、平成26（2014）年以降減少傾向にあり、平成29（2017）年は157件となっています。離婚件数も緩やかな減少傾向となっています。

婚姻件数・離婚件数の推移



資料：県「健康・福祉の現況」「母子保健の現況」

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育ての現状

第3章

子育て支援の方針・基本的な考え方

第4章

事業計画

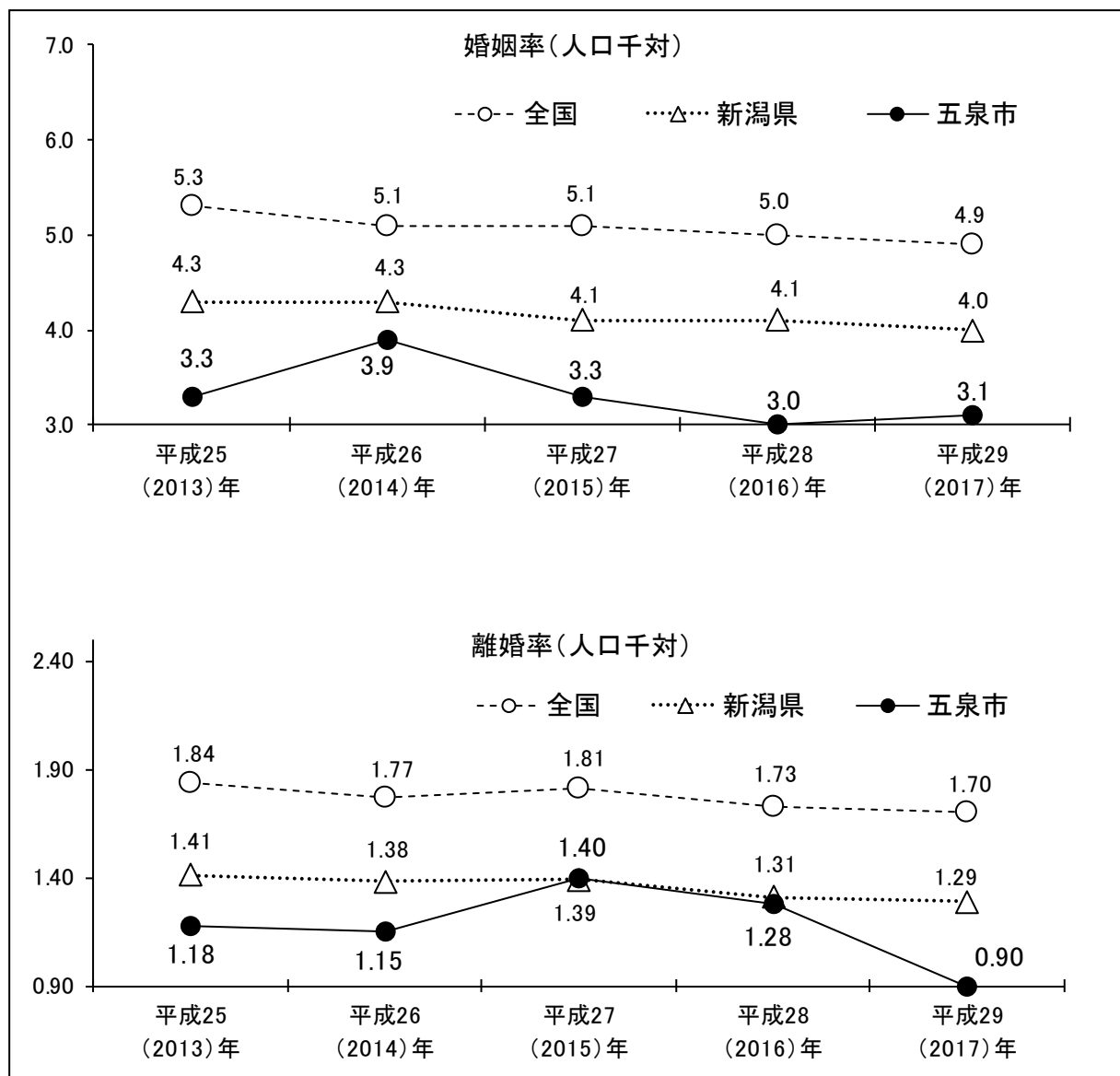
第5章

推進体制

付属資料

また、婚姻率（人口千対）、離婚率（人口千対）は、どちらも全国及び新潟県の平均を下回る傾向が続いています。

婚姻率（人口千対）・離婚率（人口千対）の推移



資料：県「人口動態統計の概況」

5. 就労の状況

本市の労働力人口は、男女とも減少傾向にあり、労働力率も低下しています。

労働力人口の推移

単位：人

年次	15歳以上人口			労働力人口					非労働力人口 (家事・通学・その他)		
	計	男	女	計	就業者		完全失業者		計	男	女
					男	女	男	女			
平成12(2000)年	50,288	23,785	26,503	31,326	16,734	13,152	965	475	18,931	6,069	12,862
平成17(2005)年	49,348	23,341	26,007	30,114	16,016	12,522	1,044	532	19,027	6,151	12,876
平成22(2010)年	47,884	22,681	25,203	28,392	14,786	11,713	1,347	546	19,309	6,442	12,867
平成27(2015)年	45,585	21,629	23,956	25,897	14,170	11,727	689	304	18,344	6,586	11,758

資料：国勢調査

注1) 労働力人口：15歳以上人口のうち、「仕事によって収入を得ている者、休業中の者、完全失業者」を合計した人口。アルバイトの学生やパートの主婦も労働力人口に含まれる。

注2) 15歳以上人口は、労働力状態「不詳」を含む。

労働力率の推移

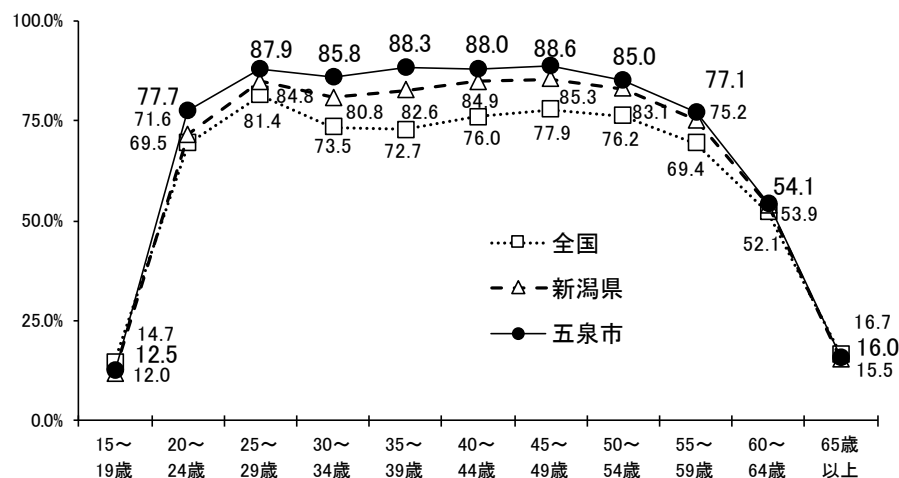
年次	労働力率(単位：%)		
	計	男	女
平成12(2000)年	62.3	74.5	51.4
平成17(2005)年	61.3	73.5	50.3
平成22(2010)年	59.5	71.5	48.8
平成27(2015)年	56.8	69.2	49.2

資料：国勢調査

注) 労働力率＝労働力人口÷15歳以上人口(労働力状態不詳を除く)×100(%)

本市における女性の20代から50代までの5歳階級別労働力率は、全国及び新潟県の平均を上回っています。

女性の5歳階級別労働力率(全国／新潟県／五泉市)



資料：平成27(2015)年 国勢調査

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育ての現状

第3章

子育て支援の基盤づくり

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

6. 教育・保育事業の状況

(1) 保育園の定員・利用者数

単位: 人

中学校区	施設名	定員	園児数	(内訳)						備考
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
五泉	こばと保育園	100	67	1	9	10	15	10	22	
五泉	つくし保育園	120	82	1	9	11	25	16	20	
五泉北	さくら保育園	100	88	2	16	17	12	21	20	
五泉北	総合保育園	150	140	11	17	24	36	24	28	
五泉北	すもと保育園	90	49	1	6	5	6	16	15	
五泉北	はしだ保育園	80	49	3	6	10	11	10	9	
川東	かわひがし保育園	110	50	2	5	7	14	13	9	
川東	あさひ保育園	100	40	1	5	9	4	16	5	
村松桜	村松第1保育園	120	72	3	7	18	10	20	14	
村松桜	大蒲原保育園	90	52	0	9	6	11	14	12	
村松桜	川内保育園	60	18	0	0	3	2	2	11	
	合 計	1,120	707	25	89	120	146	162	165	

資料：こども課〔平成31（2019）年4月1日現在〕

(2) 幼稚園の定員・利用者数

単位: 人

中学校区	施設名	定員	園児数	(内訳)			備考
				3歳	4歳	5歳	
五泉北	第一幼稚園	160	41	11	10	20	
村松桜	村松幼稚園	160	36	11	9	16	
	合 計	320	77	22	19	36	

資料：学校教育課〔令和元（2019）年5月1日現在〕

(3) 認定こども園の定員・利用者数

単位:人

中学校区	施設名		定員	園児数	(内訳)						備考
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
五泉北	五泉いずみこども園	教育	26	13	-	-	-	3	6	4	
		保育	30	31	2	8	6	4	5	6	
五泉北	ひまわりこども園	教育	8	2	-	-	-	1	1	0	
		保育	92	83	4	12	17	16	16	18	
五泉	すみれこども園	教育	10	11	-	-	-	4	3	4	
		保育	140	105	3	23	23	23	16	17	
村松桜	村松さくらこども園	教育	10	5	-	-	-	1	0	4	
		保育	70	69	2	14	8	11	17	17	
村松桜	みどりこども園	教育	10	12	-	-	-	7	3	2	
		保育	120	104	4	22	18	20	20	20	
五泉	認定こども園 エービーシー幼稚園	教育	75	56	-	-	-	19	17	20	
		保育	90	98	4	17	18	20	22	17	
	合 計		681	589	19	96	90	129	126	129	

資料：こども課〔平成31（2019）年4月1日現在〕

(4) 小規模保育所の定員・利用者数

単位:人

中学校区	施設名	定員	園児数	(内訳)			備考
				0歳	1歳	2歳	
五泉	五泉どんぐり小規模保育所太田園	12	7	1	5	1	
五泉北	五泉どんぐり小規模保育所	12	9	1	3	5	
	合 計	24	16	2	8	6	

資料：こども課〔平成31（2019）年4月1日現在〕

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育ての現状

第3章

子ども支援の基本的考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

(5) 小学校児童数

単位:人

小学校	学級数	児童人数						
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
五泉小学校	16	68	77	66	91	83	78	463
五泉南小学校	16	86	70	90	62	76	84	468
五泉東小学校	11	43	38	40	47	44	24	236
川東小学校	6	28	32	28	22	21	33	164
巢本小学校	6	16	17	12	16	18	21	100
橋田小学校	6	15	14	13	19	11	23	95
大蒲原小学校	6	16	19	13	9	17	14	88
村松小学校	12	41	48	56	51	58	57	311
愛宕小学校	12	35	36	45	48	41	44	249
合 計	91	348	351	363	365	369	378	2,174

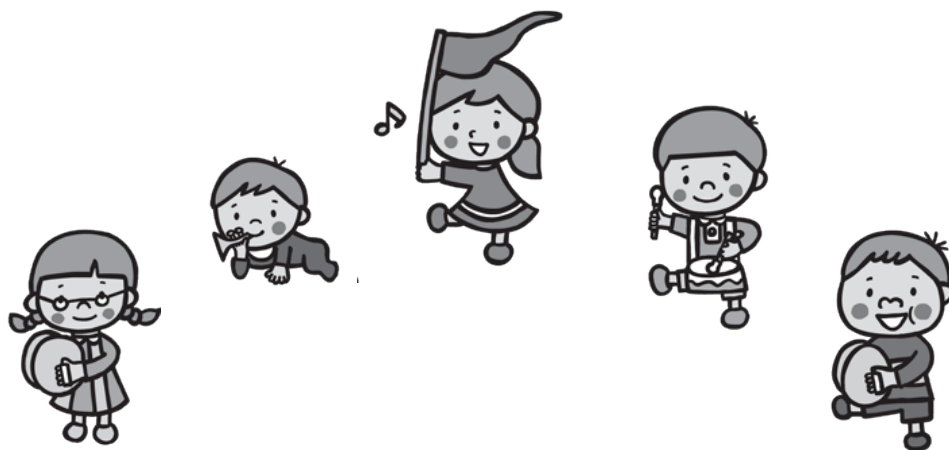
資料：学校教育課〔令和元（2019）年5月1日現在〕

(6) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）の定員・利用者数

単位:人

	定員	登録児童数						
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
げんき童夢	62	32	29	0	0	0	0	61
南っ子学童	88	0	0	13	15	2	1	31
いずみ学童	70	35	31	0	0	0	0	66
東っこ学童	68	10	21	14	5	5	1	56
だっしこ学童	23	0	7	3	2	2	0	14
第2だっしこ学童	21	9	0	0	0	0	0	9
あわしま学童	57	0	0	28	9	1	0	38
さくら学童	64	3	0	17	11	10	0	41
みどりっ子学童	74	22	20	0	0	0	0	42
あたご学童	75	15	25	14	7	2	1	64
合 計	602	126	133	89	49	22	3	422

資料：こども課〔平成31（2019）年3月31日現在〕



第3章

子ども・子育て支援 の基本的な考え方

1. 基本方針

本計画では、「子ども・子育て支援法」の基本理念及び国が示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の意義を踏まえ、地域社会全体で子ども・子育て家庭を支える取組みを推進していきます。

平成 27（2015）年に策定した「五泉市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第一期計画」という）」においては、基本方針を『あなたも わたしも みんなも 豊かな子育て 育むごせん』としました。

「第二期五泉市子ども・子育て支援事業計画」は、「第一期計画」の基本方針を継承し、安心して生み育てることができる社会の実現に向けて、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目的に、五泉市に生まれ育つすべての子どもたちが健やかに成長でき、子育てに関する不安、孤立感を和らげる取組みを、保育・教育の場はもとより職場や地域が一体となって推進していくことで、社会全体で“あなたも わたしも みんなも 豊かな子育て 育むごせん”を目指します。

【基本方針】

あなたも わたしも みんなも 豊かな子育て 育むごせん

2. 基本目標

基本方針に基づき、「子ども・子育て支援法」の趣旨を踏まえ、次の6点を基本的な目標として「子ども・子育て支援制度」における子育て支援施策を推進していきます。

【基本目標】

- ①乳幼児期の学校教育・保育の提供体制の整備
- ②地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備
- ③乳幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の整備
- ④産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用
- ⑤子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携
- ⑥労働者の職業生活と家庭生活との両立が図れるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第1章

計画概要

第2章

子ども・子育て
を取り巻く現状

第3章

子ども・子育て
支援の基本的な
考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

3. 制度の概要

本計画に基づき実施する事業は、平成 27（2015）年度にスタートした子ども・子育て支援制度にそって実施するものです。制度の概要を以下に示します。

（1）制度の全体像

子ども・子育て支援制度とは、「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる子ども・子育て関連 3 法に基づく制度です。

制度では、『子どもの最善の利益』が実現される社会を目指す」との考え方を基本とし、事業の実施主体（計画策定、給付・事業の実施を行う機関）である市町村に以下の事項の実現・推進を求めています。

- ①質の高い乳幼児期の学校教育、保育の総合的な提供（認定こども園の普及）
- ②保育の量的拡大・確保
- ③教育・保育の質的改善
- ④地域社会全体でより良い親子関係の形成及び地域の子ども・子育て支援の充実
- ⑤子ども・子育て会議の設置

（2）制度の事業体系

制度は、大きく「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の 2 つに分かれます。

教育・保育給付	地域子ども・子育て支援事業
①施設型給付 ・幼稚園 ・認定こども園 ・保育園 ②地域型保育給付 ・小規模保育事業 （定員 6～19 人） ・家庭的保育事業 （定員 5 人以下） ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業	①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） ③妊婦健康診査事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業／子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業） ⑥子育て短期支援事業 ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ） ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体（株式会社・NPO 法人等）が本制度に参入することを促進するための事業

(3) 教育・保育給付

乳幼児期の学校教育と、保育の必要性※のある子どもへの保育を、認定こども園、幼稚園、保育園及び小規模保育施設等により対象者に提供するサービスのことです。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

※保育の必要性

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は、次の1号～3号の区分で行われます。

認定区分	対象となる子ども	施設等
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育の必要性あり)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育の必要性あり)	保育園 認定こども園 小規模保育施設等

保育の必要性は、以下の事由に該当する場合に認定されます。

①就労	⑥求職活動（起業準備を含む）
②妊娠・出産	⑦就学（職業訓練校等を含む）
③保護者の疾病・障害	⑧虐待やDVのおそれがあること
④同居親族等の介護・看護	⑨育児休業取得中に、既に保育を利用して継続 利用が必要であること
⑤災害復旧	

教育・保育給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

①施設型給付

施設型給付の対象事業は、幼稚園、認定こども園、保育園です。市から事業者に対して支給します。

②地域型保育給付

制度では、保育園の要件を満たさない定員が19人以下の保育事業について、市による認可事業として実施することになります。

地域型保育給付の対象事業は、小規模保育事業（定員6～19人）、家庭的保育事業（定員5人以下）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4種類です。

(4) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、「子ども・子育て支援法」第 59 条に 13 事業が定められており、各市町村で地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施することとなっています。(p28 表 2 参照)

(5) 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」では、市町村の子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育給付並びに地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み（推計ニーズ量）」や「確保の内容（確保方策）」を定めることとしています。

本市では、各地域における人口の増減状況や教育・保育を提供するための整備状況（施設数・定員等）、保護者の就労状況や私立施設の増加による選択肢の多様化等から総合的に勘案し、教育・保育提供区域を、原則として、市の規則で定める中学校区とします。

表 1 教育・保育給付の提供区域

区分		提供区域	提供区域の考え方
施設型給付	幼稚園	市全域 (1 区域)	市全域で需給バランスが取れており、居住地や勤務地に近い施設を選択することができる自由度を考慮し、市全域を 1 区域として設定します。
	認定こども園 (教育)		
	認定こども園 (保育)	中学校区※ (4 区域)	現在の保育園の配置、交通事情や地域性を考慮し、最も合理的な区域として中学校区（4 区域）を設定します。
	保育園		
地域型保育給付	小規模保育事業 (定員 6～19 人)	中学校区※ (4 区域)	保育園による保育の提供を補完する事業として位置づけ、保育園同様、中学校区（4 区域）を設定します。
	家庭的保育事業 (定員 5 人以下)		
	居宅訪問型保育事業	市全域 (1 区域)	居住地にこだわらない提供（給付）形態のため、市全域を 1 区域として設定します。
	事業所内保育事業		

※中学校区（4 区域）

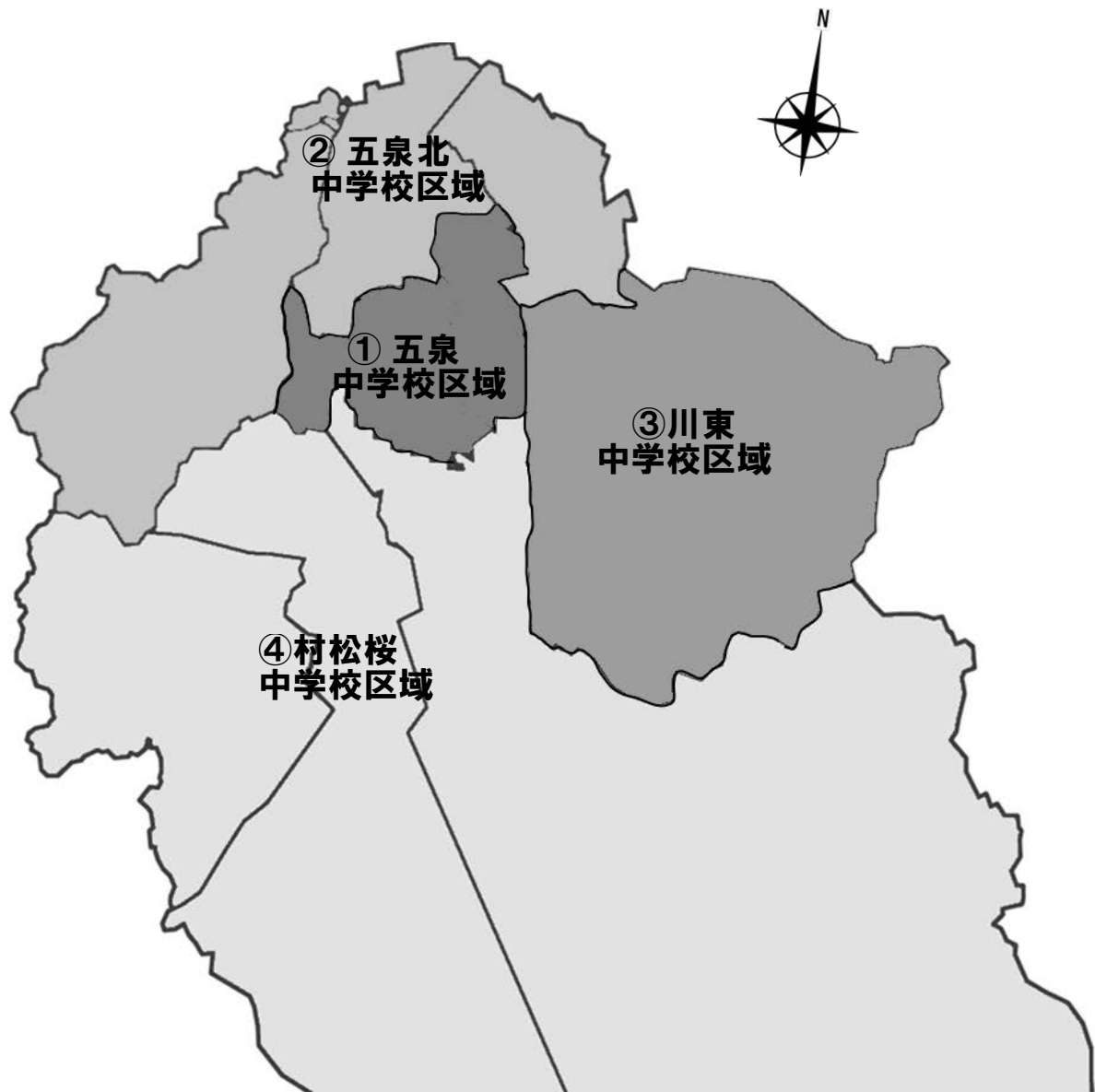
①五泉中学校区

②五泉北中学校区

③川東中学校区

④村松桜中学校区

■五泉市教育・保育提供区域図（中学校区）



第1章

計画概要

第2章

子ども・子育て
を取り巻く現状

第3章

子ども・子育て
支援の基本的な
考え方

第4章

事業計画

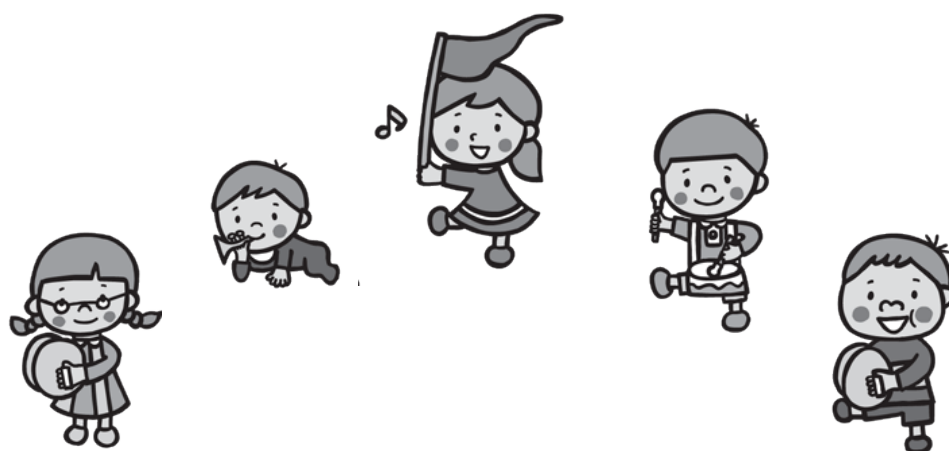
第5章

推進体制

付属資料

表2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

No.	事業	区域	提供区域の考え方
1	利用者支援事業	市全域 (1 区域)	居住地にこだわらず市全域で実施するため、市全域を1 区とします。
2	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	市全域 (1 区域)	居住地にこだわらず利用者のニーズに応じて利用ができるため、市全域を1 区域とします。
3	妊婦健康診査事業	市全域 (1 区域)	居住地にこだわらず市全域で実施する事業のため、市全域を1 区域とします。
4	乳児家庭全戸訪問事業	市全域 (1 区域)	同上
5	養育支援訪問事業／子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	市全域 (1 区域)	同上
6	子育て短期支援事業	市全域 (1 区域)	今後実施を検討する事業であるが、居住地にこだわらず市全域で実施する事業のため、市全域を1 区域とします。
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	市全域 (1 区域)	居住地にこだわらず市全域で実施する事業のため、市全域を1 区域とします。
8	一時預かり事業	市全域 (1 区域)	保護者の一時的なニーズに応じて行う事業であるため、市全域を1 区域とします。
9	延長保育事業	市全域 (1 区域)	同上
10	病児保育事業	市全域 (1 区域)	居住地にこだわらず市全域で実施する事業のため、市全域を1 区域とします。
11	放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	小学校区 (9 区域)	概ね小学校区ごとの事業展開となっているため、小学校区(9 区域)を区域の単位とします。
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域 (1 区域)	今後実施を検討する事業であるが、居住地にこだわらず市全域で実施する事業のため、市全域を1 区域とします。
13	多様な主体（株式会社・NPO法人等）が本制度に参入することを促進するための事業	市全域 (1 区域)	同上



第4章

事業計画

1. 乳幼児期の学校教育・保育の提供体制の整備

乳幼児期の学校教育・保育については、施設型給付（幼稚園、認定こども園、保育園）及び地域型保育給付（小規模保育施設等）により教育・保育給付を行います。対象となる子どもは、以下の①～③のいずれかの認定を受けた6歳未満の就学前の子どもです。

- ① 1号認定（満3歳以上、保育の必要性なし）
- ② 2号認定（満3歳以上、保育の必要性あり）
- ③ 3号認定（満3歳未満、保育の必要性あり）

本計画では、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度における6歳未満の就学前の子どもの人口を推計し、市民ニーズ調査の結果から得た利用意向（率）を乗じて1号認定、2号認定、3号認定の各対象子ども的人数を推計しました。

また、各認定ごとに推計ニーズ量に対する確保方策を策定しました。

（1）教育・保育給付の推計ニーズ量

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度における各認定の推計ニーズ量は、以下のとおりです。

保護者の就労状況の影響で保育の利用ニーズは高いものの、6歳未満人口の減少に伴い、各認定の推計ニーズ量も緩やかに減少する見通しとなっています。

6歳未満の推計人口と教育・保育給付の推計ニーズ量（市全域）

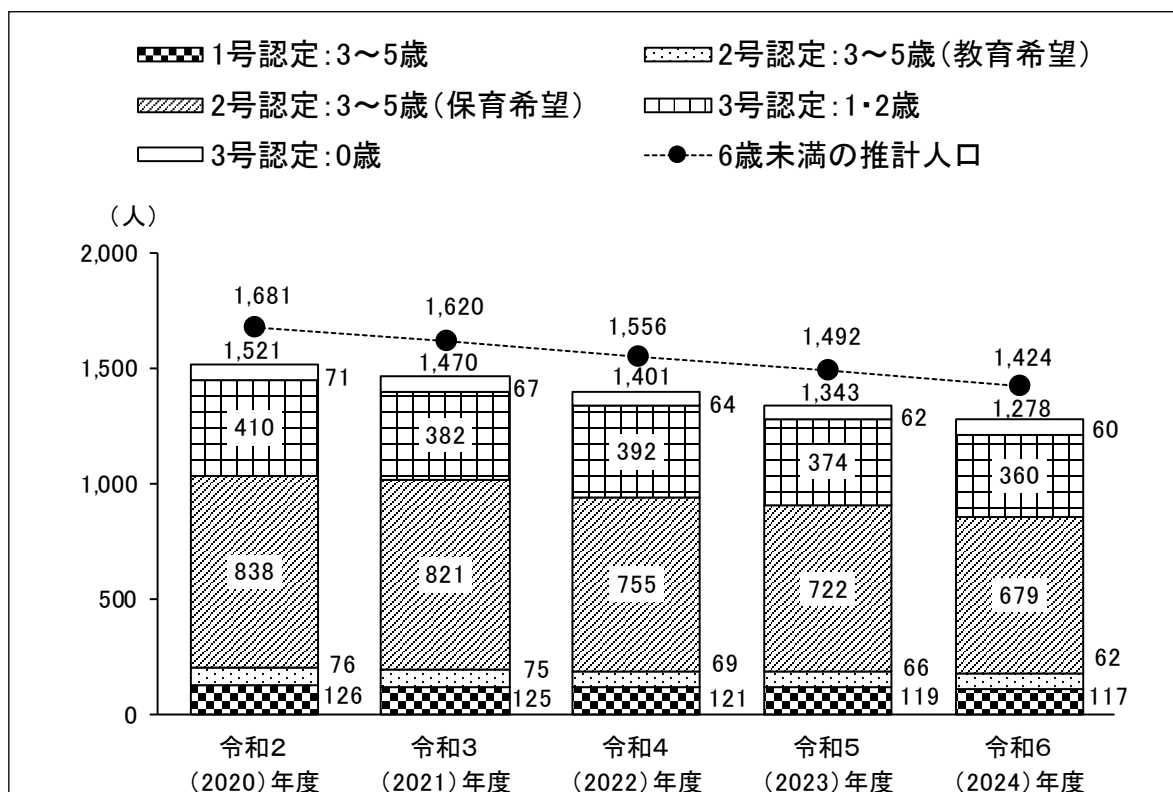


表1 教育・保育給付の推計ニーズ量（区域別）

単位：人

年度	認定	年齢	ニーズ	市全域	区 域			
					五泉中	五泉北中	川東中	村松桜中
令和2 (2020) 年度	1号	3～5歳	教育	126	—	—	—	—
	2号	3～5歳	教育	76	—	—	—	—
			保育	838	247	302	67	222
	3号	1・2歳	保育	410	128	150	27	105
		0歳	保育	71	15	37	5	14
令和3 (2021) 年度	1号	3～5歳	教育	125	—	—	—	—
	2号	3～5歳	教育	75	—	—	—	—
			保育	821	242	295	66	218
	3号	1・2歳	保育	382	120	140	24	98
		0歳	保育	67	15	35	4	13
令和4 (2022) 年度	1号	3～5歳	教育	121	—	—	—	—
	2号	3～5歳	教育	69	—	—	—	—
			保育	755	222	272	61	200
	3号	1・2歳	保育	392	123	143	25	101
		0歳	保育	64	14	33	4	13
令和5 (2023) 年度	1号	3～5歳	教育	119	—	—	—	—
	2号	3～5歳	教育	66	—	—	—	—
			保育	722	212	260	59	191
	3号	1・2歳	保育	374	117	137	24	96
		0歳	保育	62	13	32	4	13
令和6 (2024) 年度	1号	3～5歳	教育	117	—	—	—	—
	2号	3～5歳	教育	62	—	—	—	—
			保育	679	200	244	55	180
	3号	1・2歳	保育	360	113	132	23	92
		0歳	保育	60	13	31	4	12

注：幼稚園及び認定こども園（教育）による給付を行う1号認定（3～5歳・教育）、2号認定（3～5歳・教育）については、市全域で確保方を策定するため、区域別の推計ニーズ量を算出していません。

(2) 教育・保育給付の確保方策

①市全域

【現況】

教育・保育施設の状況は、以下のとおりです。

表2 幼稚園の施設数及び定員（市全域）〔令和元（2019）年5月1日現在〕

施設数	定員（合計）	園児数（合計）	備考
2園	320人	77人	市立2園

表3 保育園の施設数及び定員（市全域）〔平成31（2019）年4月1日現在〕

区 域	施設数	定 員 （合計）	園児数 （合計）	備 考
市 全 域	11園	1,120人	707人	市立11園
五 泉 中	2	220	149	
五 泉 北 中	4	420	326	
川 東 中	2	210	90	
村 松 桜 中	3	270	142	

表4 認定こども園の施設数及び定員（市全域）〔平成31（2019）年4月1日現在〕

区 域	施設数	定 員 （合計）	園児数 （合計）	備 考
市 全 域	6園	教育 139人 保育 542人	教育 99人 保育 490人	私立6園
五 泉 中	2	教育 85 保育 230	教育 67 保育 203	
五 泉 北 中	2	教育 34 保育 122	教育 15 保育 114	
川 東 中	0	—	—	
村 松 桜 中	2	教育 20 保育 190	教育 17 保育 173	

表5 小規模保育所の施設数及び定員（市全域）〔平成31（2019）年4月1日現在〕

区 域	施設数	定 員 （合計）	園児数 （合計）	備 考
市 全 域	2か所	24人	16人	私立2か所
五 泉 中	1	12	7	
五 泉 北 中	1	12	9	

第1章

計画概要

第2章

子ども・子育て
を取り巻く現況

第3章

子ども・子育て
支援の基本的な
考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

【確保方策の基本的な考え方】

前ページに示した推計ニーズ量に対して、以下の内容で給付を行います。

表6 各認定の確保の方策

認定	年齢	ニーズ	給付の内容	
			施設型給付	地域型保育給付
1号	3～5歳	教育	幼稚園 認定こども園（教育）	—
2号	3～5歳		保育園 認定こども園（保育）	—
3号	1・2歳	保育	保育園 認定こども園	小規模保育事業 事業所内保育事業（設立見込み）
	0歳			

【市全域の確保方策】

各認定の推計ニーズ量に対する教育・保育給付の確保方策は、次ページ表8に示したとおりです。

「幼稚園」「認定こども園（教育・保育）」「保育園」「小規模保育事業A型」により確保できる見通しとなっており、「事業所内保育事業」が設立見込みです。「小規模保育B型及びC型」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」については、今後の状況に応じて必要があれば検討します。各給付の区域設定は、表7のとおりです。推計ニーズ量は、市全域で確保できる見通しです。

表7 教育・保育提供区域

区分		教育・保育 提供区域	備考
施設型給付	幼稚園	市全域 （1区域）	幼稚園 1園 ※
	認定こども園（教育）		認定こども園 7園
	認定こども園（保育）	中学校区 （4区域）	認定こども園 7園
	保育園		保育園 10園
地域型保育 給付	小規模保育事業A型		2か所
	事業所内保育事業		1か所（設立見込み）
	小規模保育事業B型・C型 家庭的保育事業	中学校区 （4区域）	必要に応じて検討
	居宅訪問型保育事業	市全域 （1区域）	

※村松幼稚園と村松第1保育園は令和2（2020）年4月に統合し、幼保連携型認定こども園として現在の村松幼稚園の場所で開園する予定です。

表8 教育・保育給付の推計ニーズ量に対する確保方策（市全域）

		施設数 (園・か所)	定員 (人)	1～3号認定 合計 (人)	1号認定 3～5歳 (人)	2号認定		3号認定	
						3～5歳(人)		1・2歳 (人)	0歳 (人)
						教育ニーズ	保育ニーズ		
令和2 (2020) 年度	推計ニーズ量	—	—	1,521	126	76	838	410	71
	合 計	21	2,009	1,521	126	76	838	410	71
	施設型給付 小計	18	1,980	1,492	126	76	838	390	62
	幼稚園	1	160	126	126	0	0	0	0
	認定こども園（教育）	7	169	76	0	76	0	0	0
	（保育）		651	503	0	0	292	185	26
	保育園	10	1,000	787	0	0	546	205	36
	地域型保育給付 小計	3	29	29	—	—	—	20	9
	小規模保育事業A型	2	24	24	—	—	—	16	8
	事業所内保育事業	1	5	5	—	—	—	4	1
令和3 (2021) 年度	推計ニーズ量	—	—	1,470	125	75	821	382	67
	合 計	21	2,009	1,470	125	75	821	382	67
	施設型給付 小計	18	1,980	1,441	125	75	821	362	58
	幼稚園	1	160	125	125	0	0	0	0
	認定こども園（教育）	7	169	75	0	75	0	0	0
	（保育）		651	503	0	0	292	185	26
	保育園	10	1,000	738	0	0	529	177	32
	地域型保育給付 小計	3	29	29	—	—	—	20	9
	小規模保育事業A型	2	24	24	—	—	—	16	8
	事業所内保育事業	1	5	5	—	—	—	4	1
令和4 (2022) 年度	推計ニーズ量	—	—	1,401	121	69	755	392	64
	合 計	21	2,009	1,401	121	69	755	392	64
	施設型給付 小計	18	1,980	1,372	121	69	755	372	55
	幼稚園	1	160	121	121	0	0	0	0
	認定こども園（教育）	7	169	69	0	69	0	0	0
	（保育）		651	503	0	0	292	185	26
	保育園	10	1,000	679	0	0	463	187	29
	地域型保育給付 小計	3	29	29	—	—	—	20	9
	小規模保育事業A型	2	24	24	—	—	—	16	8
	事業所内保育事業	1	5	5	—	—	—	4	1
令和5 (2023) 年度	推計ニーズ量	—	—	1,343	119	66	722	374	62
	合 計	21	2,009	1,343	119	66	722	374	62
	施設型給付 小計	18	1,980	1,314	119	66	722	354	53
	幼稚園	1	160	119	119	0	0	0	0
	認定こども園（教育）	7	169	66	0	66	0	0	0
	（保育）		651	502	0	0	292	185	25
	保育園	10	1,000	627	0	0	430	169	28
	地域型保育給付 小計	3	29	29	—	—	—	20	9
	小規模保育事業A型	2	24	24	—	—	—	16	8
	事業所内保育事業	1	5	5	—	—	—	4	1
令和6 (2024) 年度	推計ニーズ量	—	—	1,278	117	62	679	360	60
	合 計	21	2,009	1,278	117	62	679	360	60
	施設型給付 小計	18	1,980	1,249	117	62	679	340	51
	幼稚園	1	160	117	117	0	0	0	0
	認定こども園（教育）	7	169	62	0	62	0	0	0
	（保育）		651	502	0	0	292	185	25
	保育園	10	1,000	568	0	0	387	155	26
	地域型保育給付 小計	3	29	29	—	—	—	20	9
	小規模保育事業A型	2	24	24	—	—	—	16	8
	事業所内保育事業	1	5	5	—	—	—	4	1

第1章

計画概要

第2章

子ども・子育て
を取り巻く現況

第3章

子ども・子育て
支援の基本的な
考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

表9 教育・保育給付の推計ニーズ量に対する確保方策〔表8の定員（人）の内訳〕

市全域		1号認定	2号認定	3号認定		合計
		3～5歳児	3～5歳児	1・2歳児	0歳児	
①推計ニーズ量	令和2（2020）年度	126	914	410	71	1,521
	令和3（2021）年度	125	896	382	67	1,470
	令和4（2022）年度	121	824	392	64	1,401
	令和5（2023）年度	119	788	374	62	1,343
	令和6（2024）年度	117	741	360	60	1,278
②確保方策（定員内訳）		160	1,242	487	120	2,009
令和2 （2020） 年度 ～ 令和6 （2024） 年度	施設型給付 小計	160	1,242	467	111	1,980
	幼稚園	160	—	—	—	160
	認定こども園（教育）	—	169	—	—	169
	認定こども園（保育）	—	368	215	68	651
	保育園	—	705	252	43	1,000
	地域型保育給付 小計	—	—	20	9	29
	小規模保育事業A型	—	—	16	8	24
	事業所内保育事業	—	—	4	1	5

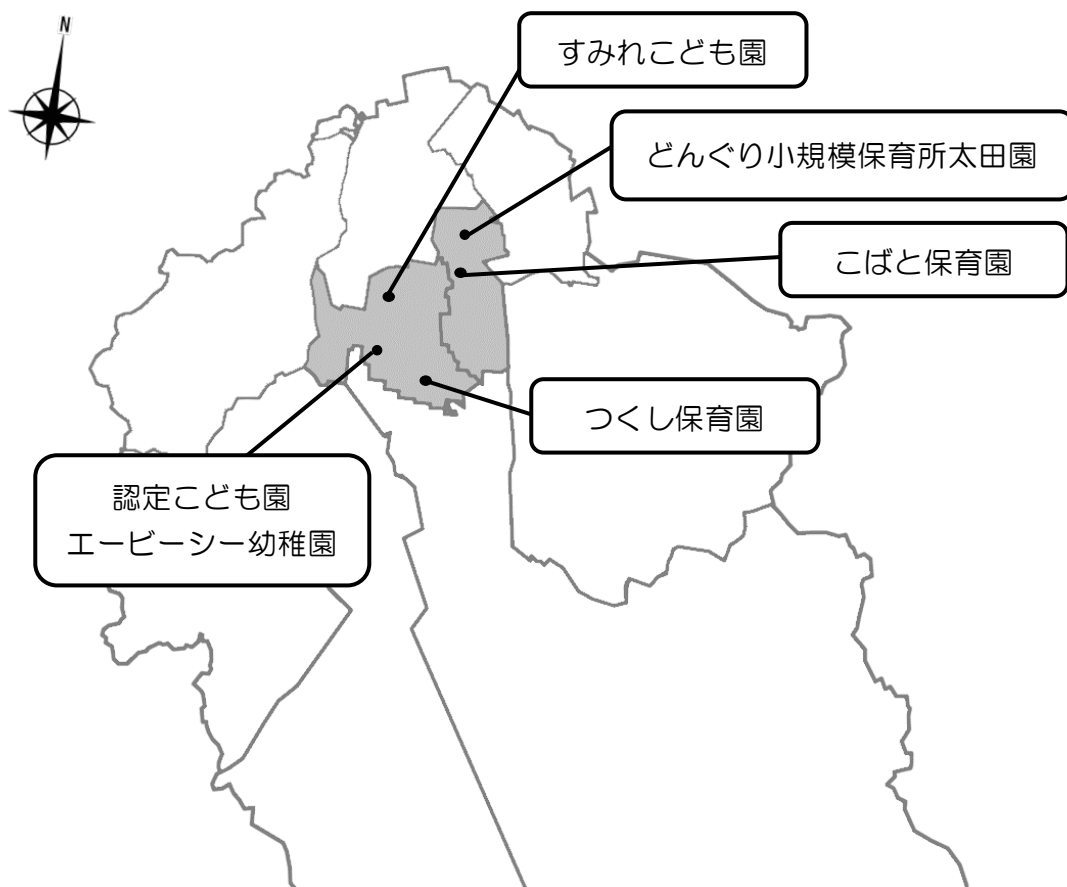
①五泉中学校区域

【現況】

令和元（2019）年度の教育・保育施設の状況は下表のとおりです。

表 10 施設数・定員・園児数（p 18.19 参照）

区 分	施 設 名	定 員 (合計)	園 児 数 (合計)	備 考
認定こども園	エービーシー幼稚園	教育 75 人 保育 90 人	教育 56 人 保育 98 人	私立 2 園
	すみれこども園	教育 10 人 保育 140 人	教育 11 人 保育 105 人	
幼稚園	—	—	—	
保育園	つくし保育園	220 人	149 人	
	こばと保育園			
小規模保育所	五泉どんぐり小規模 保育所太田園	12 人	7 人	私立 1 か所



五泉市教育・保育提供区域図

第1章

計画概要

第2章

子ども・子育て
を取り巻く現状

第3章

子ども・子育て
支援の基本的な
考え

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

【確保方策】

推計ニーズ量は、区域内で確保できる見通しとなっています。

表 11 教育・保育給付の推計ニーズ量に対する確保方策（五泉中学校区域）

		施設数 (園・か所)	定員 (人)	合計 (人)	2号認定	3号認定	
					3～5歳(人)	1・2歳	0歳
					保育ニーズ	(人)	(人)
令和 2 (2020) 年	推計ニーズ量	—	—	390	247	128	15
	確保方策合計	5	471	390	247	128	15
	認定こども園（保育）	2	239	188	110	70	8
	保育園	2	220	190	137	50	3
	小規模保育事業A型	1	12	12	0	8	4
令和 3 (2021) 年	推計ニーズ量	—	—	377	242	120	15
	確保方策合計	5	471	377	242	120	15
	認定こども園（保育）	2	239	188	110	70	8
	保育園	2	220	177	132	42	3
	小規模保育事業A型	1	12	12	0	8	4
令和 4 (2022) 年	推計ニーズ量	—	—	359	222	123	14
	確保方策合計	5	471	359	222	123	14
	認定こども園（保育）	2	239	188	110	70	8
	保育園	2	220	159	112	45	2
	小規模保育事業A型	1	12	12	0	8	4
令和 5 (2023) 年	推計ニーズ量	—	—	342	212	117	13
	確保方策合計	5	471	342	212	117	13
	認定こども園（保育）	2	239	187	110	70	7
	保育園	2	220	143	102	39	2
	小規模保育事業A型	1	12	12	0	8	4
令和 6 (2024) 年	推計ニーズ量	—	—	326	200	113	13
	確保方策合計	5	471	326	200	113	13
	認定こども園（保育）	2	239	187	110	70	7
	保育園	2	220	127	90	35	2
	小規模保育事業A型	1	12	12	0	8	4

②五泉北中学校区域

【現況】

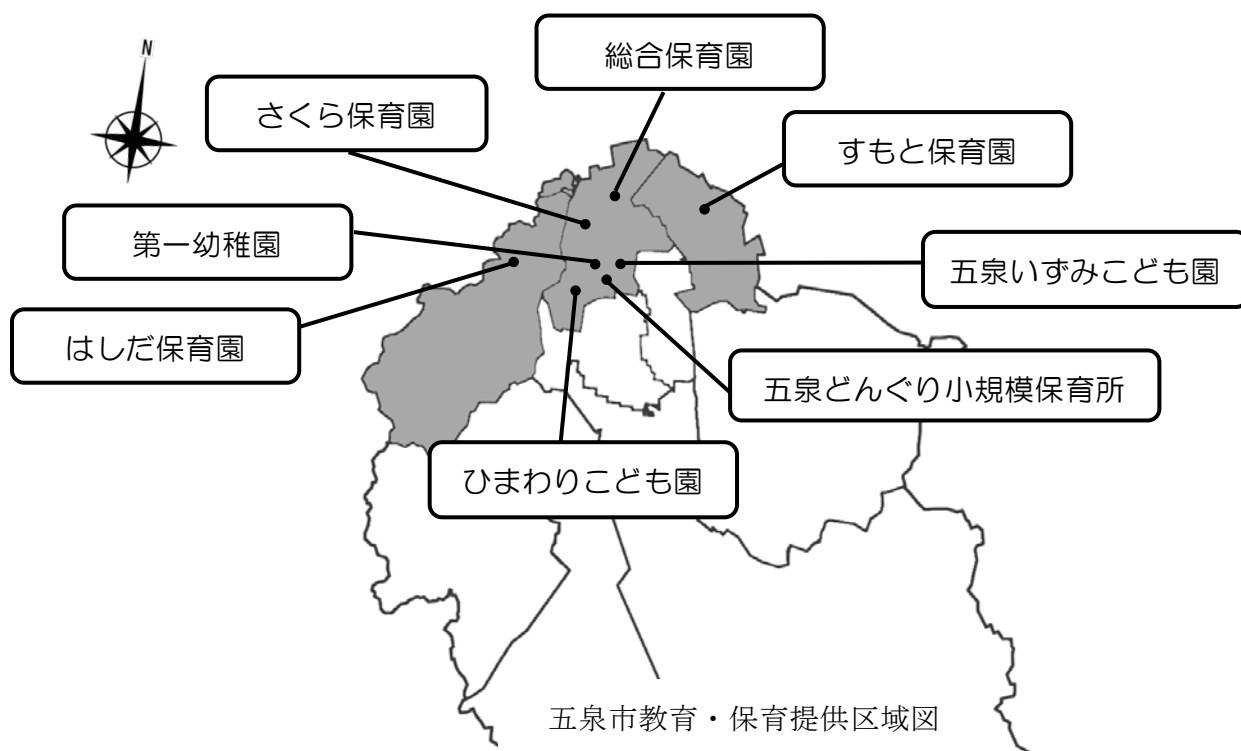
令和元（2019）年度の教育・保育施設の状況は下表のとおりです。

表 12 施設数・定員・園児数（p18.19 参照）

区 分	施 設 名	定 員 (合計)	園 児 数 (合計)	備 考
認定こども園	五泉いずみこども園	教育 26 人 保育 30 人	教育 13 人 保育 31 人	私立 2 園
	ひまわりこども園	教育 8 人 保育 92 人	教育 2 人 保育 83 人	
幼稚園	第一幼稚園	160 人	41 人	
保育園	さくら保育園	420 人	326 人	
	総合保育園			
	すもと保育園			
	はしだ保育園※			
小規模保育所	五泉どんぐり小規模 保育所	12 人	9 人	私立 1 か所

※第二期五泉市子ども・子育て支援事業計画では、はしだ保育園に係る利用定員や入園状況等は、五泉北中学区に計上しております。

※令和 2（2020）年 4 月に事業所内保育所（私立 1 か所）が設立見込みです。



第1章

計画概要

第2章

子ども・子育て
を取り巻く現況

第3章

子ども・子育て
支援の基本的な
考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

【確保方策】

推計ニーズ量は、区域内で確保できる見通しとなっています。

表 13 教育・保育給付の推計ニーズ量に対する確保方策（五泉北中学校区域）

		施設数 (園・か所)	定員 (人)	合計 (人)	2号認定	3号認定	
					3～5歳(人)	1・2歳	0歳
					保育ニーズ	(人)	(人)
令和 2 (2020) 年	推計ニーズ量	—	—	489	302	150	37
	確保方策合計	8	559	489	302	150	37
	認定こども園（保育）	2	122	113	63	40	10
	保育園	4	420	359	239	98	22
	小規模保育事業A型	1	12	12	—	8	4
	事業所内保育事業	1	5	5	—	4	1
令和 3 (2021) 年	推計ニーズ量	—	—	470	295	140	35
	確保方策合計	8	559	470	295	140	35
	認定こども園（保育）	2	122	113	63	40	10
	保育園	4	420	340	232	88	20
	小規模保育事業A型	1	12	12	—	8	4
	事業所内保育事業	1	5	5	—	4	1
令和 4 (2022) 年	推計ニーズ量	—	—	448	272	143	33
	確保方策合計	8	559	448	272	143	33
	認定こども園（保育）	2	122	113	63	40	10
	保育園	4	420	318	209	91	18
	小規模保育事業A型	1	12	12	—	8	4
	事業所内保育事業	1	5	5	—	4	1
令和 5 (2023) 年	推計ニーズ量	—	—	429	260	137	32
	確保方策合計	8	559	429	260	137	32
	認定こども園（保育）	2	122	113	63	40	10
	保育園	4	420	299	197	85	17
	小規模保育事業A型	1	12	12	—	8	4
	事業所内保育事業	1	5	5	—	4	1
令和 6 (2024) 年	推計ニーズ量	—	—	407	244	132	31
	確保方策合計	8	559	407	244	132	31
	認定こども園（保育）	2	122	113	63	40	10
	保育園	4	420	277	181	80	16
	小規模保育事業A型	1	12	12	—	8	4
	事業所内保育事業	1	5	5	—	4	1

③川東中学校区域

【現況】

令和元（2019）年度の教育・保育施設の状況は下表のとおりです。

表 14 施設数・定員・園児数（p 18.19 参照）

区 分	施 設 名	定 員 (合計)	園 児 数 (合計)	備 考
認定こども園	—	—	—	
幼稚園	—	—	—	
保育園	かわひがし保育園	210 人	90 人	
	あさひ保育園			
小規模保育所	—	—	—	



五泉市教育・保育提供区域図

第1章

計画概要

第2章

子ども・子育て
を取り巻く現状

第3章

子ども・子育て
支援の方針

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

【確保方策】

推計ニーズ量は、区域内で確保できる見通しとなっています。

表 15 教育・保育給付の推計ニーズ量に対する確保方策（川東中学校区域）

		施設数 (園・か所)	定員 (人)	合計 (人)	2号認定	3号認定	
					3～5歳(人)	1・2歳	0歳
					保育ニーズ	(人)	(人)
令和 2 (2020) 年	推計ニーズ量	—	—	99	67	27	5
	確保方策合計	2	210	99	67	27	5
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	2	210	99	67	27	5
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
令和 3 (2021) 年	推計ニーズ量	—	—	94	66	24	4
	確保方策合計	2	210	94	66	24	4
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	2	210	94	66	24	4
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
令和 4 (2022) 年	推計ニーズ量	—	—	90	61	25	4
	確保方策合計	2	210	90	61	25	4
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	2	210	90	61	25	4
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
令和 5 (2023) 年	推計ニーズ量	—	—	87	59	24	4
	確保方策合計	2	210	87	59	24	4
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	2	210	87	59	24	4
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
令和 6 (2024) 年	推計ニーズ量	—	—	82	55	23	4
	確保方策合計	2	210	82	55	23	4
	認定こども園（保育）	0	0	0	0	0	0
	保育園	2	210	82	55	23	4
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0

④村松桜中学校区域

【現況】

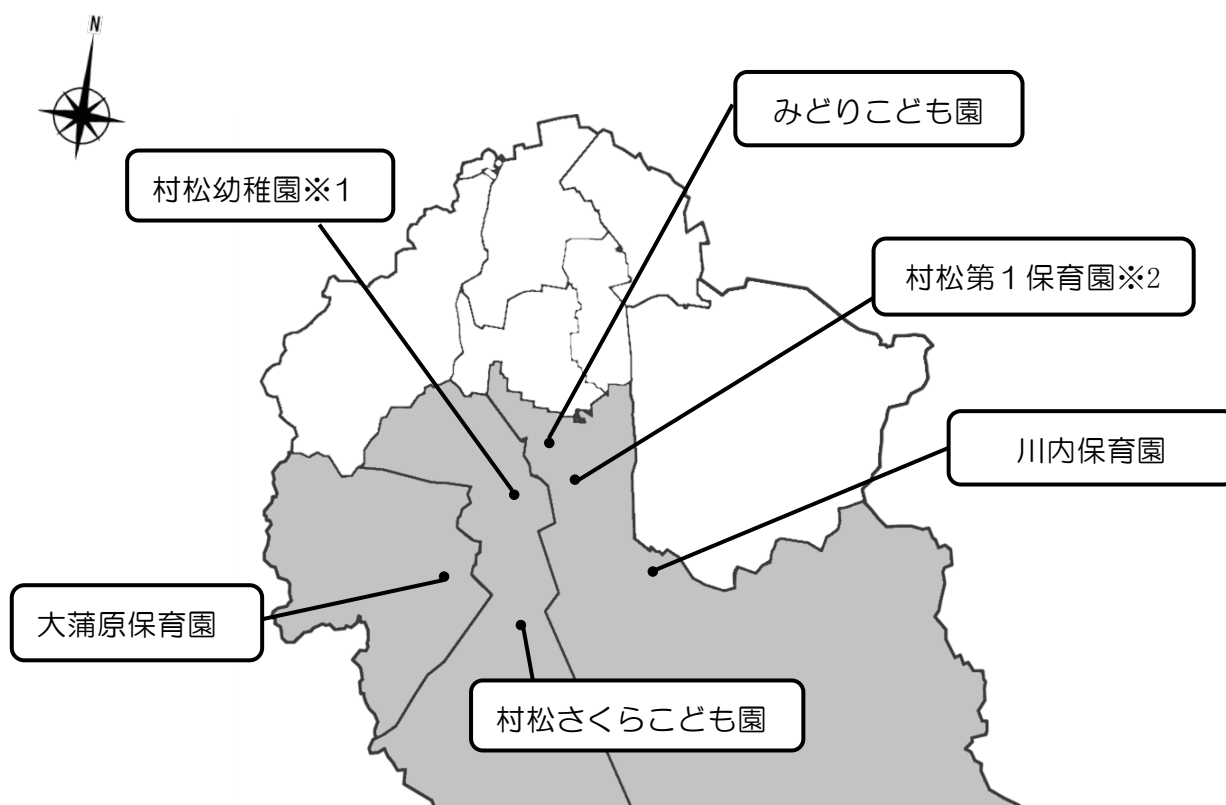
令和元（2019）年度の教育・保育施設の状況は下表のとおりです。

表 16 施設数・定員・園児数（p 18.19 参照）

区 分	施 設 名	定 員 (合計)	園 児 数 (合計)	備 考
認定こども園	みどりこども園	教育 10 人 保育 120 人	教育 12 人 保育 104 人	私立 2 園
	村松さくらこども園	教育 10 人 保育 70 人	教育 5 人 保育 69 人	
幼稚園	村松幼稚園※1	160 人	36 人	
保育園	村松第 1 保育園※2	270 人	142 人	
	大蒲原保育園			
	川内保育園			
小規模保育所	—	—	—	

※1 村松幼稚園と村松第 1 保育園は令和 2（2020）年 4 月に統合し、幼保連携型認定こども園「村松こども園」として現在の村松幼稚園の場所で開園する予定です。

※2 村松第 1 保育園は、令和 2（2020）3 月末に閉園します。



五泉市教育・保育提供区域図

第 1 章

計画概要

第 2 章

子どもを取り巻く子育ての現状

第 3 章

子どもを支える基本的な考え方

第 4 章

事業計画

第 5 章

推進体制

付属資料

【確保方策】

推計ニーズ量は、区域内で確保できる見通しとなっています。

表 17 教育・保育給付の推計ニーズ量に対する確保方策（村松桜中学校区域）

		施設数 (園・か所)	定員 (人)	合計 (人)	2号認定	3号認定	
					3～5歳(人)	1・2歳	0歳
					保育ニーズ	(人)	(人)
令和 2 (2020) 年	推計ニーズ量	—	—	341	222	105	14
	確保方策合計	5	440	341	222	105	14
	認定こども園（保育）	3	290	202	119	75	8
	保育園	2	150	139	103	30	6
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
令和 3 (2021) 年	推計ニーズ量	—	—	329	218	98	13
	確保方策合計	5	440	329	218	98	13
	認定こども園（保育）	3	290	202	119	75	8
	保育園	2	150	127	99	23	5
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
令和 4 (2022) 年	推計ニーズ量	—	—	314	200	101	13
	確保方策合計	5	440	314	200	101	13
	認定こども園（保育）	3	290	202	119	75	8
	保育園	2	150	112	81	26	5
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
令和 5 (2023) 年	推計ニーズ量	—	—	300	191	96	13
	確保方策合計	5	440	300	191	96	13
	認定こども園（保育）	3	290	202	119	75	8
	保育園	2	150	98	72	21	5
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0
令和 6 (2024) 年	推計ニーズ量	—	—	284	180	92	12
	確保方策合計	5	440	284	180	92	12
	認定こども園（保育）	3	290	202	119	75	8
	保育園	2	150	82	61	17	4
	小規模保育事業A型	0	0	0	0	0	0

2. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

(1) 利用者支援事業

①事業内容

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

- ・総合的な利用者支援：個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるように支援する。
- ・地域連携：利用者支援機能を果たすために、日常的に地域の様々な子育て支援関係者とネットワークの構築などを実施する。

②実績

平成 30（2018）年 4 月から五泉市役所こども課に五泉市子育て世代包括支援センター（通称：にこにこスクエア）を開設し、平成 31（2019）年 4 月に五泉市保健センターへ移設しました。

平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度 (見込)
—	—	—	1 か所	1 か所

③量の見込みと確保方策

令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

第 1 章

計画概要

第 2 章

子ども
を取り巻く
子育て
現状

第 3 章

子ども
支援の
基本
的な
考え方

第 4 章

事業計画

第 5 章

推進体制

付属資料

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

①事業内容

乳幼児やその保護者に対して、それぞれのふれあいや遊び場の提供、子育てに関する心配事の相談等に直接あるいは電話で対応し子育てを支援します。

②実績

平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度 (見込)
利用者数 延べ 23,662 人	利用者数 延べ 24,323 人	利用者数 延べ 28,154 人	利用者数 延べ 24,879 人	利用者数 延べ 25,200 人
4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	5 か所

③量の見込みと確保方策

過去の実績から、年間利用者数を見込んでいます。

【量の見込み】

令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
利用者数 延べ 25,200 人	利用者数 延べ 25,200 人	利用者数 延べ 25,200 人	利用者数 延べ 25,200 人	利用者数 延べ 25,200 人
5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所

【確保の方策】

以下の子育て支援センター5か所で事業を実施し、上記のニーズ量を確保します。

- ・五泉市子育て支援センター（寺沢 3 丁目 1 番 45 号）
（障害者在宅複合型施設と併設）
- ・五泉市村松子育て支援センター（村松乙 75 番地の 7（さくら学童クラブと併設））
- ・五泉市白山子育て支援センター（白山 2 番 35 号）
- ・五泉市総合保育園子育て支援センター（三本木 3131 番地（総合保育園と併設））
- ・すみれこども園子育て支援センターぴよぴよ（駅前 2 丁目 6 番 19 号）

(3) 妊婦健康診査事業

①事業内容

妊娠中に医療機関で行う妊婦健康診査 14 回分を助成します。(妊娠中に起こりやすい病気などの予防、保健指導を行います。)

②実績

平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度 (見込)
助成回数 14 回	助成回数 14 回	助成回数 14 回	助成回数 14 回	助成回数 14 回
受診者数 延べ 3,426 人	受診者数 延べ 3,554 人	受診者数 延べ 3,149 人	受診者数 延べ 2,771 人	受診者数 延べ 3,200 人

③量の見込みと確保方策

【量の見込み】

0 歳児の推計人口と過去の受診実績から人数を見込んでいます。

令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
受診者数 延べ 3,072 人	受診者数 延べ 2,950 人	受診者数 延べ 2,832 人	受診者数 延べ 2,718 人	受診者数 延べ 2,609 人

【確保の方策】

妊娠期に行う妊婦健康診査 14 回分の助成を行い、上記【量の見込み】を確保します。

令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
助成回数 14 回	助成回数 14 回	助成回数 14 回	助成回数 14 回	助成回数 14 回
受診者数 延べ 3,072 人	受診者数 延べ 2,950 人	受診者数 延べ 2,832 人	受診者数 延べ 2,718 人	受診者数 延べ 2,609 人

第 1 章

計
画
概
要

第 2 章

を
子
取
り
も
巻
く
子
育
現
状
て

第 3 章

考
支
え
援
方
の
基
本
的
な
子
ど
も
・
子
育
て

第 4 章

事
業
計
画

第 5 章

推
進
体
制付
属
資
料

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

①事業内容

地域社会からの孤立防止、乳児の健全な育成環境の確保のため、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行います。具体的には、生後4か月児までの保護者を対象に戸別訪問を行います。

②実績

平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度 (見込)
訪問件数 303 件	訪問件数 252 件	訪問件数 272 件	訪問件数 221 件	訪問件数 260 件

③量の見込みと確保方策

【量の見込み】

0歳児の推計人口をニーズ量として見込んでいます。

令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
訪問件数 251 件	訪問件数 241 件	訪問件数 229 件	訪問件数 219 件	訪問件数 214 件

【確保の方策】

生後4か月児までの保護者への訪問により、上記【量の見込み】を確保します。

令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
訪問件数 251 件	訪問件数 241 件	訪問件数 229 件	訪問件数 219 件	訪問件数 214 件

(5) 養育支援訪問事業／子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

①事業内容

・養育支援訪問事業

家庭における安定した養育ができるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する支援を行います。

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会を開催します。また、児童虐待防止に関する市民への啓発活動や、親支援講座等の子育て講座を実施します。

②実績

・養育支援訪問事業

平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度 (見込)
訪問件数 196 件	訪問件数 164 件	訪問件数 132 件	訪問件数 114 件	訪問件数 120 件

・子どもを守る地域ネットワーク強化事業

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度 (見込)
要保護児童対策地域協議会	開催回数 37 回	開催回数 39 回	開催回数 66 回	開催回数 49 回	開催回数 30 回
市民への啓発活動	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
子育て講座	開催回数 24 回	開催回数 25 回	開催回数 24 回	開催回数 23 回	開催回数 25 回

③量の見込みと確保方策

・養育支援訪問事業

直接市民ニーズを反映できる事業ではないため、量の見込みは算出しませんでした。

【確保方策】

令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
訪問件数 130 件	訪問件数 123 件	訪問件数 116 件	訪問件数 109 件	訪問件数 105 件

注) 推計人口から算出

- ・子どもを守る地域ネットワーク強化事業

直接市民ニーズを反映できる事業ではないため、量の見込みは算出しませんでした。

【確保方策】

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
要保護児童対策地域協議会	開催回数 30 回	開催回数 30 回	開催回数 30 回	開催回数 30 回	開催回数 30 回
市民への啓発活動	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
子育て講座	開催回数 25 回	開催回数 25 回	開催回数 25 回	開催回数 25 回	開催回数 25 回

(6) 子育て短期支援事業

①事業内容

保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

②実績

制度未実施のため、実績はありません。

③量の見込みと確保方策

保護者の意向等を踏まえて、今後、事業実施に向けて検討を行います。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

①事業内容

仕事・家事・育児の両立を支援するための子育て応援ネットワークです。子育てのお手伝いをしてくださる方（提供会員）と子育てのお手伝いをしてほしい方（依頼会員）がお互いに助けたり、助けられたりする育児の相互援助活動です。

②実績

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度 (見込)
会員数合計	288 人	313 人	339 人	323 人	324 人
依頼会員	226	250	269	249	250
提供会員	55	56	62	67	67
依頼・提供会員	7	7	8	7	7
活動件数	680 件	515 件	372 件	738 件	450 件

注) 平成 30 (2018) 年度より 1 回の活動で送迎と預かりを行う場合、それぞれ計上する方法へ変更となりました。

③量の見込みと確保方策

直接市民ニーズを反映できる事業ではないため、量の見込みは算出しませんでした。

【確保方策】

	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
会員数合計	335 人	346 人	357 人	368 人	379 人
依頼会員	260	270	280	290	300
提供会員	68	69	70	71	72
依頼・提供会員	7	7	7	7	7
活動件数	470 件	490 件	510 件	530 件	550 件

(8) 一時預かり事業

①事業内容

保護者の仕事の都合、病気やケガ、通院や冠婚葬祭など、やむを得ず家庭での保育が困難になった場合、幼稚園や子育て支援センター等で一時的に預かります。

②実績

- ・幼稚園型（幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり）

平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度 (見込)
利用者数 延べ 5,506 人	利用者数 延べ 6,218 人	利用者数 延べ 1,129 人	利用者数 延べ 4,193 人	利用者数 延べ 9,618 人
2 園	2 園	2 園	5 園	6 園

- ・一般型（幼稚園型以外）

平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度 (見込)
利用者数 延べ 151 人	利用者数 延べ 97 人	利用者数 延べ 259 人	利用者数 延べ 158 人	利用者数 延べ 180 人
2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

③量の見込みと確保方策

- ・幼稚園型（幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり）

【量の見込み】

公立幼稚園の1園が認定こども園に移行することにより、過去の実績から、令和2（2020）年度以降の年間利用者数は、年間利用者数は延べ 11,220 人と見込んでいます。

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
利用者数 延べ 11,220 人	利用者数 延べ 11,220 人	利用者数 延べ 11,220 人	利用者数 延べ 11,220 人	利用者数 延べ 11,220 人

【確保方策】

7園で量の見込みを確保します。

令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
利用者数 延べ11,220人	利用者数 延べ11,220人	利用者数 延べ11,220人	利用者数 延べ11,220人	利用者数 延べ11,220人
7園	7園	7園	7園	7園

- ・一般型（幼稚園型以外）

【量の見込み】

過去の実績から、令和2（2020）年度以降の年間利用者数は、延べ180人と見込んでいます。

令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
利用者数 延べ180人	利用者数 延べ180人	利用者数 延べ180人	利用者数 延べ180人	利用者数 延べ180人

【確保方策】

2か所（子育て支援センター）で量の見込みを確保します。

令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
利用者数 延べ180人	利用者数 延べ180人	利用者数 延べ180人	利用者数 延べ180人	利用者数 延べ180人
2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

- ・五泉市村松子育て支援センター（村松乙75番地の7（さくら学童クラブと併設））
- ・五泉市総合保育園子育て支援センター（三本木3131番地（総合保育園2階））

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育て現状

第3章

子ども支援の基本的な考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

(9) 延長保育事業

①事業内容

保護者の勤務条件や家庭の事情により保育を必要とする児童に対して通常保育時間外に保育を行います。なお、市立保育園の通常保育時間は次のとおりです。

- ・ 開設時間 : 7 時 15 分～18 時 45 分（総合保育園は 19 時 15 分まで）
- ・ 保育標準時間 : 7 時 15 分～18 時 15 分（11 時間）
- ・ 保育短時間 : 8 時 30 分～16 時 30 分（8 時間）

②実績

平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度 (見込)
利用者数 延べ 208 人	利用者数 延べ 241 人	利用者数 延べ 224 人	利用者数 延べ 237 人	利用者数 延べ 219 人
18 か所	18 か所	18 か所	19 か所	19 か所

③量の見込みと確保方策

【量の見込み】

過去の実績から、利用人員を見込みました。

令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
実人数 219 人	実人数 219 人	実人数 219 人	実人数 219 人	実人数 219 人

【確保方策】

認定こども園（7 園）及び保育園（10 園）、小規模保育施設（2 か所）、事業所内保育所（1 か所）で量の見込みを確保します。

令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
実人数 219 人	実人数 219 人	実人数 219 人	実人数 219 人	実人数 219 人
20 か所	20 か所	20 か所	20 か所	20 か所

(10) 病児保育事業

①事業内容

子どもが病気や病気回復期に保護者が就労、疾病、事故または冠婚葬祭などの理由で家庭や保育園等での保育が困難な時に、子どもを預かります。令和元年（2019）12月より、小学校3年生から小学校6年生に利用対象者年齢を拡大しました。

五泉市病児保育室「あおぞら」（医療法人社団 真仁会 南部郷総合病院内）は、令和元（2019）年12月から五泉中央病院（南部郷総合病院と北日本脳神経外科病院を統合）保育棟に移転し、利用定員を3名から6名に増やしました。

②実績

平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度 (見込)
利用者数 延べ286人	利用者数 延べ384人	利用者数 延べ421人	利用者数 延べ323人	利用者数 延べ565人
1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

③量の見込みと確保方策

【量の見込み】

過去の実績から、利用者を見込みました。

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
利用者数 延べ742人	利用者数 延べ742人	利用者数 延べ742人	利用者数 延べ742人	利用者数 延べ742人

【確保方策】

五泉市病児保育室「あおぞら」で量の見込みを確保します。

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
利用者数 延べ742人	利用者数 延べ742人	利用者数 延べ742人	利用者数 延べ742人	利用者数 延べ742人
1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育ての現状

第3章

子育て支援の基本的な考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

①事業内容

保護者の就労等により、放課後1人になってしまう小学校児童に対して保育を行います。平成26（2014）年度までは小学3年生までを対象としていましたが、平成27（2015）年度以降は6年生までが対象となっています。

令和2（2020）年度より、巢本地区に学童クラブを新設予定です。

なお、本市では「五泉市放課後児童健全育成事業条例」の規定により、名称を「学童クラブ」としています。

②実績

平成30（2018）年度は10か所（定員602人）で実施しています。

なお、巢本、橋田、大蒲原の3区域には学童クラブが開設されていませんが、他の小学校区での学童クラブや寺子屋（放課後子ども教室推進事業）により対応しています。

平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度 (見込)
登録者数 (実人数) 342人	登録者数 (実人数) 352人	登録者数 (実人数) 362人	登録者数 (実人数) 422人	登録者数 (実人数) 528人
定員637人	定員672人	定員654人	定員602人	定員602人
10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

各年度3月31日現在

区域別の状況

単位：人

		平成27(2015)年度			平成28(2016)年度			平成29(2017)年度			平成30(2018)年度		
		か所	定員	登録者数	か所	定員	登録者数	か所	定員	登録者数	か所	定員	登録者数
市全域		10	637	342	10	672	352	10	654	362	10	602	422
区域 (小学校区)	五泉	2	127	81	2	127	90	2	127	91	2	127	80
	五泉南	2	150	70	2	150	58	2	132	59	2	150	92
	五泉東	1	118	38	1	118	43	1	118	49	1	68	56
	川東	2	59	23	2	59	20	2	59	20	2	44	23
	巢本	0	—	8	0	—	11	0	—	11	0	—	16
	橋田	0	—	4	0	—	7	0	—	7	0	—	8
	大蒲原	0	—	0	0	—	0	0	—	1	0	—	4
	村松	2	138	69	2	138	68	2	138	67	2	138	79
	愛宕	1	45	49	1	80	55	1	80	57	1	75	64

各年度3月31日現在

③量の見込みと確保方策

【量の見込み】

学童クラブは、小学校区の9つの提供区域に分けてニーズ量を算出しました。

単位:人

年度	区分	市全域	区 域								
			五 泉	五 泉 南	五 泉 東	川 東	巢 本	橋 田	大 蒲 原	村 松	愛 宕
令和2 (2020) 年度	計	430	82	94	57	23	16	8	4	81	65
	1～3年生	355	73	75	46	19	15	7	3	60	55
	4～6年生	75	8	18	11	4	1	1	1	20	10
令和3 (2021) 年度	計	439	83	96	58	24	17	8	4	82	67
	1～3年生	362	75	77	47	20	16	7	3	61	56
	4～6年生	77	8	19	11	4	1	1	1	21	10
令和4 (2022) 年度	計	448	85	98	59	24	17	8	4	84	68
	1～3年生	369	76	79	48	20	16	7	3	63	57
	4～6年生	79	8	19	12	4	1	1	1	21	11
令和5 (2023) 年度	計	457	87	100	61	25	17	9	4	86	69
	1～3年生	377	78	80	49	21	16	8	3	64	58
	4～6年生	80	9	19	12	4	1	1	1	22	11
令和6 (2024) 年度	計	466	88	102	62	25	18	9	4	87	71
	1～3年生	384	79	82	50	21	17	8	3	65	60
	4～6年生	82	9	20	12	4	1	1	1	22	11

【確保の方策】

今後も各区域において量の見込みを確保するよう施設数及び定員を検討する中で、児童数の減少に伴う利用者数の変化に合わせた施設数及び定員も検討していきます。

なお、橋田、大蒲原の2区域には学童クラブが開設されていませんが、他区域での学童クラブや寺子屋により対応するとともに、保育ニーズの把握に努め、今後の実施について検討します。

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育て現状

第3章

子ども支援の基本的な考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

②実績

実績はありません。

③量の見込みと確保方策

令和2（2020）年度以降、必要に応じて給付を行います。

(13) 多様な主体（株式会社・NPO 法人等）が本制度に参入することを促進するための事業

①事業内容

教育・保育施設等への民間業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

②実績

制度未実施のため、実績はありません。

③量の見込みと確保方策

令和2（2020）年度以降、実施を検討します。

3. 乳幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の整備

(1) 実施目標

- 乳幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進
- 教育・保育施設、地域型保育施設及び小学校の連携強化

(2) 実施の方向性

①乳幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進

幼稚園教育要領や保育所保育指針を踏まえた、教育・保育の提供ができるよう環境整備の推進により、公立認定こども園1園〔令和2（2020）年4月開園〕、私立認定こども園6園が設置されました。今後も整備促進に努めるとともに、教育・保育施設の利用者だけでなく、全ての子どもと家族のニーズに応じた地域子ども子育て支援事業の充実を推進します。

保護者の就労を支援するため、乳児保育（特に育児休業明け）の受け入れを拡大できるよう認可保育所等の施設整備を進めます。また、多様な保育ニーズに対応するため認可保育所等の開所時間の延長や休日保育等の実施等を行います。

良好で快適な保育環境の確保・多様な保育サービスの提供・園児数の減少・施設の老朽化等を勘案し、公立保育園の改修及び統廃合の検討を行います。

より質の高い保育を提供するため、保育サービス従事者が自己研鑽に努め、全体の専門性の向上を図ります。また、保育の課題を踏まえた園内外の計画的な研修を実施します。

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児への支援に努めます。

②教育・保育施設、地域型保育施設及び小学校の連携強化

教育・保育施設と地域型保育施設との連携、あるいは民間事業所同士の情報共有や相互連携のための協力体制の構築について検討します。

また、幼稚園や保育園等から小学校へ円滑に接続できるよう、幼稚園や保育園等の子どもと小学生との交流や、庁内の関係部署が密に連携できる体制を推進します。

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育ての現状

第3章

子ども支援の方針

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

4. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用

(1) 実施目標

- 妊娠・育児期向けの情報提供の充実
- 出産後における特定教育・保育施設等の利用

(2) 実施の方向性

①妊娠・育児期向けの情報提供の充実

市ホームページ等により妊婦や子育て中の保護者等が必要な情報を得ることができる環境を整備します。

子育て支援センターにおいて、教育・保育施設の利用に関して情報提供を行うと共に、保護者からの相談への対応を引き続き行います。

子育て世代包括支援センターにおいては、妊娠期から子育て期の事業実施や様々な相談等に対し、切れ目ない支援を行うため保健師や助産師が常駐しています。今後も体制強化をするとともに周知徹底に努めます。

②出産後における幼稚園や保育園等の特定教育・保育施設等の利用

ニーズ調査において、就学前児童の母親の就労状況（フルタイム、パート・アルバイト等）は 83.4%（休業中を含む。）となっており、就労に伴う保育の必要性が高く、保育環境の整備が必要です。

また、保育園の入園にあたっては、子どもを0歳児から入園させるなど、年々入園の時期を早める傾向があります。出産後、子ども・子育てにおける切れ目のない支援を行うため、ニーズ調査の結果を踏まえて設定した乳幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保方策により、産後の休業及び育児休業満了時から、教育・保育施設を利用できる環境が必要です。

そのために、未満児保育や途中入園に対応できるよう保育士資格を持ちながら保育現場に従事していない潜在保育士の情報収集及び確保に努めます。

5. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

(1) 実施目標

- 児童虐待防止対策の充実
- ひとり親の自立支援の推進
- 障がい児への支援の充実

(2) 実施の方向性

①児童虐待防止対策の充実

養育支援の必要な家庭を早期に把握し、虐待を予防することが重要です。

このためには、地域内での連携や情報の収集・共有を行う要保護児童対策地域協議会の取組みの強化が必要です。

同協議会には、本市をはじめ児童相談所や学校、医療機関などから幅広い参加を得て、効果的な運営や虐待相談への組織的な対応を行うことが求められます。また、虐待相談への対応にあたっては、対応者の専門性を高めていくことも重要です。

そのために、相談対応者の専門性を向上させるとともに、児童相談所など外部の機関や県などの関係機関との連携を強化し、児童虐待防止を推進します。

また、虐待の未然防止のために、市民への啓発普及を図り、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子ども・家庭を早期に発見・把握し、支援に繋げる体制を整備します。昨今の児童虐待の顕在化を始めとして、子どもを取り巻く問題は、複雑・多様化しており、問題が深刻化する前に早期に発見し、対応・支援することを目的に、さらに相談体制の見直しや相談窓口の充実を推進します。

②ひとり親の自立支援の推進

ひとり親家庭には、子育てをする上での経済的・社会的な不安に対して支援していく必要があります。

そのために、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進のために児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費助成など、様々な経済的支援や相談体制の充実、さらに就労促進のための支援を進めます。

また、保育認定及び保育園等の施設の利用調整における優先利用や地域子ども・子育て支援事業の実施において、ひとり親家庭を考慮した支援を行うとともに、庁内の関係部署をはじめ県などの関係機関と連携し、総合的な自立支援を推進します。

③障がい児への支援の充実

乳幼児健診や新生児訪問、幼稚園・保育園への入園時や日常保育において、子どもの発達・発育に注視し、障がいの早期発見と早期支援の推進を図ることが重要です。そのために、就学前の子どもを対象とした発達相談会や、言語聴覚士や作業療法士、医師、保健師、保育士などによる療育教室等を開催し、障がいについての適切な情報提供と理解を深める取組み及び保護者の不安解消と発達支援に努めます。

乳幼児期から学校卒業までは、身近な地域での支援の充実を目指し、医療的ケアが必要な児童や障がい等で特別な支援を必要とする子どもを受け入れやすい環境を推進することが課題となっています。

そのため、乳幼児期においては、専門知識を有する相談員が園等を巡回して相談対応を図る取組みを推進し、職員の資質向上を図るとともに、幼稚園教諭・保育士の加配を進め、引き続き集団保育の実施に努めます。また、学齢期以降における支援についても体制整備に努めます。

さらに、自閉症スペクトラム障害（ＡＳＤ）、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥・多動性障害（ＡＤＨＤ）等の発達障害を含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じてその可能性を最大限に伸ばし、将来自立して社会参加できるための力を養うことが重要です。そのために、子どもの成長過程における適切な支援及びライフステージに応じた切れ目のない支援を推進し、相談支援ファイルの活用に努めるとともに、放課後等デイサービスなどの障がい児の生活能力向上のための訓練を行う事業を推進します。

しかし、障がい児への支援に関する施策は庁内の関係部署が複数に渡るため、これらの取組みを推進するにあたっては、その支援体制の確立が課題です。そのために、障がい福祉計画等との調整を図りながら、庁内の関係部署はもちろん県などの関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援体制の整備に努めます。

育成医療費助成や特別児童扶養手当などの治療に係る費用の助成や養育に係る手当の支給支援も引き続き実施します。

6. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図れるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 実施目標

- ワーク・ライフ・バランスの実現
- 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(2) 実施の方向性

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※について、官民一体となって取り組むことが「仕事と生活の調和憲章」（内閣府）で宣言されています。

本市においては、「五泉市男女共同参画推進条例」で、市の責務として、男女共同参画の基本理念にのっとり、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、家庭、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めることを定めています。

本市の就労状況においては、女性の20代から50代までの5歳階級別労働力率が全国平均を上回っており、依然として就労をしている現状が高い状況で継続しています。

ニーズ調査において、育児休業を取得した割合は母親が54.7%、父親が2.3%となっていることから、職場、家庭、地域における固定的な性別役割分担意識をなくし、保護者等が男女の関わりなく仕事、家庭、地域活動等を調和させるための基盤整備が重要です。

また、同調査より仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることは、就学前児童、小学校児童ともに「子どもと接する時間が少ない」であり、就学前児童が44.6%、小学校児童が41.3%と、最も高い傾向にありました。

子育て支援センターやファミリー・サポート・センターなどの地域子ども・子育て支援事業の実施を通じ、国、県、庁内の関係部署と連携しながら、事業主・就業者・市民等の理解促進のための情報提供、広報・啓発活動を継続・強化することで、家庭と地域の子育て力の向上を図り、保護者等の一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりと、地域全体で子育てを支援する機運を高める取組みを推進します。

※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。（そのような社会）

具体的には、「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」が実現されること。

第1章

計画概要

第2章

子ども・子育て
を取り巻く現況

第3章

子ども・子育て
支援の基本的な
考え方

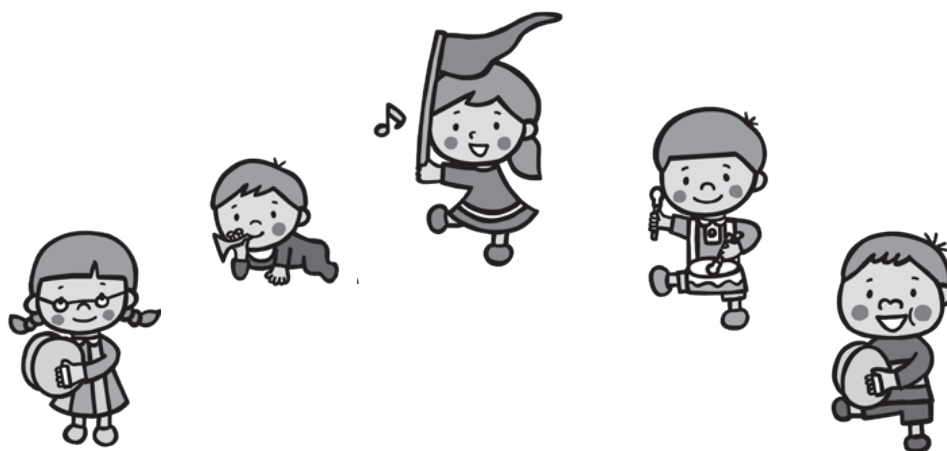
第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料



第5章

推進体制

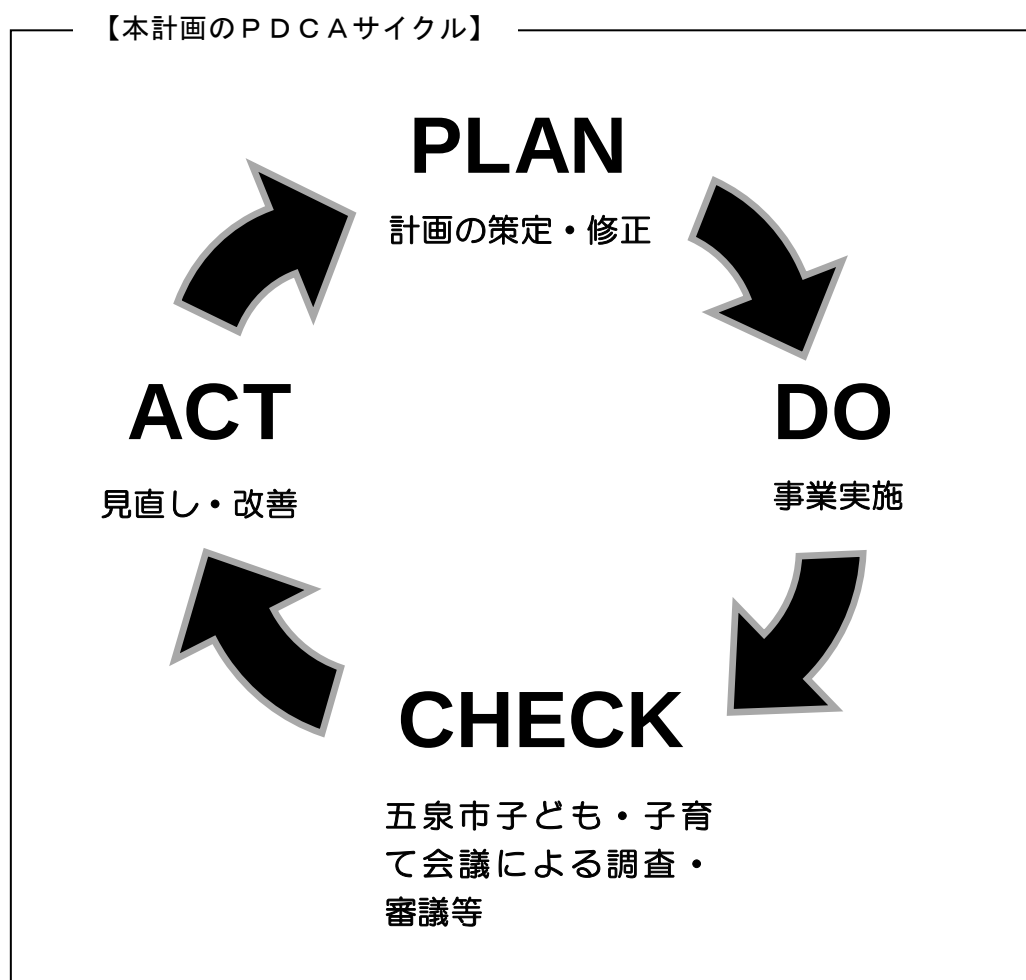
1. 関係機関等との連携

本計画は、国、県及び市内の関係機関と連携して取り組むとともに、五泉市子ども・子育て会議において意見を聴取し、事業に反映させます。

また、市民ニーズの把握に努め、市民との協働により本計画を推進します。

2. 本計画の点検・評価・見直し

本計画は、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づき、五泉市子ども・子育て会議において、子育て支援施策の実施状況を毎年調査・審議し、PDCAサイクルによる継続的改善の考え方に基づいた点検・評価・見直しを行います。



第1章

計画概要

第2章

子ども・子育て
を取り巻く現状

第3章

子ども・子育て
支援の基本的な
考え方

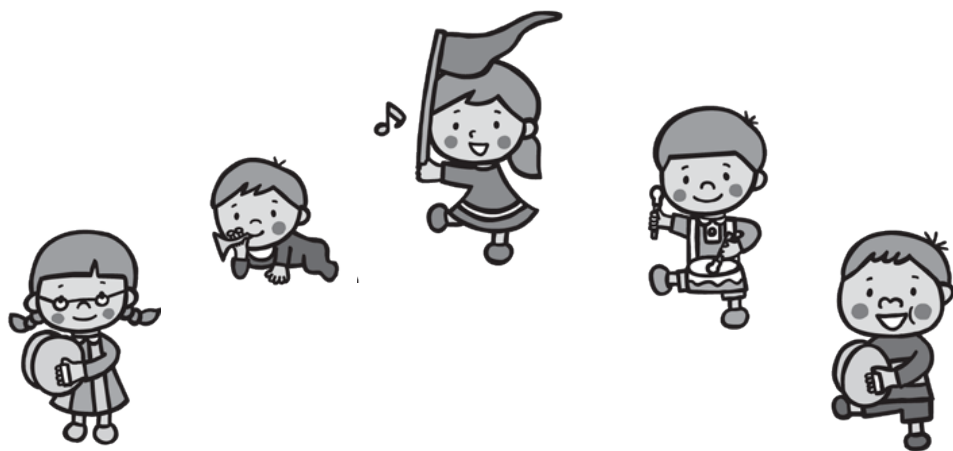
第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料



付属資料

1. 子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 26 日条例第 18 号

五泉市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、五泉市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他子どもに関する法律による施策について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。

(組織等)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 4 条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募による市民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が特に必要があると認める者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 1 章

計画概要

第 2 章

子ども・子育てを取り巻く現状

第 3 章

子ども・子育て支援の基本的な考え方

第 4 章

事業計画

第 5 章

推進体制

付属資料

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(報酬及び費用弁償)

第7条 市は、委員及び臨時職員に対し、五泉市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償額等に関する条例（平成18年五泉市条例第37号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(協力の要請)

第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2. 子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所属	備考
会長	丸 田 秋 男	新潟医療福祉大学 副学長	
副会長	樋 口 清 悦	民生児童委員 主任児童委員	
	豊 島 恭 子	母子保健推進員の会	令和元(2019)年 5月まで
	高 橋 美 穂		令和元(2019)年 6月から
	関 塚 真 弓	五泉市子ども会連絡協議会 副会長	
	蒲 澤 賢 吉	のびのび学習教室「寺子屋」事業運営委員会 副委員長	
	金 子 郁 代	新潟いなほの会 - 発達障害児者親の会 -	
	松 尾 ゆ み	市内助産師 (五泉市要保護児童対策地域協議会実務者会議委員)	
	大 竹 恵 子	読書ボランティアグループ	令和2(2020)年 1月6日まで
	廣 瀬 結	五泉市立小中学校連絡協議会 (五泉市立橋田小学校 PTA 会長)	
	長谷川 伸 行	保育園保護者会(五泉市立すもと保育園保護者会長)	平成31(2019)年 3月まで
	渡 辺 美 香	保育園保護者会(五泉市立総合保育園保護者会長)	平成31(2019)年 4月から
	廣 瀬 佳 美	幼稚園保護者会(五泉市立村松幼稚園保護者会長)	平成31(2019)年 3月まで
	藤 田 沙希子		平成31(2019)年 4月から
	宗 像 亮 二	公募による市民(五泉いずみ幼稚園 園長)	令和2(2020)年 1月6日まで
	川 村 洋 子	公募による市民(五泉市ファミリー・サポート提供会員)	令和2(2020)年 1月7日から
	東 智 子	新潟地域振興局 健康福祉部 地域保健課 課長代理	
	岡 田 豊	幼稚園(五泉市立第一幼稚園 園長)	平成31(2019)年 3月まで
	松 田 洋 之		平成31(2019)年 4月から
	五十嵐 幸 子	保育園(五泉市立総合保育園 園長)	

第1章

計画概要

第2章

子ども・子育て
を取り巻く現
状

第3章

子ども・子育て
支援の基本的な
考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

3. 子ども・子育て支援事業計画策定経過

子ども・子育て支援事業計画策定経過は、以下のとおりです。

日付		内容
平成 30 (2018)年	11 月 5 日	平成 30 (2018) 年度 第2回 五泉市子ども・子育て会議 ① 第二期五泉市子ども・子育て支援事業計画の策定に関する ニーズ調査について ② 公立認定こども園に関する説明会の実施について
	12 月～1 月	ニーズ調査
平成 31 (2019)年	3 月 19 日	平成 30 (2018) 年度 第3回 五泉市子ども・子育て会議 ① 五泉市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について ② 平成 31 (2018) 年度教育・保育施設の利用定員について ③ 平成 31 (2018) 年度五泉市子ども・子育て会議のスケジュー ールについて ④ 第二期五泉市子ども・子育て支援事業計画策定にむけた ニーズ調査結果の中間報告について
令和元 (2019)年	6 月 25 日	令和元 (2019) 年度 第1回 五泉市子ども・子育て会議 ① 五泉市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について ② 令和元年度教育・保育施設の利用定員について ③ 子ども・子育てを取り巻く現状 ④ 第二期五泉市子ども・子育て支援事業計画策定にむけた ニーズ調査の結果報告について ⑤ 第二期五泉市子ども・子育て支援事業計画骨子案 ⑥ 幼児教育・保育の無償化について
	9 月 25 日	令和元 (2019) 年度 第2回 五泉市子ども・子育て会議 ① 幼児教育・保育の無償化について ② 第二期五泉市子ども・子育て支援事業計画（素案） について ③ その他（公立認定こども園設立進捗状況）
	11 月 19 日	令和元 (2019) 年度 第3回 五泉市子ども・子育て会議 ① 第二期五泉市子ども・子育て支援事業計画（案）について
	12 月 10 日 ～1 月 10 日	第二期五泉市子ども・子育て支援事業計画（案）パブリック コメント
令和 2 (2020)年	2 月 14 日	令和元 (2019) 年度 第4回 五泉市子ども・子育て会議 ① 第二期五泉市子ども・子育て支援事業計画（案）パブリッ クコメントの結果について ② 第二期五泉市子ども・子育て支援事業計画（案）について

4. 市民ニーズ調査結果

(1) 就学前児童

- ①調査月：平成 30（2018）年 12 月から平成 31（2019）年 1 月
- ②調査基準日：平成 30（2018）年 12 月現在
- ③調査対象者：五泉市内在住の就学前児童（0 歳～6 歳）の保護者
- ④配布・回収方法：調査票の配布・回収とも郵送方式とした。
- ⑤調査数：配布 600、回収 307
- ⑥回収率：51.2%

(2) 小学校児童

- ①調査月：平成 30（2018）年 12 月から平成 31（2019）年 1 月
- ②調査基準日：平成 30（2018）年 12 月現在
- ③調査対象者：五泉市内在住の小学生児童（1 年生～6 年生）の保護者
- ④配布・回収方法：調査票の配布・回収とも郵送方式とした。
- ⑤調査数：配布 400、回収 225
- ⑥回収率：56.3%

(3) 調査結果（数値）の見方についての注意点

- ・結果は百分率（%）で表示し、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出した結果、個々の比率が合計 100%にならないことがある。
- ・複数回答（2 つ以上の回答）では、合計が 100%を超える場合がある。
- ・図表中の「n（number of cases の略）」は、質問に対する回答者の総数（該当者質問では該当者数）を示し、回答者の比率（%）を算出するための基数である。
- ・本文及び図表中において、調査票より簡略した表記を用いた部分がある。

第 1 章

計画概要

第 2 章

子ども
を取り巻く
子育て現
状

第 3 章

子育て
支援の方
法・基本
的な

第 4 章

事業計画

第 5 章

推進体制

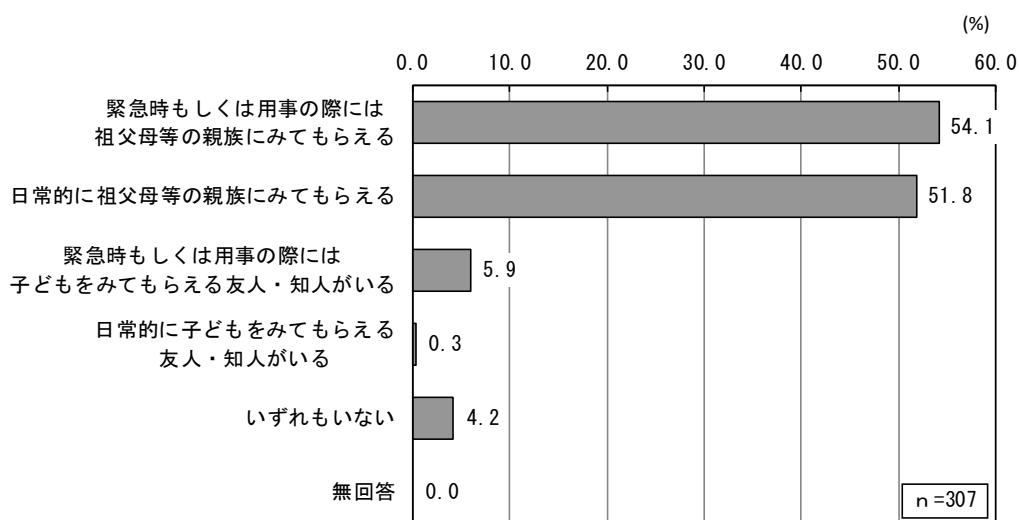
付属資料

(4) 調査結果の概要

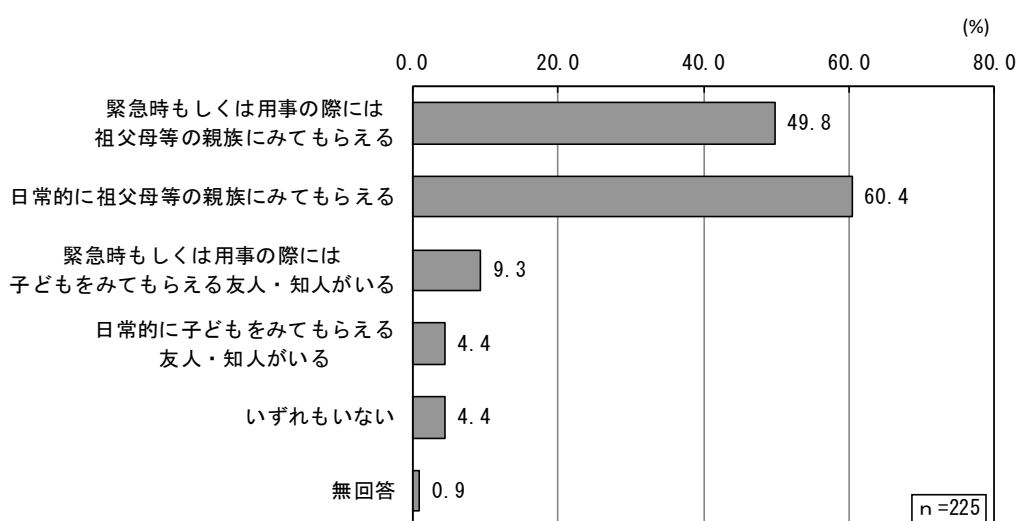
ア) 子どもの育ちをめぐる環境

問 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(複数回答)

【就学前児童】



【小学校児童】



「日常的に、祖父母等の親族にみてもらえる」の割合をみると、就学前児童の保護者（以下、「就学前児童」といいます。）は 51.8%、小学校児童の保護者（以下、「小学校児童」といいます。）は 60.4%となっており、どちらも過半数は、日常的に面倒をみてもらえる親族がいることがわかります。

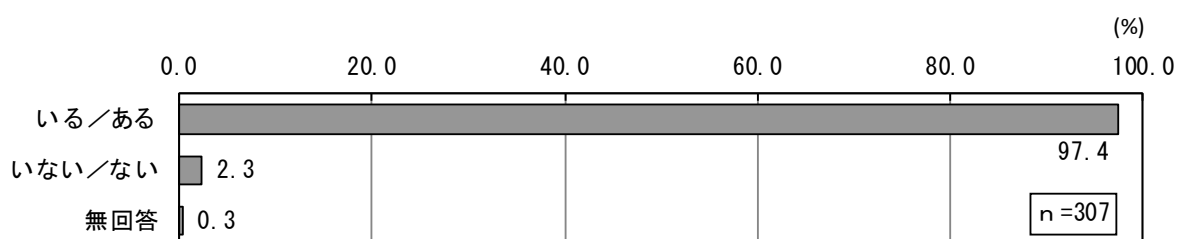
また、緊急時等の際には、就学前児童の 54.1%、小学校児童の 49.8%が親族から面倒をみてもらえると回答しています。

なお、日常的及び緊急時等の際に面倒をみてもらえる人がいないという回答は、就学前児童が4.2%、小学校児童が4.4%で、いずれも低い割合となっています。

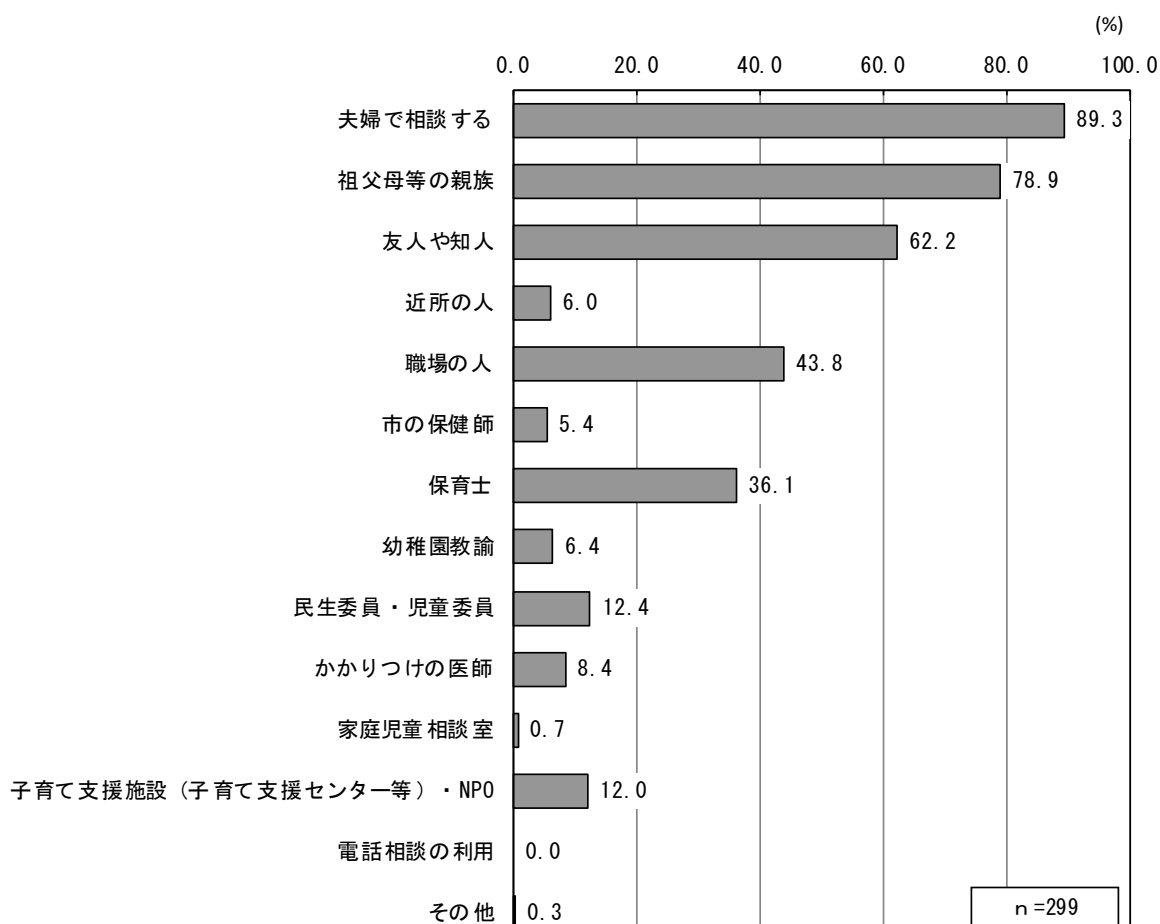
子育てについて、祖父母等の親族から保護者への支援が行われている実態がうかがわれる結果となっています。

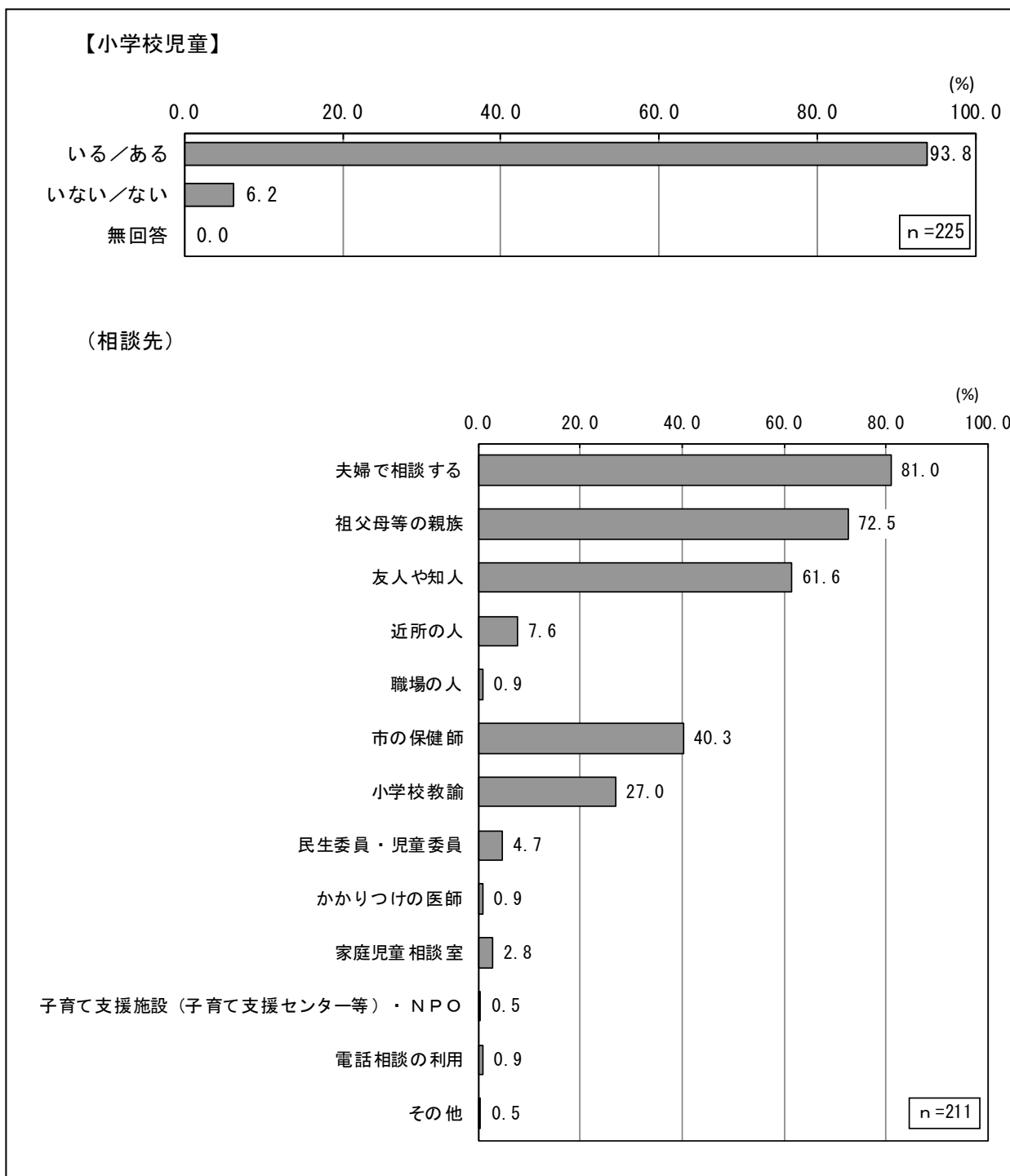
問 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。
また、相談できる場所がありますか。

【就学前児童】



（相談先）





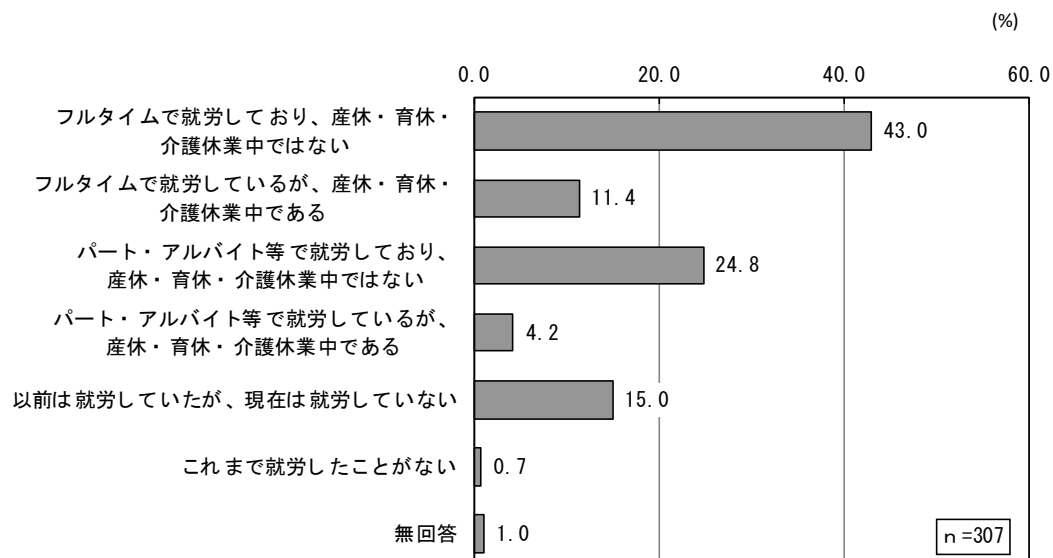
「相談できる人がいる／場所がある」の割合は、就学前児童が 97.4%、小学校児童が 93.8%となっています。相談先は、いずれも「夫婦」「祖父母等の親族」「友人や知人」が多く、「職場の人」「保育士」「市の保健師」が続いています。

就学前児童では「子育て支援施設（子育て支援センター等）・NPO」が気軽に相談できる場所として 12.0%となっています。

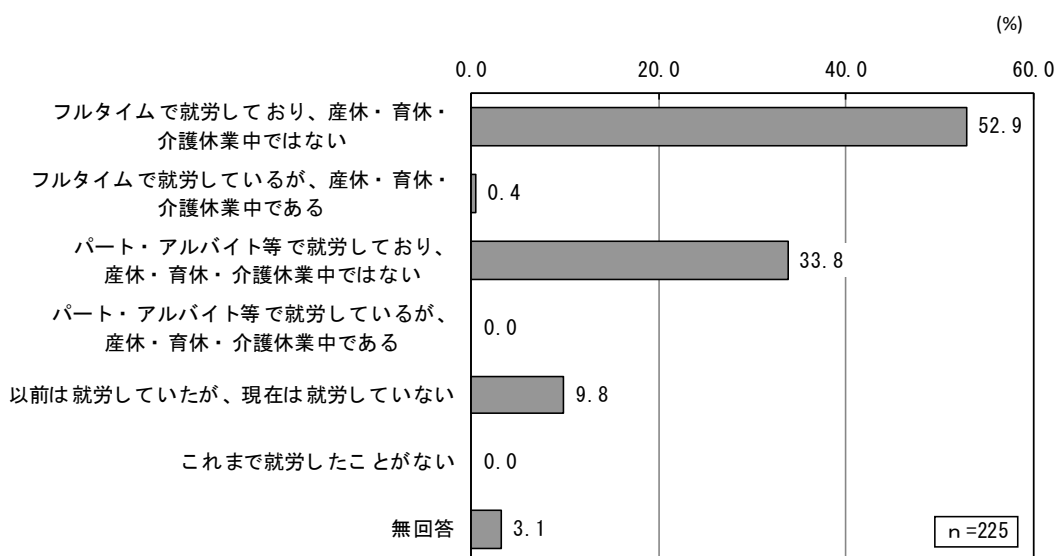
イ) 保護者（母親）の就労状況

問 お子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

【就学前児童】



【小学校児童】



フルタイムでの就労は、就学前児童が 54.4%（休業中を含む。）、小学校児童が 53.3%（同）となっており、両者にほとんど差がみられません。パート・アルバイト等は、就学前児童が 29.0%（同）、小学校児童が 33.8%（同）で、小学校児童の方が高い割合となっています。

また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合は、就学前児童が 15.0%、小学校児童が 9.8%で、就学前児童の方が高く、子どもが小学生になるとパート・アルバイト等で再就労する母親が多くなっている様子がうかがえます。

第1章

計画概要

第2章

子ども
を取り巻く
子育て
現状

第3章

子育て
支援の
基本
的な
考え方

第4章

事業計画

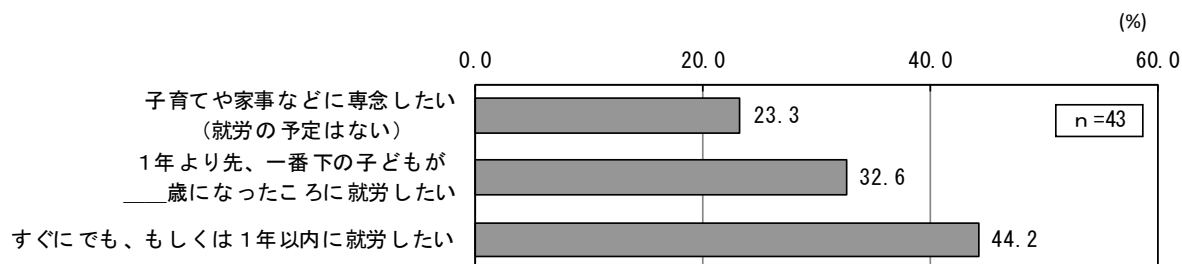
第5章

推進体制

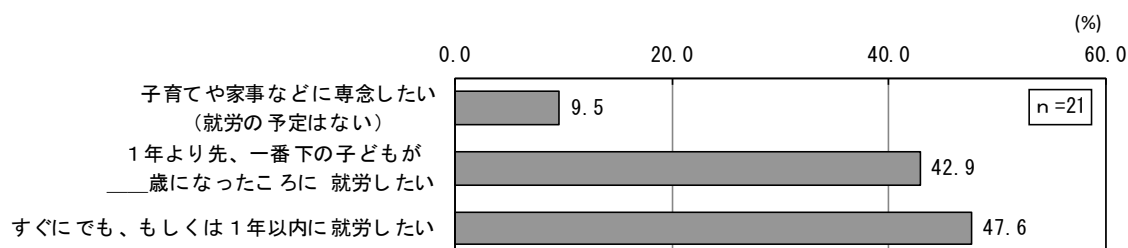
付属資料

問 前問で「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。
就労したいという希望はありますか。

【就学前児童】



【小学校児童】

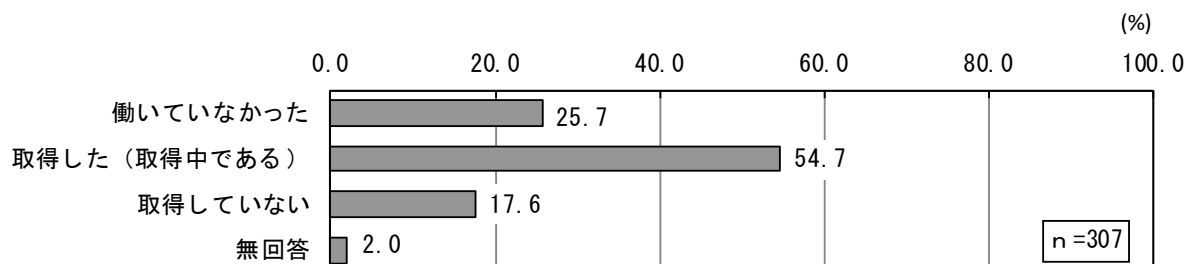


「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合は、就学前児童で44.2%、小学校児童で47.6%を占めており、職場や地域・家庭において、働きながら子育てをしやすい環境（職場・地域）の整備を更に推進することが求められています。

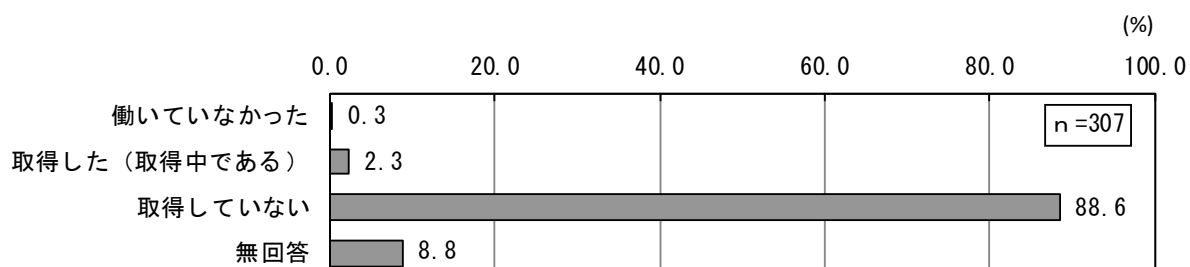
ウ) 育児休業制度の利用状況

【就学前児童のみ】

問 お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。
＜母親＞

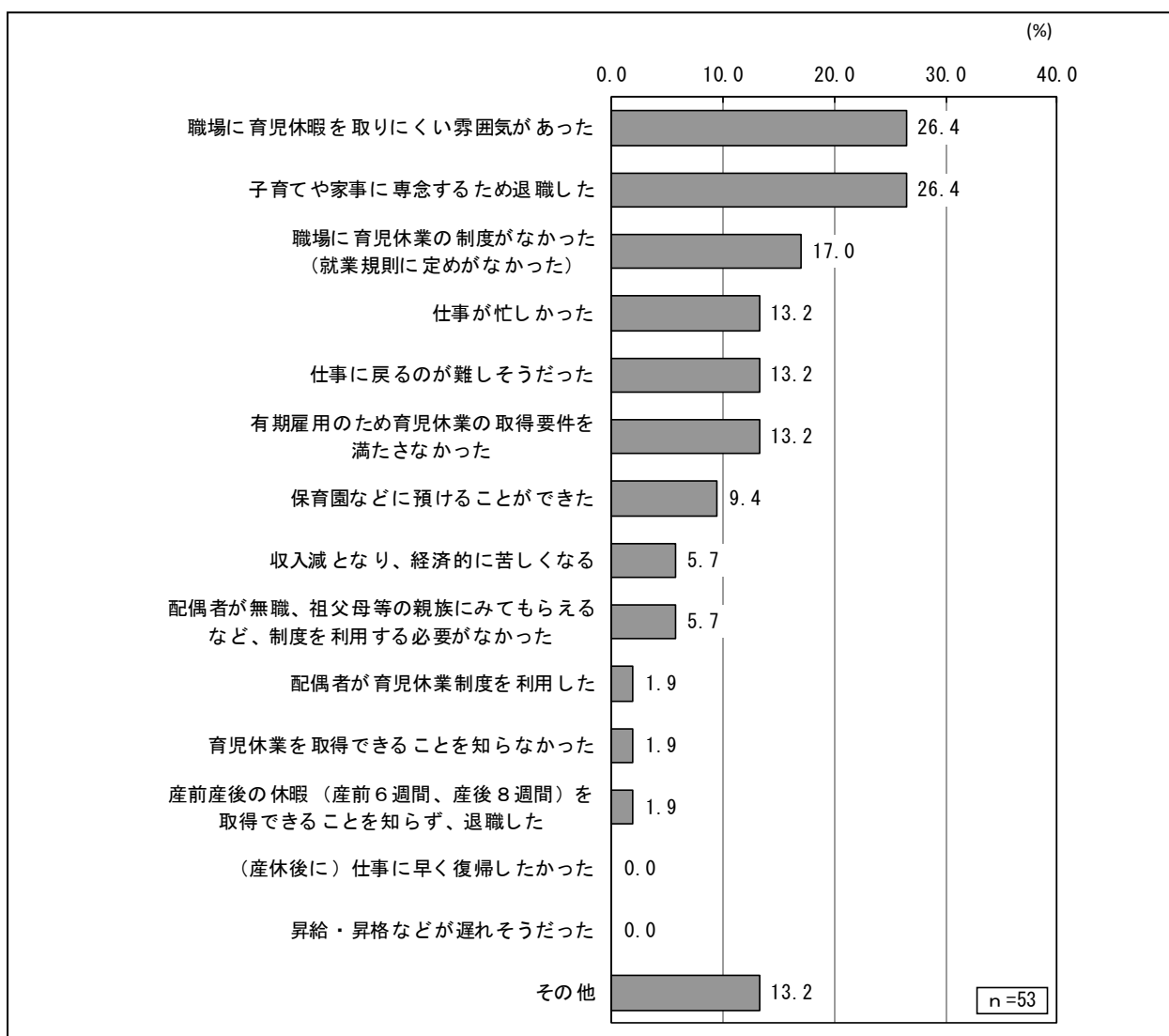


＜父親＞



育児休業を取得した割合は、母親が 54.7%、父親が 2.3%となっており、父親の取得はまだ一般的になっていない状況がうかがえます。

○育児休業を取得しない／しなかった理由 ＜母親＞

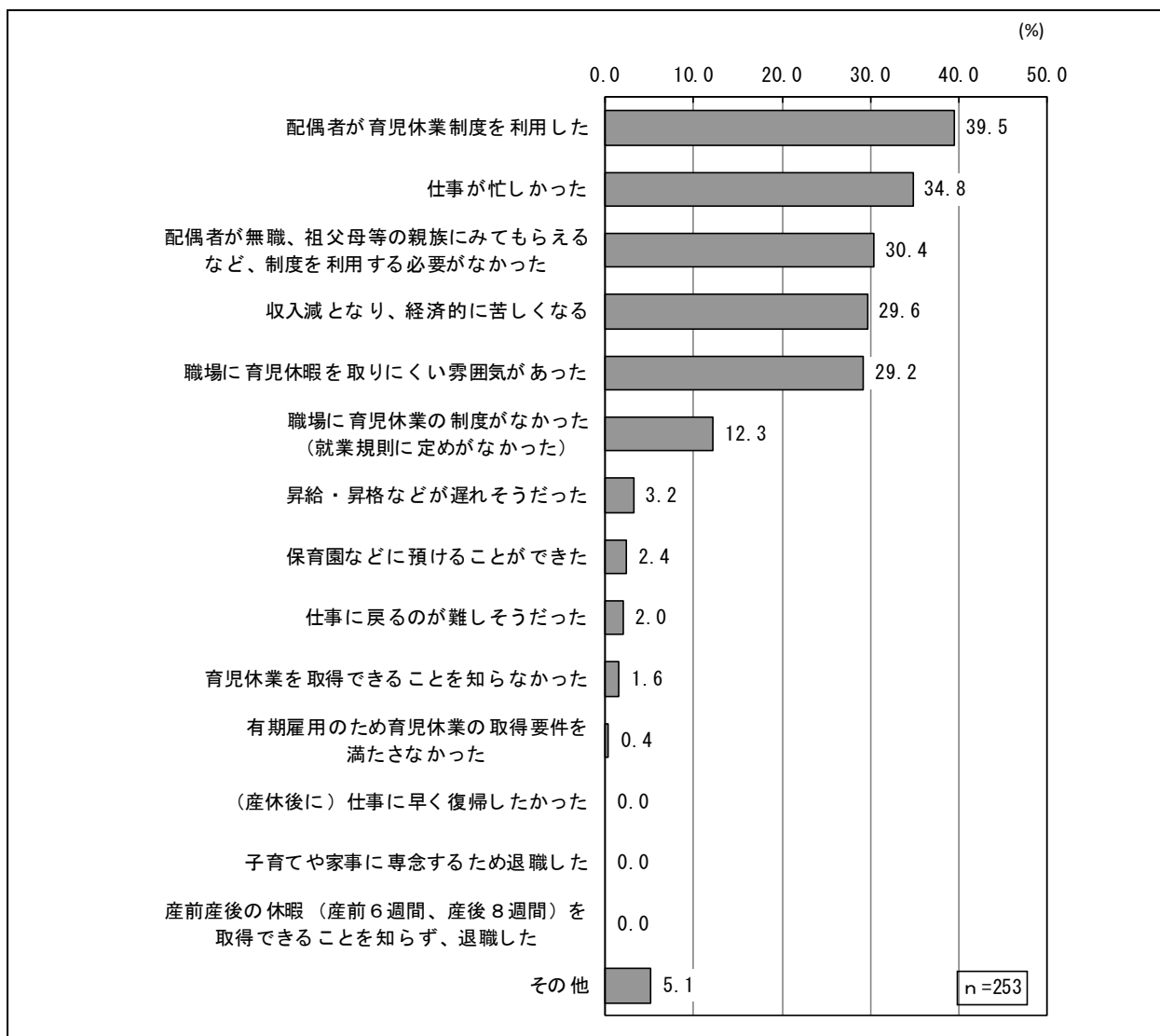


母親の育児休業を取得しなかった理由をみると、「職場に取りにくい雰囲気があった」（26.4%）、「子育て・家事に専念するために退職した」（26.4%）、「職場に育

児休業制度がなかった」(17.0%)といった理由が上位となっている。「仕事が忙しかった」(13.2%)、「仕事に戻るのが難しそうだった」(13.2%)、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」(13.2%)がこれらに続いています。

職場において、雇用主・従業員の意識を含め『働きながら子育てをする環境が整っていない』ことが大きな要因となり育児休業が取りづらくなっているものと思われます。

○育児休業を取得しない／しなかった理由 <父親>

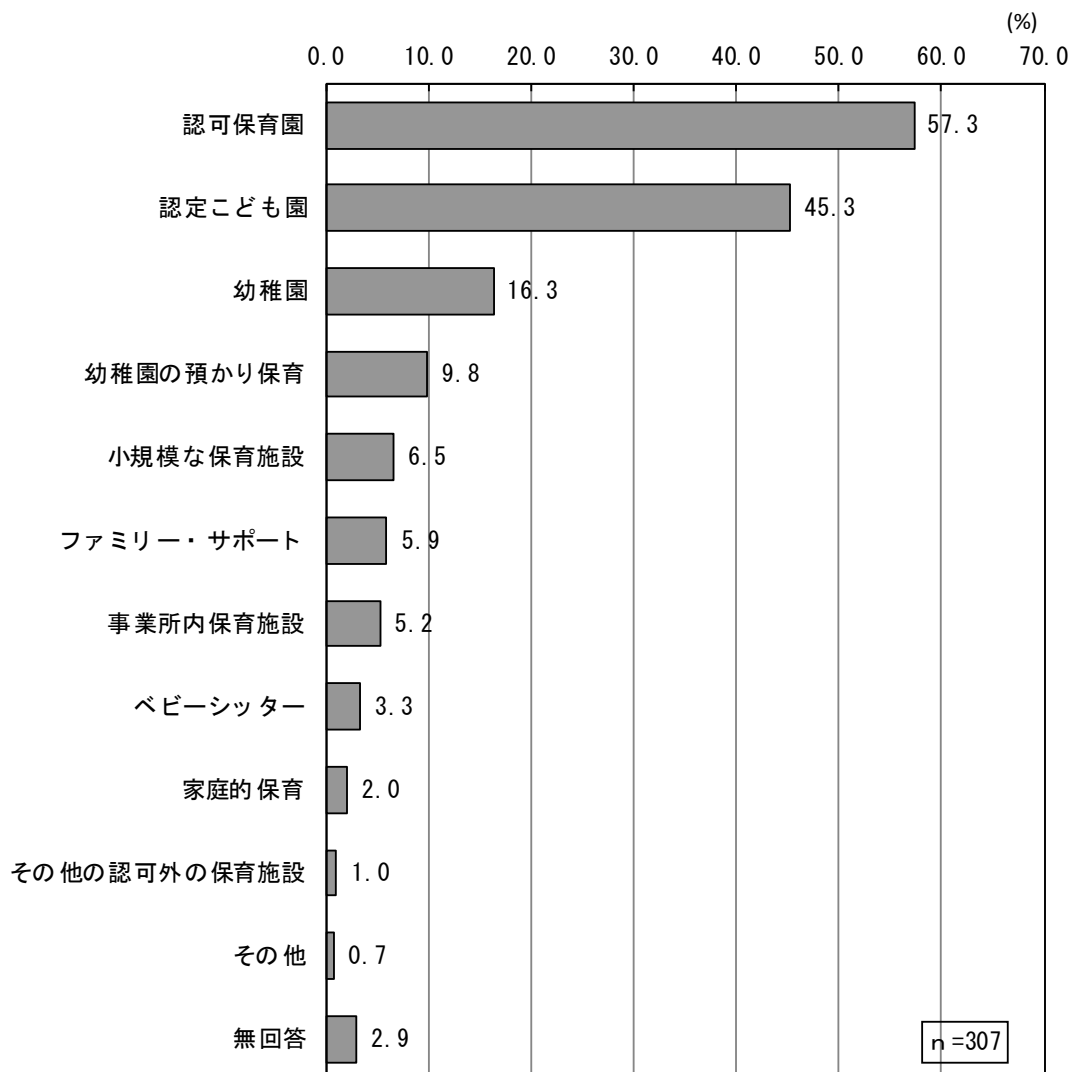


一方、父親の取得しなかった理由をみると、「配偶者が育児休業制度を利用した」(39.5%)、「仕事が忙しかった」(34.8%)、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」(30.4%)、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(29.6%)、「職場に取りにくい雰囲気があった」(29.2%)、「職場に育児休業制度がなかった」(12.3%)が上位となっています。

父親は『男性が育児休業を取得することへの抵抗感(自他共に)』から育児休業の取得をしなかったものと思われます。

【就学前児童のみ】

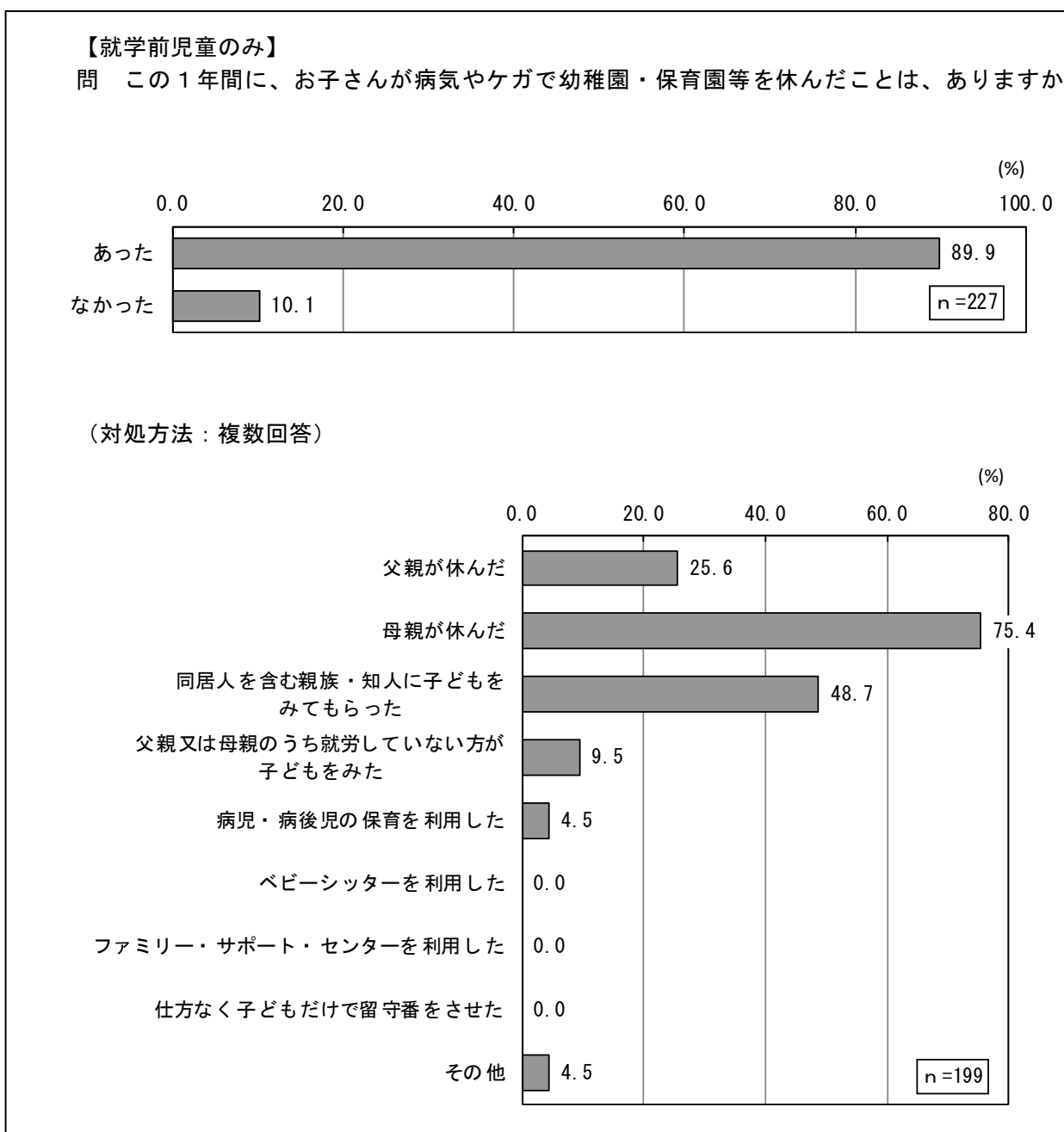
問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の幼稚園や保育園などの事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。
(複数回答)



「認可保育園」が57.3%、「認定こども園」が45.3%、「幼稚園」が16.3%となっています。いずれの事業も前問（現在の利用）に比べ、高い割合となっています。

「幼稚園の預かり保育」（9.8%）の利用希望者が1割程度となっている。

オ) 子どもが病気になったときの対応（平日の幼稚園・保育園等の利用者のみ）



子どもが病気やケガで幼稚園・保育園を休んだときは、「母親が休んだ」（75.4％）が最も多く、次いで「同居人を含む親族・知人に子どもをみてもらった」（48.7％）となっています。「父親が休んだ」は25.6％で母親に比べかなり低い割合となっています。

また、「父母のうち就労していない方が子どもをみた」が9.5％となっていますが、就労していないのは母親の方が多いと推測されるため、就労の有無を問わず、子どもが病気になったときは、母親が子どもをみる家庭が多い状況がうかがえます。

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育て

第3章

子ども支援の基本的考え方

第4章

事業計画

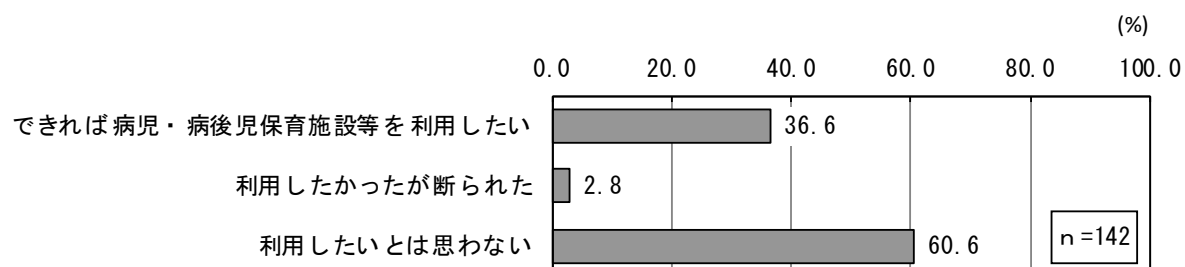
第5章

推進体制

付属資料

【就学前児童のみ】

問 前問で「父親が休んだ」「母親が休んだ」のいずれかを回答された方にお聞きます。
 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。

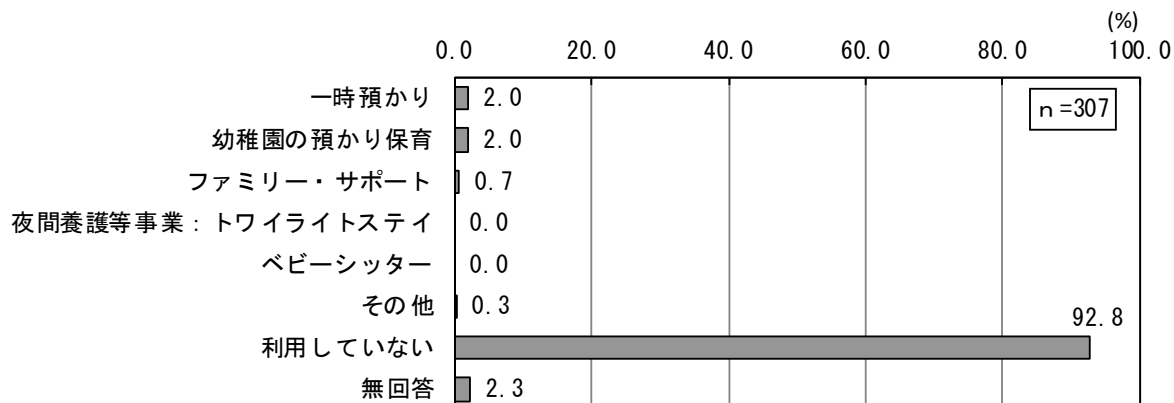


「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が 36.6%、「利用したいとは思わない」が 60.6%で、利用を希望しない人の方が多くなっています。

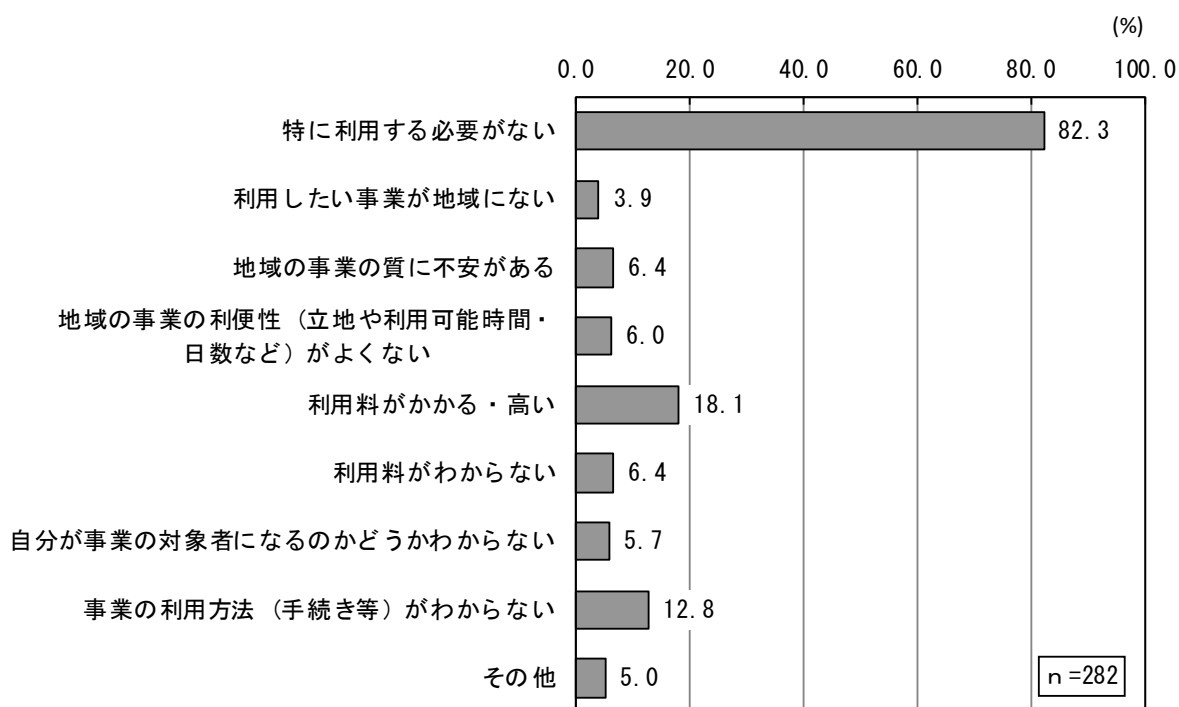
カ) 一時預かりなどの不定期の教育・保育事業の利用

【就学前児童のみ】

問 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用しているものはありますか。(複数回答)



(利用していない理由：複数回答)



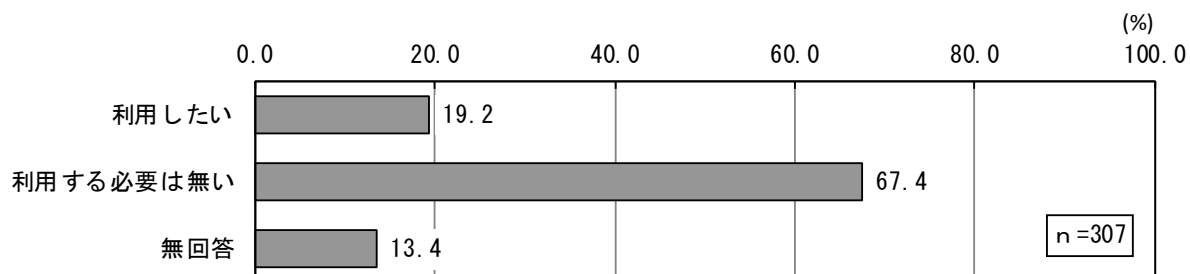
不規則な利用については、「一時預かり」（2.0%）、「幼稚園の預かり保育」（2.0%）、「ファミリー・サポート」（0.7%）がわずかにみられる程度で、「利用していない」（92.8%）が圧倒的に多くなっています。

利用しない理由は、「特に利用する必要がない」（82.3%）がもっとも多く、「利用料がかかる・高い」（18.1%）、「事業の利用方法（手続き等）がわからない」（12.8%）が比較的高い割合となっています。

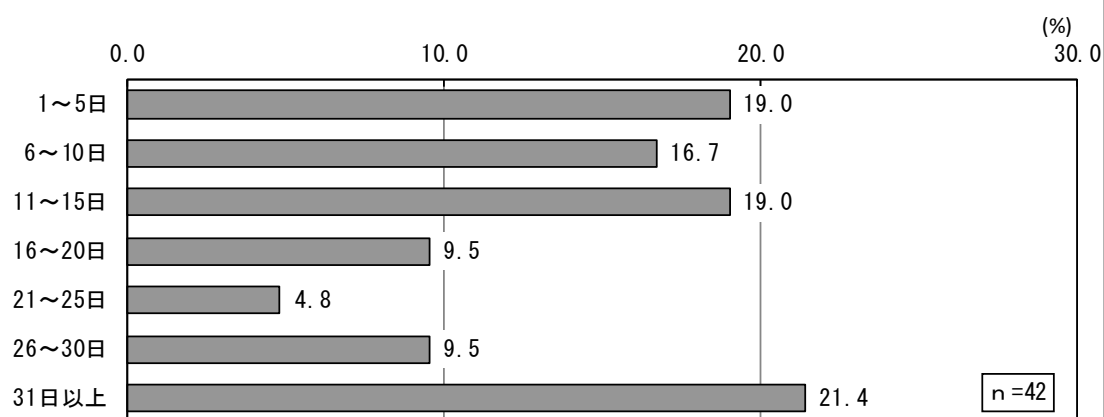
【就学前児童のみ】

問 私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要があると思いますか。

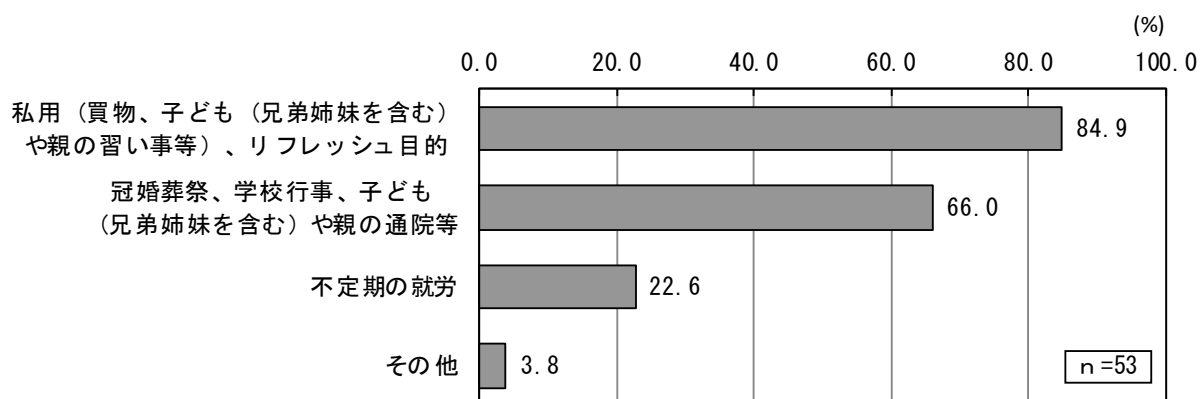
(利用希望の有無)



(利用日数)



(利用目的：複数回答)

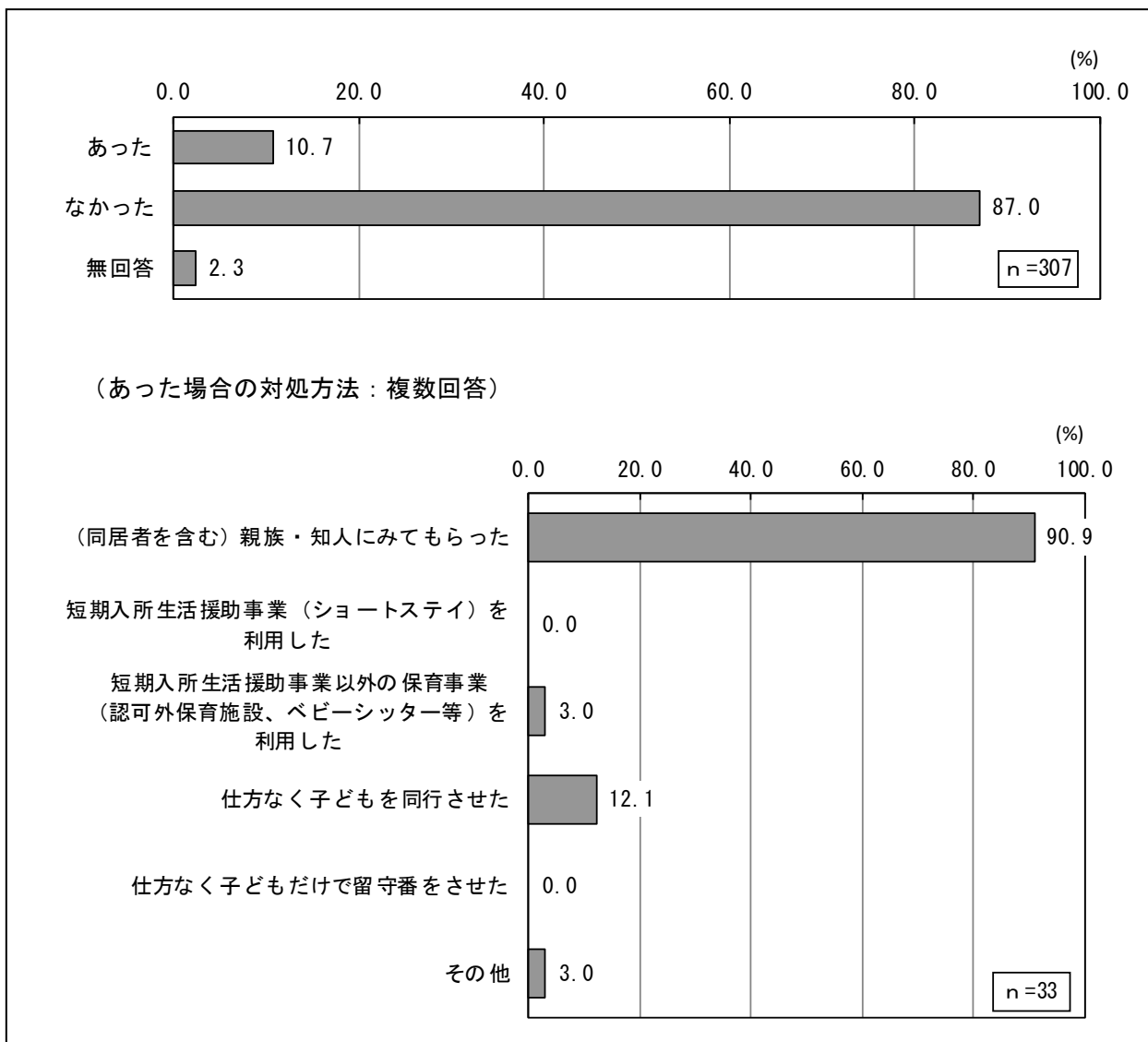


不定期の利用希望者は19.2%で、5人に1人の割合となっています。

利用目的は「私用」が84.9%、「冠婚葬祭、学校行事等」が66.0%となっています。「不定期の就労」は22.6%でした。

【就学前児童のみ】

問 この１年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか。



泊りがけで子どもをみてもらう必要が、「あった」は10.7%、「なかった」は87.0%となっています。

「あった」場合の対処方法は、「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」が圧倒的に多く 90.9%となっています。

また、「仕方なく子どもを同行させた」が 12.1%となっています。

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育て現状

第3章

子ども支援の基本的考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

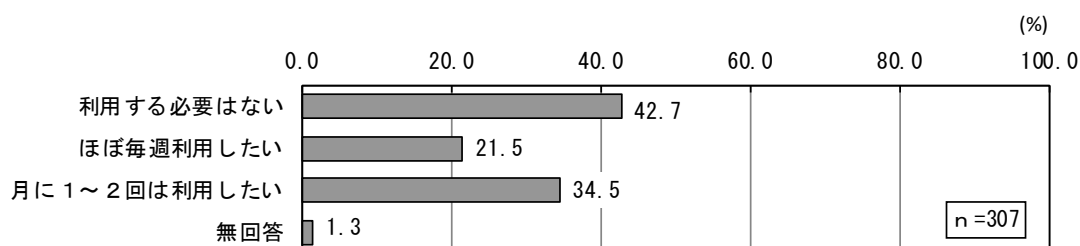
付属資料

キ) 土曜日・休日の教育・保育事業の利用

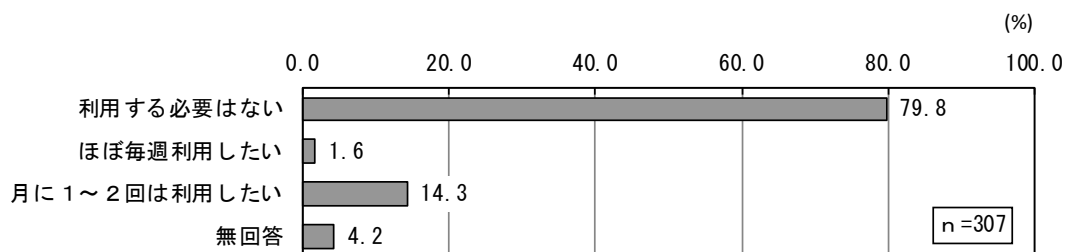
【就学前児童のみ】

問 土曜日と日曜日・祝日に、定期的な幼稚園や保育園などの利用希望はありますか。
(一時的な利用は除きます)

(土曜日)



(日曜日・休日)



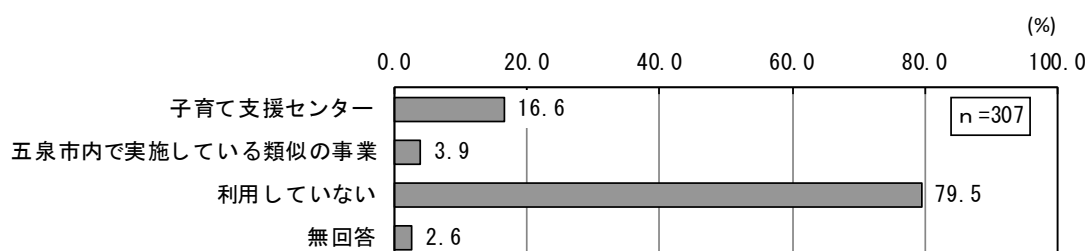
土曜日は、「ほぼ毎週利用したい」が21.5%、「月に1～2回は利用したい」が34.5%となっており、両者を合計した56.0%が利用を希望する結果となっています。

一方、日曜日・休日は、「ほぼ毎週」が1.6%、「月に1～2回」が14.3%で、利用を希望する人は15.9%と土曜日に比べかなり低い割合となっています。

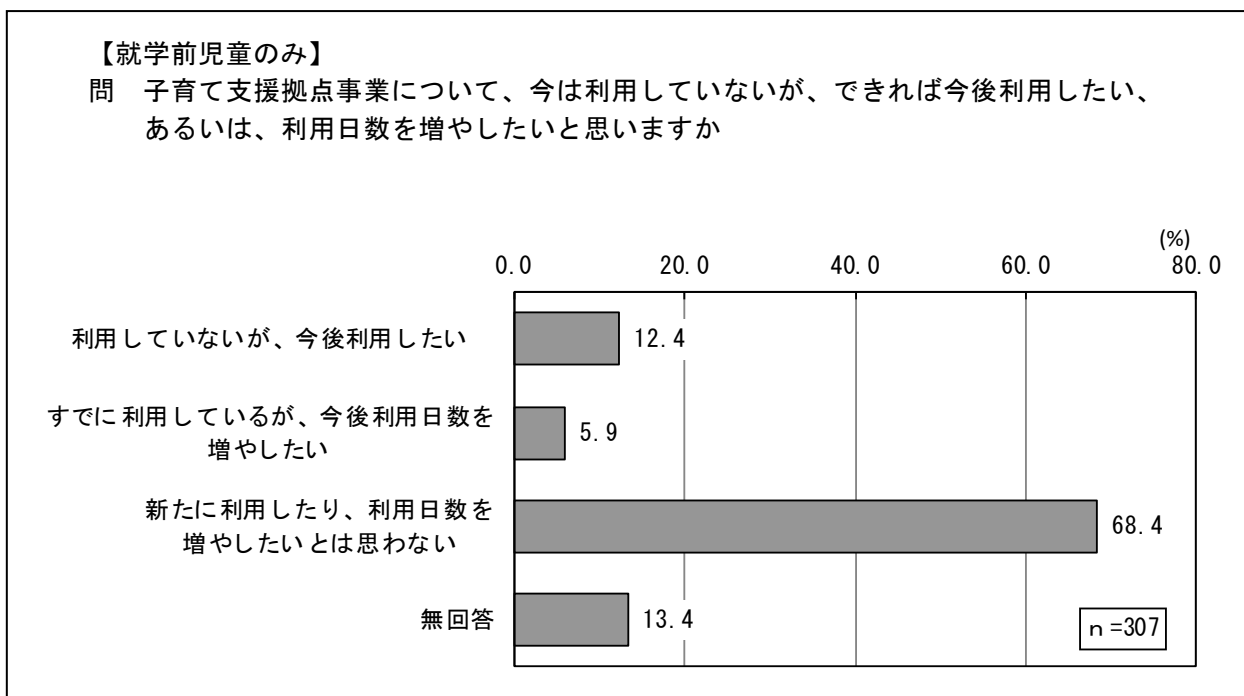
ク) 地域の子育て支援事業（子育て支援センター等）の利用

【就学前児童のみ】

問 現在、子育て支援センターを利用していますか。



「子育て支援センター」の利用者は16.6%、「市内の類似の事業」の利用者は3.9%となっています。「利用していない」(79.5%)が大多数を占めています。



「子育て支援センター」などの地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」（68.4％）が多数を占めています。

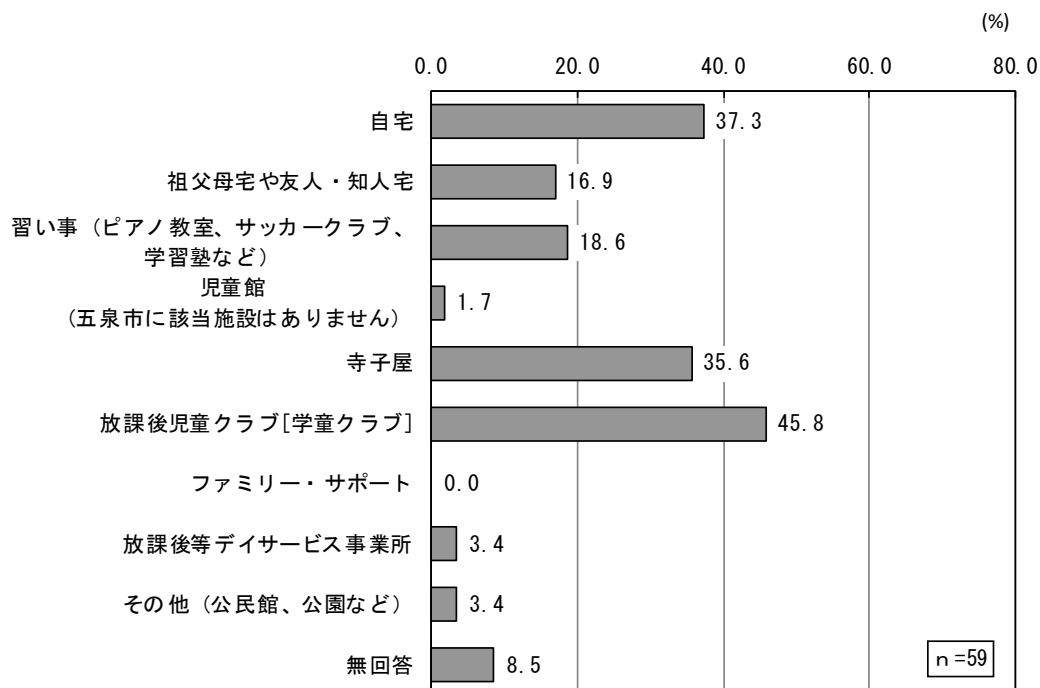
「利用していないが、今後利用したい」が 12.4％、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 5.9％で、今後の利用に積極的な人は 2 割弱となっています。

ケ) 放課後の過ごし方

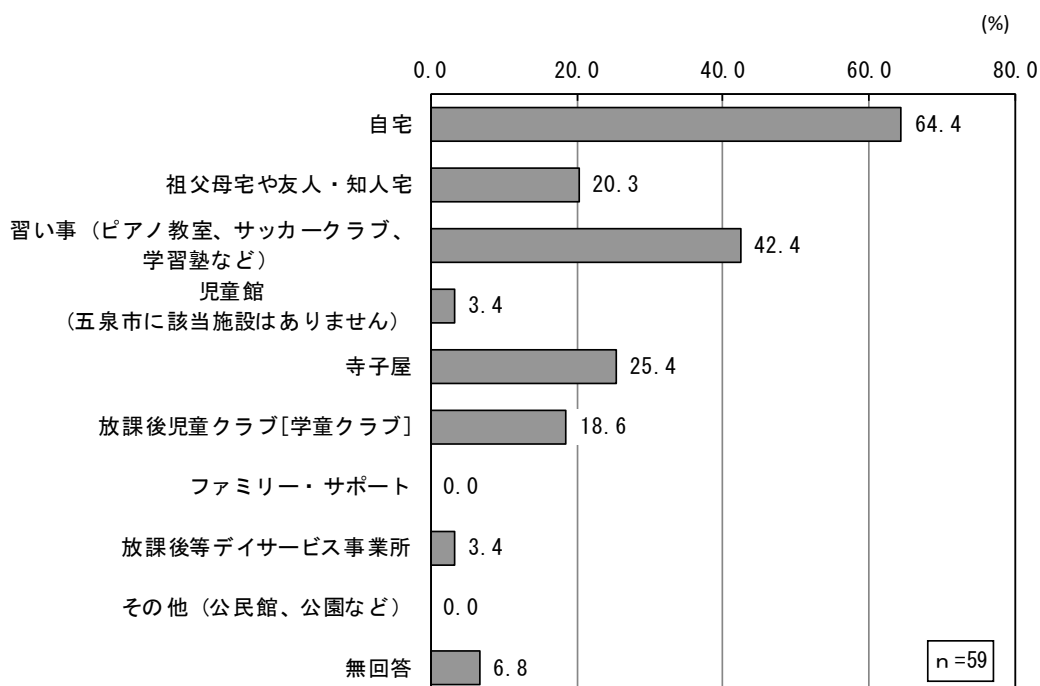
【就学前児童】(5歳以上)／【小学校児童】

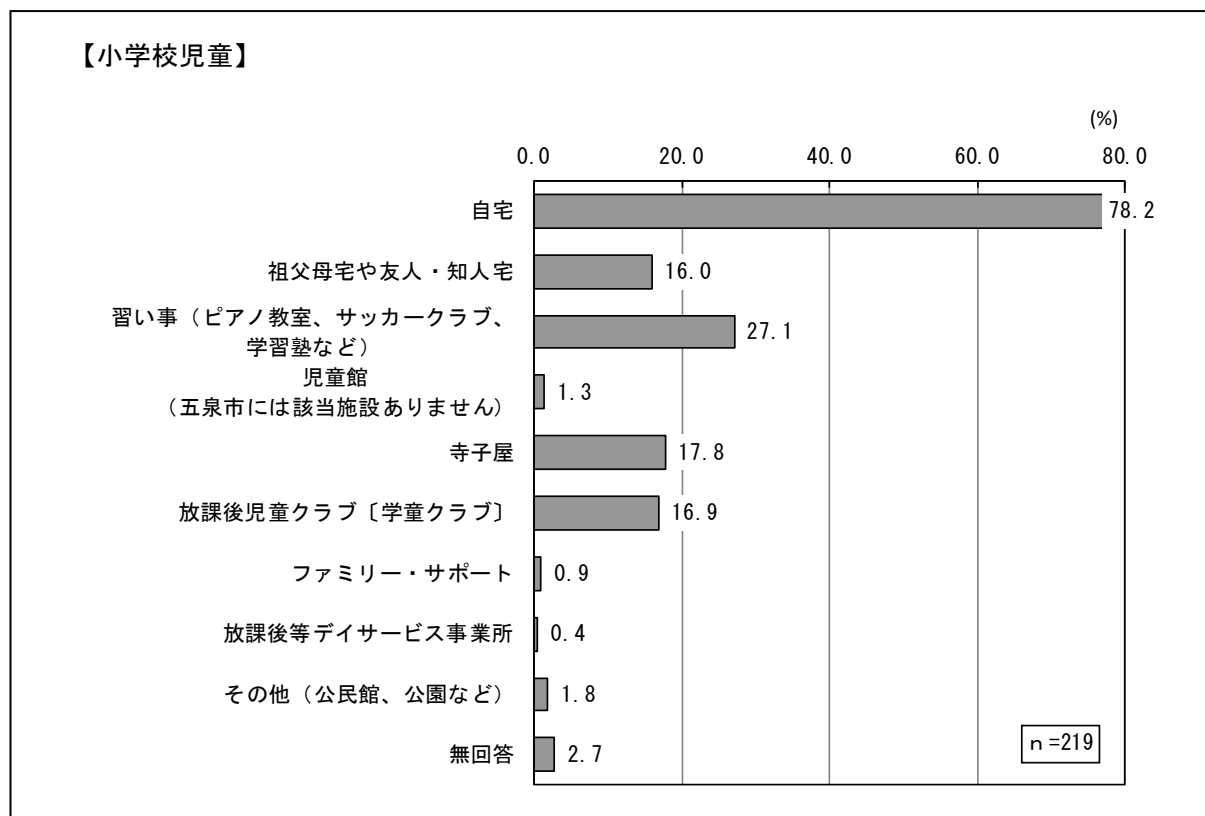
問 放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(複数回答)

【就学前児童】1～3年生になったとき



【就学前児童】4～6年生になったとき





就学前児童（4～6 年生になったとき）、小学校児童は「自宅」が最も多くなっています。

「学童クラブ」及び「寺子屋」に着目すると、以下のような傾向がみられます。

【放課後児童クラブ】

- ・就学前児童（1～3 年生になったとき）では 45.8%の利用希望がありますが、就学前児童（4～6 年生になったとき）では 18.6%、小学校児童では 16.9%と、学齢が上がるほど利用を希望する人の割合が低下しています。

【寺子屋】

- ・就学前児童（1～3 年生になったとき）（35.6%）、就学前児童（4～6 年生になったとき）（25.4%）、小学校児童（17.8%）と、学齢が上がるほど利用を希望する人の割合が低下しています。

第 1 章

計画概要

第 2 章

子どもを取り巻く子育て現状

第 3 章

支援の考え方・子どもの基本的な子育て

第 4 章

事業計画

第 5 章

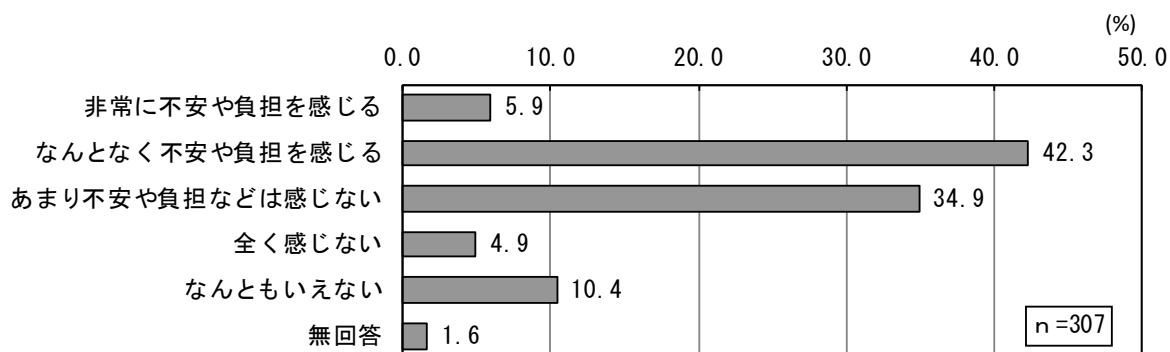
推進体制

付属資料

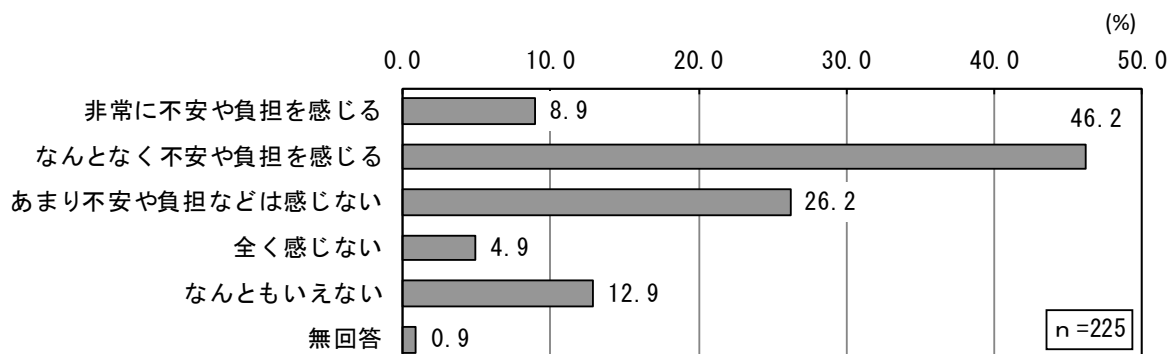
コ) 子育て全般に関すること

問 子育てに関して不安感や負担感などをお感じですか。

【就学前児童】



【小学校児童】

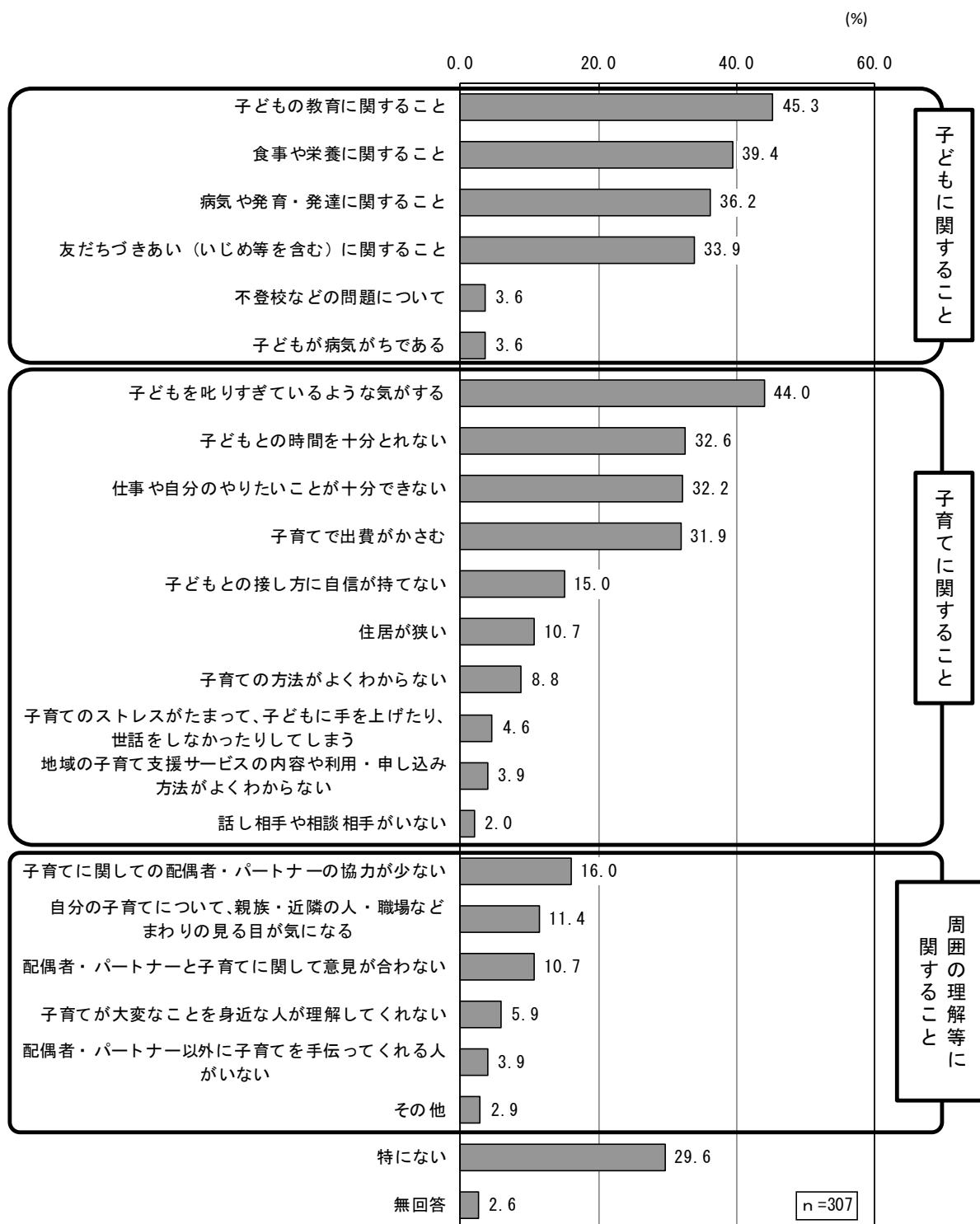


「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合計した『不安・負担を感じる・計』の割合は、就学前児童が48.2%、小学校児童が55.1%となっています。

就学前児童（保護者）よりも小学校児童（保護者）の方が子育てに不安・負担を感じている人が多く、小学校児童（保護者）の半数以上は何らかの不安・負担を感じています。

問 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。
(複数回答)

【就学前児童】



第1章

計画概要

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

第3章

子ども・子育ての基本的な考え方・支援の方

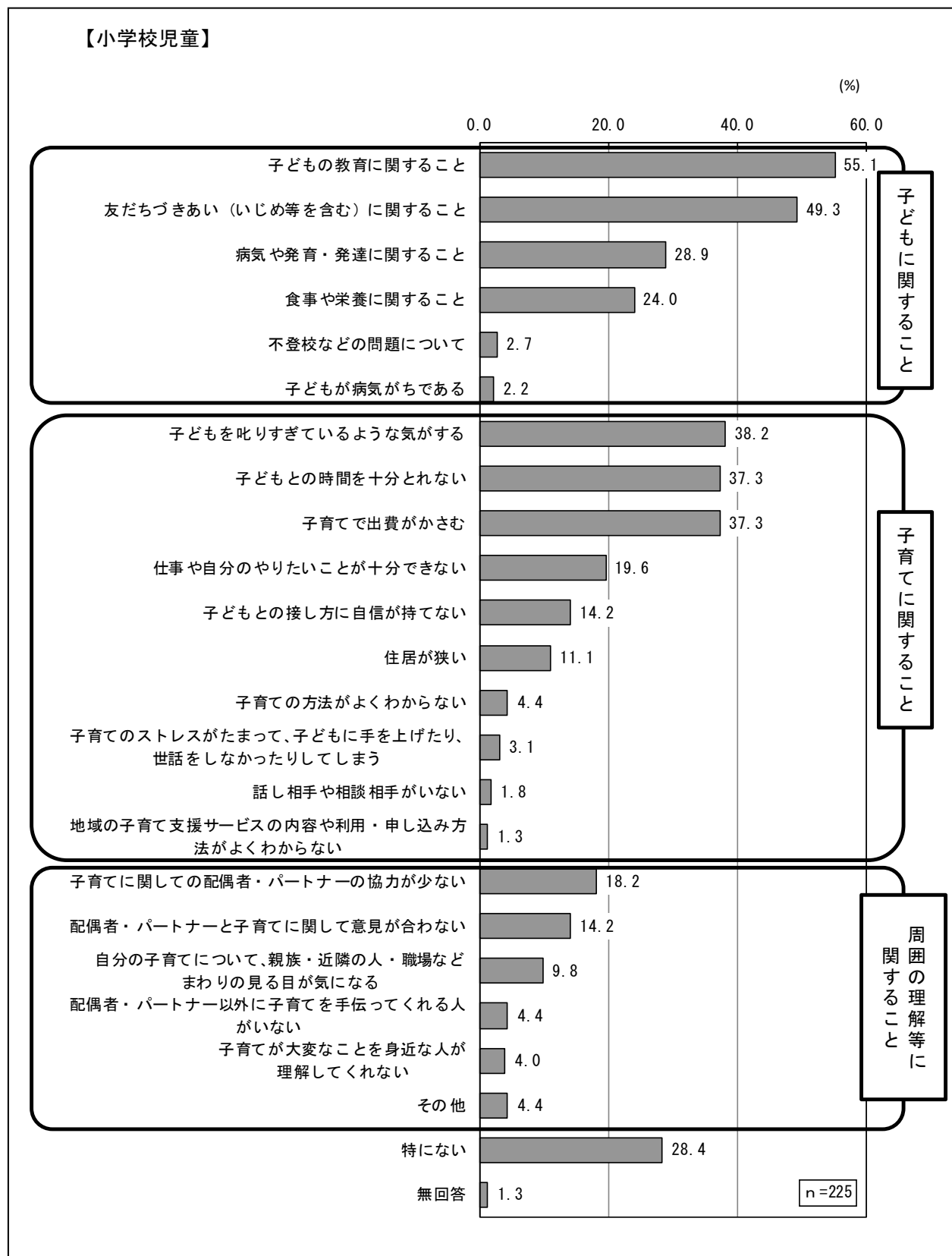
第4章

事業計画

第5章

推進体制

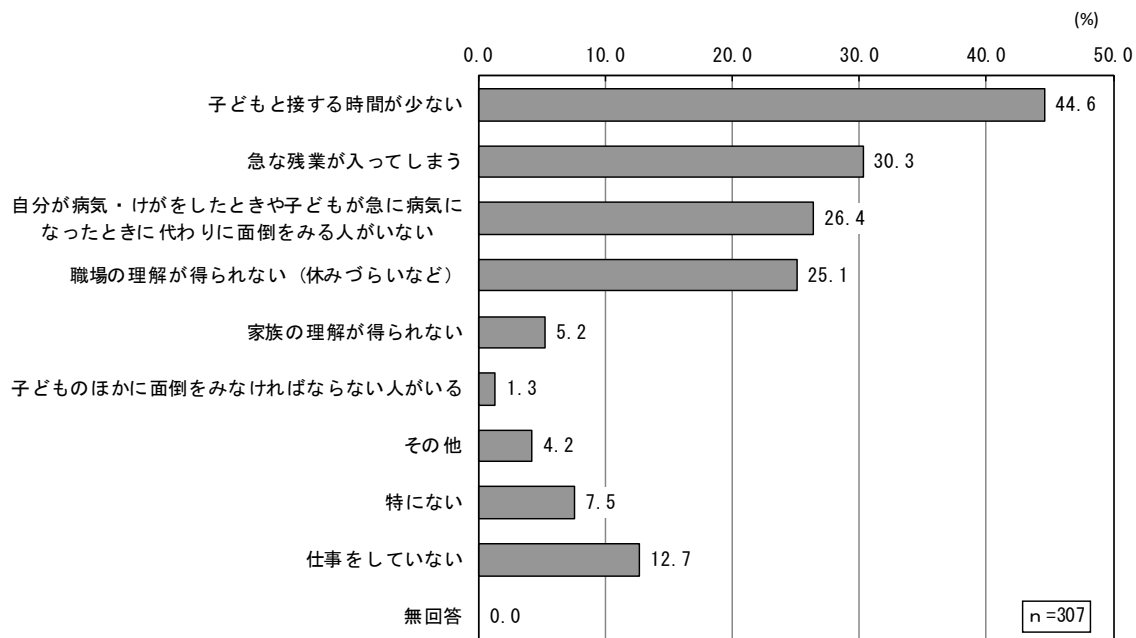
付属資料



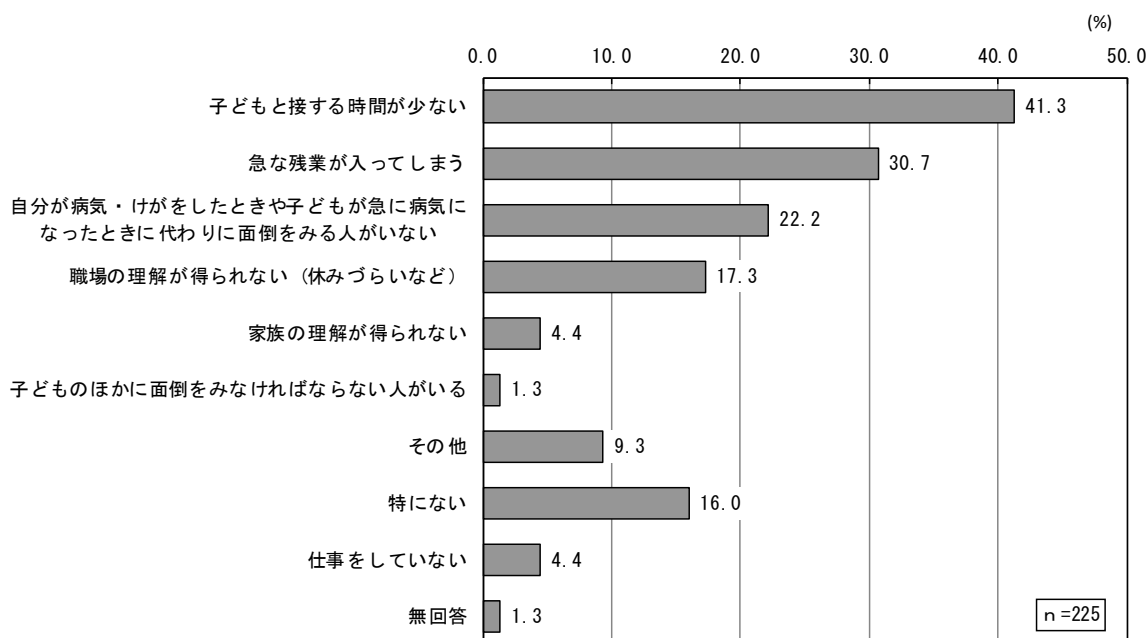
就学前児童、小学校児童ともに「子どもの教育に関すること」「子どもを叱りすぎているような気がする」「子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ない」の割合が高くなっています。

問 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じるのはどのようなことですか。
(複数回答)

【就学前児童】



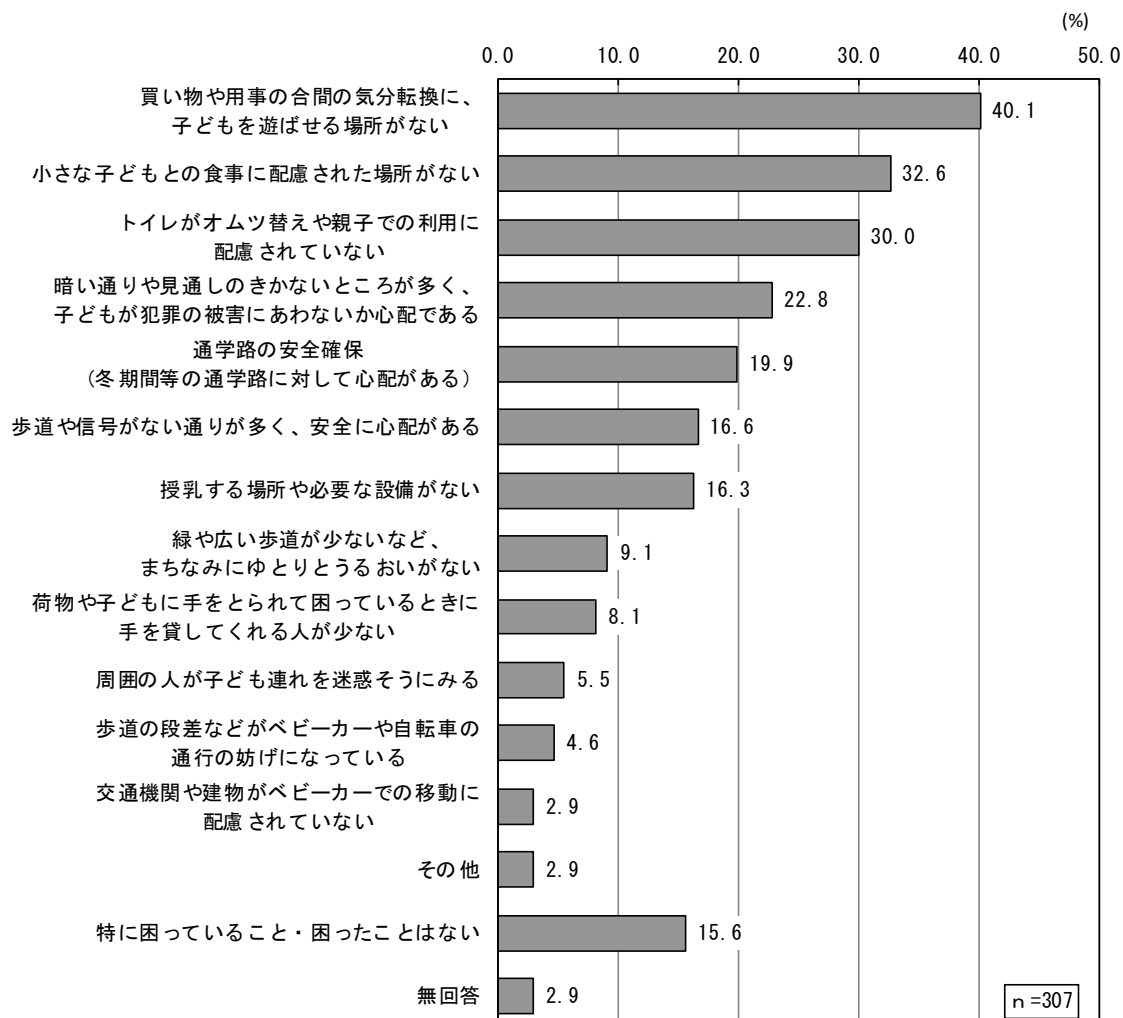
【小学校児童】



就学前児童、小学校児童ともに「子どもと接する時間が少ない」（就学前児童 44.6%、小学校児童 41.3%）の割合が最も高く、回答の傾向に差はみられません。

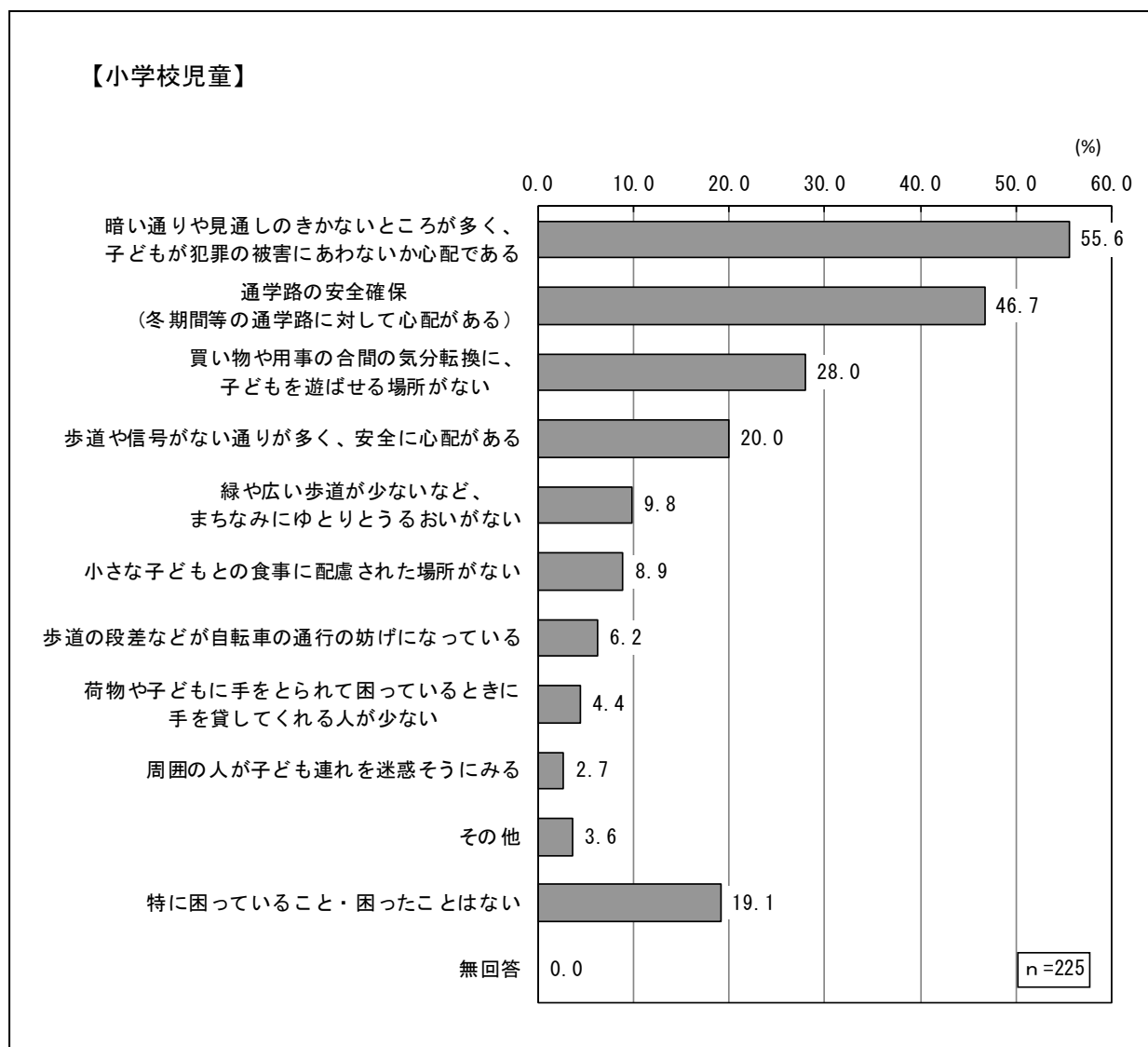
問 お子さんとの外出の際、困ること・困ったことはどのようなことですか。
(複数回答)

【就学前児童】



就学前児童では、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」(40.1%) が最も多く、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない」(32.6%)、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」(30.0%)、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」(22.8%)、「通学路の安全確保」(19.9%)が続いています。

全般的に、施設や設備（インフラを含む。）の整備がなされていないことに起因する困りごとが上位となっていることがわかります。



小学生保護者では、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」（55.6%）、「通学路の安全確保」（46.7%）、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」（28.0%）が上位となっており、就学前児童と同様な傾向がみられます。

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育ての現状

第3章

子ども支援の基本的な考え方

第4章

事業計画

第5章

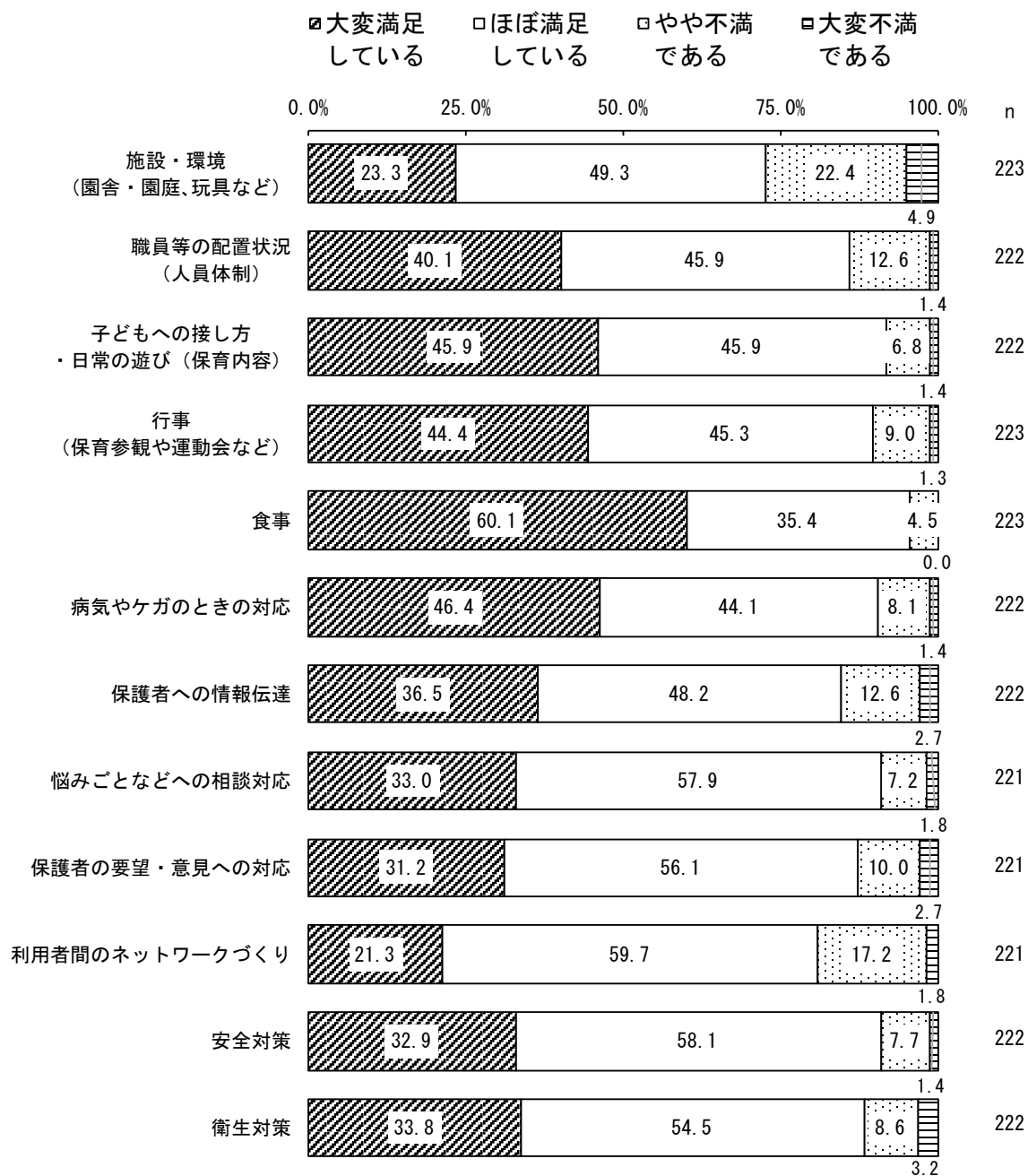
推進体制

付属資料

サ) 子育て支援サービスの満足度（現在のサービス利用者のみ）

【就学前児童】（保育サービスの利用者のみ）

問 現在ご利用になっている保育サービスなどの「満足度」をお答えください。

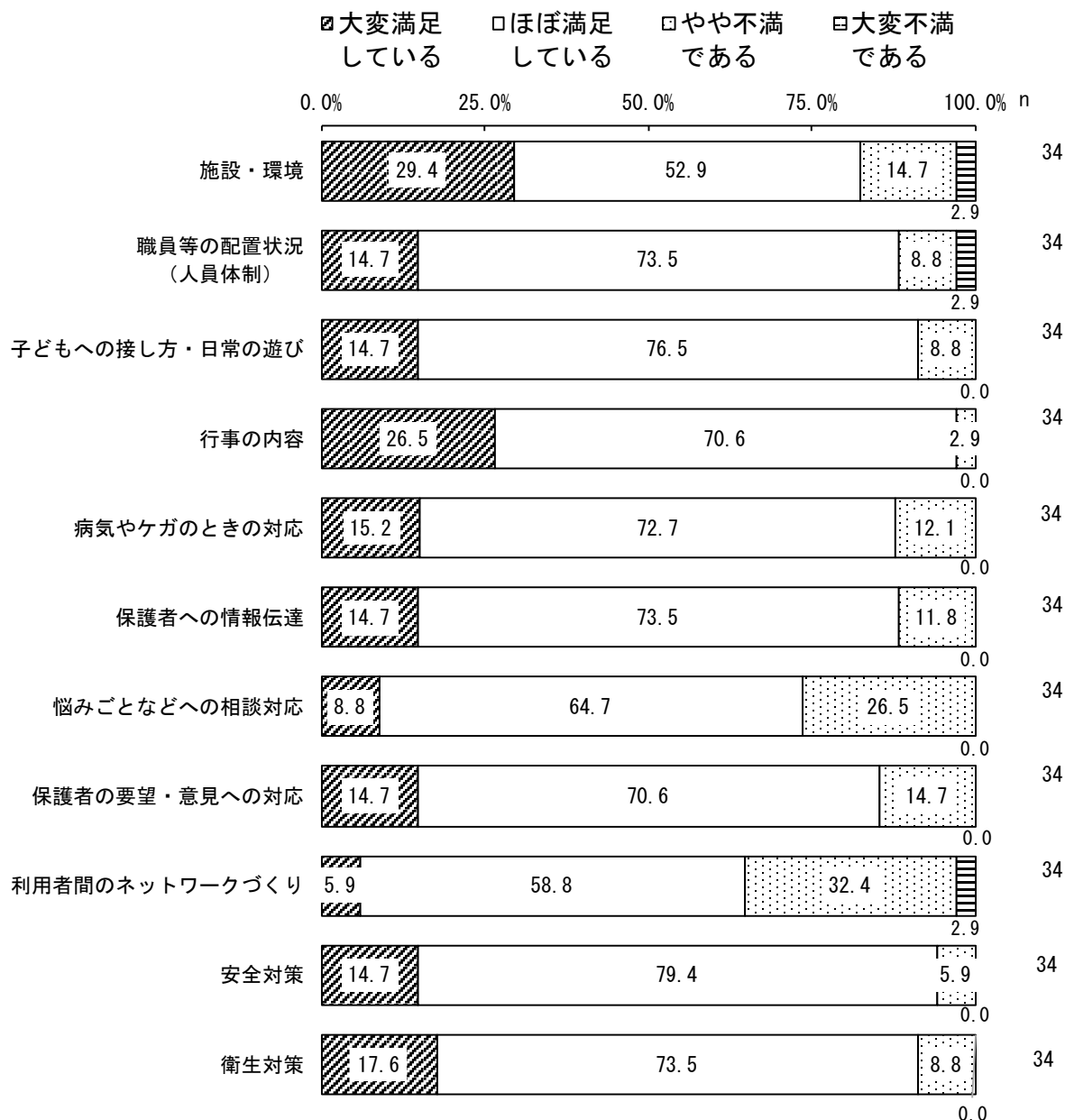


「施設・環境（園舎・園庭、玩具など）」以外の保育サービスは「大変満足している」と「ほぼ満足している」を合わせた満足層が8割を超えています。

「施設・環境」「職員等の配置状況」「保護者への情報伝達」「保護者の要望・意見への対応」「利用者間のネットワークづくり」は、「やや不満」が1割を超えており、比較的不満層（「やや不満である」と「大変不満である」の合計）の割合が高くなっています。

【小学校児童】（学童クラブの利用者のみ）

問 現在通っている学童クラブに対しての「満足度」をお答えください



いずれの項目も「大変満足している」と「ほぼ満足している」を合わせた満足層が多数を占めています。

ただし、「悩みごとなどへの相談対応」と「利用者間のネットワークづくり」は「やや不満である」が2割を超えており、比較的不満層（「やや不満である」と「大変不満である」の合計）の割合が高くなっています。

第1章

計画概要

第2章

子どもを取り巻く子育て現状

第3章

子ども支援の基本的考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

シ) 教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関する自由意見

問 教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してのご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。(自由回答)

記入された意見を整理すると、以下のような結果となりました。

【就学前児童】

	主な意見内容	件数
1	保育園・幼稚園について	22
2	保育園・幼稚園の休日保育について	2
3	保育士について	3
4	遊び場について	42
5	子育てに役に立つ施設の情報について	2
6	にこにこパスポートについて	2
7	子育てについて	18
8	通学・通園について	7
9	放課後児童クラブ（学童クラブ）について	6
10	医療について	4
11	医療費助成について	2
12	病児保育について	2
13	その他	25

【小学校児童】

	主な意見内容	件数
1	保育園について	1
2	遊び場について	21
3	通学について	10
4	にこにこパスポートについて	4
5	子育てについて	10
6	寺子屋、放課後クラブ（学童クラブ）について	5
7	ファミリー・サポートについて	1
8	医療について	1
9	子ども医療費助成について	4
10	その他	19

第1章

計画概要

第2章

子ども
を取り巻く
子育て
現状

第3章

子ども
支援の基
本的な
考え方

第4章

事業計画

第5章

推進体制

付属資料

5. 用語の解説

あ行	
育成医療費助成事業	疾患に対し、確実な治療効果があると医師が認めた場合に対し、所得に応じて医療費の一部を助成する事業です。
親支援講座	子育て中の保護者が、それぞれに抱えている悩み等を話し合いながら、自分自身を見つめ直し、仲間同士の交流などを通して、いきいきと子育てができるよう支援する講座です。
か行	
確認制度	「子ども・子育て支援法」第 31 条に基づき、給付の実施主体である市が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、五泉市子ども・子育て支援事業計画に照らして、1 号認定、2 号認定、3 号認定ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認する制度です。 なお、認可は、教育・保育施設は県が、地域型保育事業は市が行います。
家庭的保育事業	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 5 人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業です。
教育・保育施設	「認定こども園法」第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」、「学校教育法」第 1 条に規定する「幼稚園」及び「児童福祉法」第 39 条第 1 項に規定する「保育所」が該当します。 （「子ども・子育て支援法」第 7 条）
居宅訪問型保育事業	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業です。
五泉市子ども・子育て会議	「子ども・子育て支援法」第 77 条に基づき、本市が設置する地方版子ども・子育て会議です。事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しを行います。
子育て支援センター	市内に住所を有する 4 歳未満の児童及びその保護者を対象に、子育て家庭に対する育児支援や子育て家庭に関する相談指導及び情報の提供と子育てサークル等の育成を行います。
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（「子ども・子育て支援法」第 7 条）をいいます。

さ行	
事業所内保育事業	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。
施設型給付	教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園）を通じた共通の給付。これまでは、認定こども園・幼稚園・保育園に対し、異なる財源のもと、園の経費や保護者への助成金が個別の給付費として支給されていましたが、平成 27 年 4 月からスタートした新制度では、「施設型給付費」という共通の給付に一本化されます。
児童扶養手当	離婚等により父又は母のいない子どもを育てている母又は父及び親代わりの人に支給される手当です。
小規模保育事業	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業で、A 型、B 型、C 型の 3 種類に分かれます。 (A 型) 保育従事者全員が保育士等の有資格者など、保育園とほぼ同等の基準が要求される。 (B 型) 保育従事者の 1/2 以上が保育士等の有資格者など、A 型と C 型の中間に位置する。 (C 型) 保育従事者は、市が認定する家庭的保育者のみでよいなど家庭的保育に近い。
た行	
地域型保育給付	小規模保育事業（定員 6～19 人）、家庭的保育事業（定員 5 人以下）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の 4 種類の事業（地域型保育事業）への給付です。
寺子屋	小学生を対象に、平日の放課後（週 3 回）に学校内の空き教室等を利用し、自主学習への習慣付け及び自他を大切にしよう人間性の育成を目指し実施しています。
特定教育・保育施設	市が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設をいいます。
特定地域型保育事業	市が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業のことです。
特別児童扶養手当	精神又は身体に一定の障がいをもつ児童を養育する人に支給される手当です。
な行	
乳幼児健康診査	乳幼児の発育・発達の確認及び疾患の早期発見により、心身の健全な発達を促すために実施する健康診査です。 4 か月児健診、10 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診があります。

第 1 章

計画概要

第 2 章

子ども・子育て
を取り巻く現状

第 3 章

子ども・子育て
支援の方針

第 4 章

事業計画

第 5 章

推進体制

付属資料

は行	
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進のために医療費を助成する事業です。
や行	
要保護児童	以下のいずれかに該当する児童です。 ①保護者から虐待（身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、養育放棄・無視（ネグレクト））を受けている児童 ②障がい等のため保護者から十分な監護が受けられない児童 ③非行児童（犯罪行為を含む不良行為をなす、またはなすおそれのある児童） ④保護者のいない児童（孤児、保護者に遺棄された児童、保護者が長期拘禁中の児童、家出した児童など）
要保護児童対策地域協議会	子どもの虐待発生の防止と虐待から子どもを守るため、支援体制の整備と関係機関との連絡調整及び必要な事業を行うための会です。中央児童相談所、警察、民生委員、保育園、幼稚園、学校等で構成されています。
ら行	
療育教室	心身に障がいのある就学前の児童の成長や発達に関して支援を行うことを目的に、児童に対する訓練と、保護者に対する療育技術の指導と育成・助長を行う教室（実施場所：福祉会館）です。親子で集団遊びを通して親子関係を豊かにし、児童の発達を促します。
英字	
D V	ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略語。配偶者間や内縁関係（過去の関係も含む）、恋人関係等の親密な関係（過去の関係も含む）の間に起こる暴力や暴力による支配状態のことです。



第二期五泉市子ども・子育て支援事業計画
五泉市 こども課
〒959 - 1692 新潟県五泉市太田 1094-1
電話 0250 (43) 3911 (代表)
URL <https://www.city.gosen.lg.jp>